

アメリカ合衆国

商標規則

連邦規則法典第 37 卷

2007 年 8 月 1 日改正

2007 年 11 月 1 日施行

目次

商標事件に適用する規則

- § 2.1 [保留]
- § 2.2 定義
- § 2.6 商標手数料
- § 2.7 ファスナー記録手数料

弁護士又は他の被授權者による代理

- § 2.11 出願人は弁護士を代理人とすることができる
- § 2.17 代理行為の承認
- § 2.18 通信の宛先
- § 2.19 委任状の撤回；辞任

宣言書

- § 2.20 宣誓書に代わる宣言書

登録出願

- § 2.21 出願日を受領するための要件
- § 2.22 TEAS プラス出願に関する提出要件
- § 2.23 TEAS プラス出願に関する追加要件
- § 2.24 外国の出願人による国内代理人の指定
- § 2.25 書類の不返却
- § 2.26 新出願における旧図面の使用
- § 2.27 係属中の商標出願の索引；出願の閲覧
- § 2.32 完全な出願の要件
- § 2.33 真実宣言された陳述書
- § 2.34 出願の基礎
- § 2.35 基礎の追加，削除又は代替
- § 2.36 先の登録の特定
- § 2.37 標章の説明
- § 2.38 前権利者又は関係会社による使用
- § 2.41 法第 2 条(f)に基づく識別性の証拠
- § 2.42 同時使用
- § 2.43 サービスマーク
- § 2.44 団体標章

- § 2.45 証明標章
- § 2.46 主登録簿
- § 2.47 補助登録簿

図面

- § 2.51 要求される図面
- § 2.52 図面の種類及び図面の形式
- § 2.53 TEAS によって提出される図面についての要件
- § 2.54 紙面によって提出される図面についての要件

見本

- § 2.56 見本
- § 2.59 代替見本の提出

出願審査及び出願人による行為

- § 2.61 審査官による処分
- § 2.62 応答期間
- § 2.63 再審査
- § 2.64 最終処分
- § 2.65 放棄
- § 2.66 放棄された出願の回復
- § 2.67 特許商標庁による処分の中断
- § 2.68 出願の明示された放棄(取下)
- § 2.69 他の法律の遵守

出願の補正

- § 2.71 方式不備を訂正するための補正
- § 2.72 標章の説明又は図面の補正
- § 2.73 同時使用を具陳するための補正
- § 2.74 補正の方式
- § 2.75 出願を異なる登録簿のものに変更するための補正
- § 2.76 使用を主張するための補正
- § 2.77 許可通知から使用陳述書までの間での補正

公告及び公告後

- § 2.80 異議申立のための公告
- § 2.81 公告後
- § 2.82 補助登録簿上の標章は、登録されたときに限り公告されること
- § 2.83 抵触する標章
- § 2.84 公告された出願に関する管轄権

分類

- § 2.85 分類表
- § 2.86 出願は複数の類を含むことができる
- § 2.87 出願の分割

許可通知後

- § 2.88 許可通知後における使用陳述書の提出
 - § 2.89 使用陳述書提出期間の延長
- ### インターフェアレンス及び同時使用の手続
- § 2.91 インターフェアレンスの宣言
 - § 2.92 インターフェアレンスの予備段階
 - § 2.93 インターフェアレンスの開始
 - § 2.96 争点；立証責任
 - § 2.98 インターフェアレンスへの当事者の加入
 - § 2.99 同時使用者としての登録の出願

異議申立

- § 2.101 異議申立の提出
- § 2.102 異議申立提出期間の延長
- § 2.104 異議申立の内容
- § 2.105 当事者に対する異議申立手続についての通告
- § 2.106 答弁書
- § 2.107 異議申立手続における訴答の補正

取消

- § 2.111 取消請願の提出
- § 2.112 取消請願の内容
- § 2.113 取消手続の通告
- § 2.114 答弁書
- § 2.115 取消手続における訴答の補正

当事者系手続における訴訟手続

- § 2.116 連邦民事訴訟規則
- § 2.117 手続の中止
- § 2.118 配達されなかった庁の通知
- § 2.119 書類の送達及び署名
- § 2.120 開示手続
- § 2.121 証言を取る期間の指定
- § 2.122 証拠に関する事項
- § 2.123 当事者系事件における審理証言
- § 2.124 書面による質問に基づく証言録取

- § 2.125 証言の提出及び送達
- § 2.126 商標審理審判部への提出物の形式
- § 2.127 申立
- § 2.128 最終審理における趣意書
- § 2.129 口頭弁論；再検討
- § 2.130 商標担当審査官によって示唆される新たな問題
- § 2.131 当事者系手続における決定の後の差戻
- § 2.132 証言を取らなかったことを理由とする非任意的却下
- § 2.133 手続過程における出願又は登録の補正
- § 2.134 登録の放棄又は任意の取消
- § 2.135 出願又は標章の放棄
- § 2.136 手続が終結したときの出願の状態

審判請求・上訴

- § 2.141 商標審査官に対する査定系審判請求
- § 2.142 査定系審判請求の期間及び方法
- § 2.144 査定系審判請求に関する決定の再検討
- § 2.145 裁判所への上訴及び民事訴訟

請願及び長官による処分

- § 2.146 長官に対する請願
- § 2.148 長官は一定の規則を停止することができる

証明書

- § 2.151 証明書

1905年の法律に基づいて登録された標章の公告

- § 2.153 公告要件
- § 2.154 公報における公告
- § 2.155 公告の通知
- § 2.156 異議申立の対象とはならない；取消の対象となる

旧法に基づいて登録された商標の再登録

- § 2.158 1881年、1905年及び1920年の法律に基づいて登録された標章の再登録

第6年中に宣誓供述書又は宣言書を提出しないことを事由とする取消

- § 2.160 登録取消を回避するために必要とされる 継続使用又は免責可能な不使用方法に関する宣誓供述書又は宣言書
- § 2.161 継続使用又は免責可能な不使用方法に関する完全な宣誓供述書又は宣言書のための要件
- § 2.162 登録人に対する通知

- § 2.163 宣誓供述書又は宣言書の受領通知
- § 2.164 宣誓供述書又は宣言書の不備の訂正
- § 2.165 長官に対する，拒絶についての再審理を求めるための請願
- § 2.166 継続使用又は免責可能な不使用に関する宣誓供述書の，更新出願との結合

第 15 条に基づく宣誓供述書又は宣言書

- § 2.167 第 15 条に基づく宣誓供述書又は宣言書
- § 2.168 第 15 条に基づく宣誓供述書若しくは宣言書の，法第 8 条に基づく宣誓供述書若しくは宣言書又は更新出願との結合

訂正，権利の部分放棄，放棄等

- § 2.171 所有権の変更による新たな証明書
- § 2.172 取消のための放棄
- § 2.173 登録の補正
- § 2.174 庁による錯誤の訂正
- § 2.175 登録人による錯誤の訂正
- § 2.176 前記諸事項の検討

存続期間及び更新

- § 2.181 原登録の存続期間及び更新
- § 2.182 更新出願の提出期間
- § 2.183 完全な更新出願のための要件
- § 2.184 更新の拒絶
- § 2.185 更新出願における不備の訂正
- § 2.186 長官に対する，更新拒絶についての再審理を求める請願

商標事件に関する一般的情報及び通信

- § 2.188 - § 2.189 [保留]
- § 2.190 合衆国特許商標庁との商標通信の宛先
- § 2.191 手続は書面をもって行うべきこと
- § 2.192 手続は礼節をもって行うべきこと
- § 2.193 商標通信及び署名要件
- § 2.194 商標出願又は登録の特定
- § 2.195 商標通信の受領
- § 2.196 手続をするための期間：土曜日，日曜日又は連邦休日に当たる期間満了
- § 2.197 郵送又は送信の証明書
- § 2.198 「速達郵便」による通信の提出
- § 2.199 [保留]

特許商標庁の商標記録及びファイル

- § 2.200 譲渡記録は公衆の閲覧に供される

§ 2.201 謄本及び認証謄本

§ 2.202 - § 2.205 [保留]

商標事件に関する手数料及び金銭の納付

§ 2.206 商標手数料は前納すること

§ 2.207 納付方法

§ 2.208 予納口座

§ 2.209 払戻

商標事件に適用する規則

§ 2.1 [保留]

§ 2.2 定義

- (a) 「法」は、この部において使用するときは、1946年の商標法(60 Stat. 427, as amended, codified in, 15 U.S.C. 1051 et. seq.)を意味する。
- (b) 「法主体」は、この部において使用するときは、自然人及び法人の両方を意味する。
- (c) 「長官」は、この章において使用するときは、第10部の場合を除き、知的所有権担当商務次官兼合衆国特許商標庁長官を意味する。
- (d) 「コロンビア特別区内の連邦休日」は、土曜日及び日曜日を除く日であって、合衆国特許商標庁が公式に終日、業務を停止する日を意味する。
- (e) 「庁」という用語は、合衆国特許商標庁を意味する。
- (f) 「TEAS」という頭字語は、<http://www.uspto.gov>においてオンライン利用可能な商標電子出願制度を意味する。
- (g) 「ESTTA」という頭字語は、<http://www.uspto.gov>において利用可能な商標審理審判請求電子制度を意味する。
- (h) 「国際出願」という用語は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいて提出される国際出願を意味する。

§ 2.6 商標手数料

特許商標庁は、次の手数料及び料金を要求する。

- (a) 商標処理手数料
 - (1) 出願手数料
 - (i) 紙面による出願, 1類につき \$ 375.00
 - (ii) TEASによる出願, 1類につき \$ 325.00
 - (iii) § 2.22に基づくTEASプラス出願, 1類につき \$ 275.00
 - (iv) § 2.22(b)及び§ 2.23(b)に基づく追加の処理手数料, 1類につき \$ 50.00
 - (2) 法第1条(c)に基づいて使用を主張するための補正書の提出, 1類につき \$ 100.00
 - (3) 法第1条(d)(1)に基づく使用陳述書の提出, 1類につき \$ 100.00
 - (4) 法第1条(d)(1)に基づく使用陳述書の提出に関して6月の期間延長を求める, 法第1条(d)(2)に基づく請求書の提出, 1類につき \$ 150.00
 - (5) 登録更新出願, 1類につき \$ 400.00
 - (6) 猶予期間中に更新出願をするための追加手数料, 1類につき \$ 100.00
 - (7) 第12条(c)に基づく標章の公告のための提出, 1類につき \$ 100.00
 - (8) 譲受人の請求に基づく新たな登録証の発行 \$ 100.00
 - (9) 登録人の過失についての訂正証明書 \$ 100.00
 - (10) 登録についての, 権利の部分放棄の提出 \$ 100.00
 - (11) 登録についての補正書の提出 \$ 100.00
 - (12) 法第8条に基づく宣誓供述書の提出, 1類につき \$ 100.00
 - (13) 法第15条に基づく宣誓供述書の提出, 1類につき \$ 200.00

- (14) 猶予期間中に法第 8 条宣誓供述書を提出するための追加手数料, 1 類につき \$ 100.00
- (15) 長官に対する請願書 \$ 100.00
- (16) 取消請願書の提出, 1 類につき \$ 300.00
- (17) 異議申立通知の提出, 1 類につき \$ 300.00
- (18) 商標審理審判部に対する査定系審判請求に関して, 1 類につき \$ 100.00
- (19) 出願の分割, 新たな出願(ファイル・ラッパー)1 件につき \$ 100.00
- (20) 第 8 条宣誓供述書における不備の訂正 \$ 100.00
- (21) 更新出願における不備の訂正 \$ 100.00
- (b) 商標役務手数料
 - (1) 登録商標の印刷複写, 複写のみ。役務には, 2 就業日から 3 就業日以内での庁による複写作成及び合衆国郵政公社による配達; 並びに受領後 1 就業日以内での庁による複写の作成, 及び庁の郵便箱への投函又は電子的手段(例えば, ファクシミリ, 電子メール)による配送を含める。 \$ 3.00
 - (2) 出願時の商標登録出願に関する認証謄本又は無認証謄本であって, 7 暦日以内に処理されるもの \$ 15.00
 - (3) 商標に関するファイル・ラッパー及び内容物の認証謄本又は無認証謄本 \$ 50.00
 - (4) 登録商標の認証謄本であって, 名称及び/又は状態を表示しているもの
 - (i) 通常配送 \$ 15.00
 - (ii) 市内迅速配送 \$ 30.00
 - (5) 商標記録の認証謄本又は無認証謄本, 本条に別段の規定がある場合を除き, 1 書類につき \$ 25.00
 - (6) 登録又は出願の所有権に関する, 個々の商標の譲渡証, 契約書その他の書類の記録
 - (i) 書類中の最初の所有権 \$ 40.00
 - (ii) 同一書類中の追加の個々の所有権 \$ 25.00
 - (7) 譲渡記録, 権原の抜粋及び証明, 登録 1 件につき \$ 25.00
 - (8) X 調査機能を使用する端末接続時間(印刷時間を含む)を, 実際に使用した時間に応じて案分した各時間に対して前納される限界費用。長官は, 貧困又は困窮の証明があり, かつ, 請求権の放棄が公共の利益に資するときは, X 調査の利用に係る個人による納付についての請求権を放棄することができる。 \$ 40.00
 - (9) セルフサービスによる複写の料金, 1 ページにつき \$ 0.25
 - (10) 役務のための人件費, 1 時間又はその端数につき \$ 40.00
 - (11) 提供可能であると長官が認定する項目及び役務であって, その手数料が制定法又はこの部によって定められていないものについて, 個々の当該項目又は役務に関して長官が決定する料金 実費
 - (12) 金融機関によって拒絶された支払(「不渡り」として返却された小切手を含む)又は返還請求された支払に関する処理, 1 件につき \$ 50.00
 - (13) 予納口座
 - (i) 予納口座の開設 \$ 10.00
 - (ii) 月末残高が \$ 1,000 未満の場合の各月に対する役務料金 \$ 25.00

§ 2.7 ファスナー記録手数料

- (a) 記章に関する記録申請手数料 \$ 20.00
- (b) 記章記録の更新 \$ 20.00
- (c) 記章記録の遅延更新に係る割増手数料 \$ 20.00

弁護士又は他の被授權者による代理

§ 2.11 出願人は弁護士を代理人とすることができる

庁に対する代理行為は、§ 10.14 によって規制される。庁は、弁護士の選定に関して援助をすることができない。

§ 2.17 代理行為の承認

(a) § 10.1(c)に定義される弁護士であって、代理能力によって行為する者が、合衆国特許商標庁に対する商標事件に関する手続において、自ら出頭するか又は書類に署名をするときは、当該人の出頭又は署名は、合衆国特許商標庁に対し、§ 10.14 及び法律の規定に基づき、当該人がその者のために手続をする特定の当事者を代理する権限を付与されている旨の表明を構成するものとする。代理能力によって行為する権限については、追加の証拠を要求することができる。

(b) § 10.14(b)に指定される非法律家が出願、登録又は法的手続に関する何れかの種類の行為をする許可が与えられる前に、出願人、登録人、法的手続の当事者又は当該の出願又は法的手続を遂行する権原を有するその他の者からの委任状が提出されなければならない。

(c) 代理人としての承認を得るために、§ 10.1(c)に定義される弁護士は、委任状を提出すること、同人が出頭すること、又は商標事件に関して庁に提出される書類に、出願人又は登録人の代理として署名することができる。

(d) 当事者は、その当事者の2以上の商標出願若しくは登録、又は全ての現存及び将来の出願若しくは登録に係る委任状を提出することができる。当該委任状に依拠する当事者は、次の行為をしなければならない。

(1) 先に提出した委任状の写しを含めること、又は

(2) その委任状に言及して、先に提出した委任状の提出日；原委任状の提出に係る出願番号(判明している場合)、登録番号若しくは当事者系法的手続の番号；委任状に署名した当事者の名称を明示するか、又は出願番号が判明しない場合は、出願の写し若しくは標章の写しを提出し、かつ、出願日を明示すること

§ 2.18 通信の宛先

(a) 書類が弁護士によって送られるか、又は委任状が提出される場合は、庁は、書類を送った弁護士、又は委任状に指定された弁護士に通信を送付する。ただし、その弁護士が§ 10.1(c)に定義される弁護士であることを条件とする。

(b) 庁は、重複通信を行わない。2以上の弁護士が出頭するか又は書類に署名する場合は、庁の回答は、既に記録として確定している宛先に送付される。ただし、出願人、登録人若しくは法的手続の当事者、又はそれらによって正式に任命された弁護士が書面をもって、通信を他の宛先に送付するよう請求した後は、この限りでない。

(c) 出願、登録又は法的手続が弁護士によっては遂行されないが、国内代理人が任命されている場合は、庁は、国内代理人に通信を送付する。ただし、出願人、登録人又は当事者が書面をもって他の通信宛先を指定したときは、この限りでない。

(d) 出願、登録又は法的手続が弁護士によって遂行されず、かつ、国内代理人が任命されていない場合は、庁は、出願人、登録人又は当事者に直接に通信を送付する。ただし、出願人、

登録人又は当事者が書面をもって他の通信宛先を指定したときは、この限りでない。

§ 2.19 委任状の撤回；辞任

(a) 出願人，登録人又は法的手続の当事者を代理する権限は，事件に係る手続の如何なる段階においても，長官に対する書面による通知をもって撤回することができる。撤回された場合は，庁は，出願人，登録人若しくは手続当事者と直接に，又は新たな弁護士若しくは国内代理人が任命されている場合は，当該人と通信する。庁は，委任の撤回について，その影響を受ける者に通知する。

(b) § 10.40 の要件が満たされている場合は，§ 10.14 に基づいて商標事件に関して出願人，登録人又は法的手続の当事者を代表する権限を付与されている弁護士は，長官に対する申請をし，かつ，長官による承認を得て，辞任することができる。

宣言書

§ 2.20 宣誓書に代わる宣言書

宣誓書，宣誓供述書，真実宣言書又は宣誓陳述書に代え，28 U.S.C. 1746 の文言又は次の文言を使用することができる。「署名者は，故意の虚偽陳述及びそれに類するものは，18 U.S.C. 1001 に基づき罰金若しくは拘禁，又はその併科により処罰されること，並びにそのような故意の虚偽陳述及びそれに類するものは，出願若しくは書類，又はそれから生じる登録の有効性を害する虞があることについて警告を受けており，本人自身の知識によって行う全ての陳述が真実であること，並びに情報及び信念に基づいて行う全ての陳述は真実であると信じられていることを宣言する。」

登録出願

§ 2.21 出願日を受領するための要件

(a) 庁は、法第 1 条又は第 44 条に基づく出願であって、次の事項の全てを含むものに対し、出願日を付与する。

- (1) 出願人の名称
- (2) 通信のための名称及び宛先
- (3) 標章の明瞭な図面
- (4) 商品又はサービスの一覧，並びに
- (5) 少なくとも 1 の類の商品又はサービスに対する出願手数料であって、§ 2.6 によって要求されるもの

(b) 出願人が、(a)において要求される全ての事項を提出しない場合は、庁は、出願日が否認された理由についての説明を付し、その書類を返却することができる。

(c) 出願人は、書類を訂正し、かつ、再提出することができる。再提出された書類及び手数料が、(a)の要件の全てを満たす場合は、庁は、訂正後の書類を受領した日を出願日として付与する。

§ 2.22 TEAS プラス出願に関する提出要件

(a) 法第 1 条及び/又は第 44 条に基づく、商標/サービスマークの、主登録簿への登録出願は、それが TEAS によって行われ、かつ、次の事項を含む場合は、§ 2.6(a)(1)(iii)に基づく減額された出願手数料の適用を受ける権原を有する。

- (1) 出願人の名称及び宛先
- (2) 出願人の法的主体
- (3) 個人出願人の国籍，又は法人出願人の設立若しくは創立に係る州若しくは国
- (4) 出願人がパートナーシップである場合は、出願人の無限責任パートナーの名称及び国籍
- (5) 通信のための名称及び宛先
- (6) 通信のための電子メールの宛先，及び庁が出願に関する通信を電子メールによって出願人又はその弁護士に送付することの授権
- (7) 出願に係る 1 又は 2 以上の基礎であって、§ 2.34 の要件の全てを満たすもの。2 以上の基礎を記載する場合は、出願人は、主張する個々の基礎に関して § 2.34 の要件に従わなければならない。
- (8) 正しく分類された商品及び/又はサービスであって、庁の「商品及びサービスに関する承認可能な表示のマニュアル」による商品及び/又はサービスの表示を付したもの。当該マニュアルは、TEAS プラス様式によって、<http://www.uspto.gov> において入手することができる。法第 44 条に基づく出願に関しては、法第 44 条の基礎によって包含される商品及び/又はサービスの範囲は、外国出願又は登録に関する商品及び/又はサービスの範囲を超えることができない。
- (9) 出願が 2 以上の類の商品及び/又はサービスを含む場合は、§ 2.86 の遵守
- (10) § 2.6(a)(1)(iii)によって要求される、商品及び/又はサービスの各類についての出願手数料
- (11) § 2.33 の要件を満たす真実宣言された陳述書であって、§ 2.33(a)に従って、出願人の

代理として署名する権限を適切に与えられた者により日付及び署名が付されているもの

(12) 標章の明瞭な図面。出願人が標準文字を主張しない場合は、出願人は、.jpg フォーマットによる、標章のデジタル化したイメージを添付しなければならない。標章が色彩を含む場合は、図面は、標章を色彩付きで示さなければならない。

(13) 標章が標準文字によるものである場合は、現在、<http://www.uspto.gov> において入手することができる、特許商標庁標準文字一式の中の文字のみによって構成されており、TEAS プラス様式の該当する場所にタイプされた標章

(14) 標章が色彩を含む場合は、その色彩の名称を指定し、その色彩が標章中に表示される場所を記述する陳述書、及び色彩が標章の特徴の一部である旨の主張

(15) 標章が標準文字によるものでない場合は、標章の説明

(16) 標章が非英語文言を含む場合は、その文言の英語翻訳

(17) 標章が非ラテン文字を含む場合は、その文字の翻字

(18) 標章が個人の名称又は肖像を含む場合は、次の内の一方。(i) 生存している個人であって、その名称又は肖像が標章を構成しているものを特定する陳述書及び当該個人の同意書、又は(ii) 名称又は肖像が、生存している個人を特定するものではない旨の陳述書(法第 2 条(c)参照)

(19) 出願人が同一の標章に関して 1 又は 2 以上の登録を所有している場合は、§ 2.36 による登録番号によって特定される登録についての所有権の主張、及び

(20) 出願が同時使用出願である場合は、§ 2.42 の遵守

(b) 出願が出願時に(a)の要件を満たさない場合は、出願人は、§ 2.6(a)(1)(iv)によって要求される手数料を納付しなければならない。出願が、出願時に、§ 2.21 の提出日の要件を満たした場合は、その出願は、原出願日を保持する。

(c) 次の種類の出願は、(a)に基づく TEAS プラス出願としてはすることができない。

(1) 証明標章出願(§ 2.45 参照)

(2) 団体標章出願(§ 2.44 参照)

(3) 団体会員標章出願(§ 2.44 参照)、及び

(4) 補助登録簿への登録出願(§ 2.47 参照)

§ 2.23 TEAS プラス出願に関する追加要件

(a) § 2.22(a)に基づく出願要件に加え、出願人は、次の行為をしなければならない。

(1) 次の事項についての通信を TEAS によって提出すること

(i) 庁指令に対する応答(法第 20 条に基づく審判請求通知を除く)

(ii) 通信宛先及び所有者の宛先についての変更請求

(iii) 委任の指定及び / 又は撤回

(iv) 国内代理人の指名及び / 又は撤回

(v) 予備的補正

(vi) 法第 1 条(c)に基づく使用を主張するための補正又は法第 1 条(d)に基づく使用に関する陳述

(vii) 法第 1 条(d)に基づく使用に関する陳述を提出するための期間についての延長申請、及び

(viii) 法第 1 条(b)の基礎を削除するための申請

(2) 庁からの通信を，継続して電子メールによって受領すること

(b) 出願が(a)の要件を満たさない場合は，出願人は§ 2.6(a)(1)(iv)によって要求される手数料を納付しなければならない。

§ 2.24 外国の出願人による国内代理人の指定

出願人が合衆国に住所を有していない場合は，当該出願人は，合衆国特許商標庁に書類を提出することにより，合衆国内居住者であって，その標章に関する法的手続における通知又は令状の送達先とすることができる者の名称及び宛先を指定することができる。出願人が，その標章に関する法的手続における通知又は令状の送達先とすることができる合衆国内居住者の名称及び宛先を指定しない場合，又は最後の被指定者を指定書に記載されている宛先に見出すことができない場合は，その標章に関する法的手続における通知又は令状は，長官に送達することができる。国内代理人の単なる指定では，被指定人が§ 10.14(a)，(b)又は(c)に基づく資格を有しており，かつ，§ 2.17(b)に基づいて授權されている場合を除き，当該被指定人に出願について手続をする権限を与えることにならない。

§ 2.25 書類の不返却

出願が行われた後は，それに係る書類は，如何なる目的であっても返却されない。ただし，請求及び手数料の納付があったときは，庁は，出願人に写しを提供する。

§ 2.26 新出願における旧図面の使用

放棄され若しくは拒絶された出願に代えてなされる出願 又は再登録出願 (§ 2.158) に際しては，新たな完全出願が要求されるが，旧図面が適合する場合は，それを使用することができる。出願には，当該図面についての移転請求，及び原ファイルに入れられるべき恒久性のある写真複写又はそのような写しの注文を添付しなければならない。そのようにして移転された又は移転される図面は，補正することができない。

§ 2.27 係属中の商標出願の索引；出願の閲覧

(a) 係属中の出願の索引であって，出願人の名称及び宛先，標章の複製又は説明，標章が使用される商品又はサービス，類番号，使用日，出願番号及び出願日を含むものが，出願後速やかに公衆の閲覧に供されるものとする。

(b) (e)に規定する場合を除き，係属中である特定の出願に関するファイルの閲覧は，書面による請求があったときは，§ 2.80 に基づく公告の前に許可されるものとする。

(c) 出願及びそれに係る法的手続に関する長官及び商標審理審判部の決定は，公告されるか，又は閲覧に供される。

(d) (e)に規定する場合を除き，標章が登録され又は異議申立のために公告された後は，出願及びそれに係る全ての法的手続のファイルは，公衆の閲覧に供され，またその書類の写しは，手数料を納付して，提供を受けることができる。

(e) 出願又は登録に関する法的手続において，裁判所又は商標審理審判部によって出され又は行われた保護命令に従って封印して提出すべきことを命じられた事柄は，秘密が守られなければならない，かつ，公衆の閲覧又は複写に供されてはならない。ただし，裁判所又は審判部によって別段の命令がされる場合，又は命令により保護される当事者がその命令に服する

事項を自発的に開示する場合は、この限りでない。可能な場合は、審判部への提出物は、その秘密部分のみを封印して提出しなければならない。

§ 2.32 完全な出願の要件

- (a) 出願は英語によるものとし、次の事項を含まなければならない。
- (1) 登録の請求
 - (2) 出願人の名称
 - (3)(i) 出願人の国籍、又は
 - (ii) 出願人が会社、社団、パートナーシップ又はその他の法人である場合は、出願人が設立される基礎となった法律の管轄区域(通常、州又は国)、及び
 - (iii) 出願人がパートナーシップである場合は、無限責任パートナーの名称及び国籍
 - (4) 出願人の宛先
 - (5) 1又は2以上の基礎であって、§ 2.34(a)によって要求されるもの
 - (6) 特定の商品又はサービスであって、それらに付して又は関連して、出願人がその標章を使用しているか、又は使用する意図を有しているものの一覧。法第 44 条に基づいて提出される合衆国出願に関しては、法第 44 条の基礎により包含される商品又はサービスの範囲は、外国出願又は登録における商品又はサービスの範囲を超えることができない。また
 - (7) 商品又はサービスの国際分類(判明している場合)。商品及びサービスの国際分類一覧については § 6.1 を参照。
- (b) 出願は、§ 2.33 の要件を満たす、真実宣言された陳述書を含まなければならない。
- (c) 出願は、§ 2.51 及び § 2.52 の要件を満たす図面を含まなければならない。
- (d) 出願は、商品又はサービスの各類について、§ 2.6 によって要求される手数料を含まなければならない。
- (e) 複数類の出願に関する要件については、§ 2.86 を参照。

§ 2.33 真実宣言された陳述書

- (a) 出願は、出願人の代理として署名することを正規に授権されている者によって署名され、かつ、真実宣言(宣誓)がされているか、又は当該人による § 2.20 に基づく宣言書によって裏付けられた陳述書を含まなければならない。出願人の代理として署名することを正規に授権されている者とは、次の者をいう。
- (1) 出願人を拘束する法的権限を有する者、又は
 - (2) 該当する事実についての直接の知識、及び出願人の代理として手続をする現実の若しくは黙示の権限を有する者、又は
 - (3) § 10.1(c)に定義されている弁護士であって、出願人から書面又は口頭により現実の又は黙示の委任を受けている者
- (b)(1) 法第 1 条(a)に基づく出願に関しては、真実宣言された陳述書は、次の事項を主張しなければならない。

出願人は、添付図面に表示された標章を採用しており、かつ、現に使用していること；出願人は、同人がその標章の所有者であると信じていること；その標章が取引において使用されていること；宣言人の知識及び信念の及ぶ限りでは、他人がその標章を、同一の形態においても又は当該他人の商品若しくはサービスに利用したときに混同若しくは誤認を生じさせ若

しくは欺瞞する虞のある程に類似した形態においても，取引において使用する権利を有していないこと；見本は，商品又はサービスに付して又は関連して使用されている態様での標章を示していること；及び，出願に記載されている事実は真実であること。

(2) 法第 1 条(b)又は法第 44 条に基づく出願に関しては，真実宣言された陳述書は，次の事項を主張しなければならない。

出願人は，添付図面に表示された標章を，取引において，指定した商品又はサービスに付して又は関連して使用する善意の意図を有していること；出願人は，他人がその標章を取引において使用する権原を有すると信じていること；宣言人の知識及び信念の及ぶ限りでは，他人がその標章を，同一の形態においても又は当該他人の商品若しくはサービスに利用したときに，混同若しくは誤認を生じさせ若しくは欺瞞する虞のある程に類似した形態においても，取引において使用する権利を有していないこと；及び，出願に記載されている事実は真実であること。

(c) 真実宣言された陳述書が署名後の合理的な期間内に提出されなかった場合は，庁は，出願人に対し，出願人によるその標章の取引における使用の継続又は使用についての誠実な意図について，代替の真実宣言書又は § 2.20 に基づく宣言書を提出するよう要求することができる。

(d) 電子送信出願が許可される場合は，真実宣言された陳述書に署名する者は，次の何れかを行わなければならない。

(1) 電子提出の署名欄において，数字及び/又は文字からなる記号を，2 のフォワード・スラッシュの間に入れること，又は

(2) 長官によって指定される他の形式の電子署名を使用して，真実宣言された陳述書に署名すること

(e) 法第 66 条(a)に基づく出願に関しては，真実宣言された陳述書は，国際事務局にあるファイル上の国際登録の一部である。真実宣言された陳述書は，次の主張をしなければならない。

(1) 出願人/所有者は，その標章を，合衆国議会が規制することができる取引において，国際出願/事後の指定において特定された商品/サービスに付して又は関連して使用する誠実な意図を有すること

(2) 署名者は，出願人/所有者の代理として，この宣言書を作成することを正規に授權されていること

(3) 署名者は，出願人/所有者が，合衆国議会が規制することができる取引において，国際出願/登録において特定された商品/サービスに付して又は関連して，その標章を使用する権原を有すると信じていること，及び

(4) 当該人の知識及び信念の及ぶ限りでは，他人，企業，会社，社団その他の法人は，その標章を，合衆国議会が規制することができる取引において，それと同一の形態においても又は当該他人，企業，会社，社団その他の法人の商品/サービスに付して又は関連して使用したときに混同若しくは誤認を生じさせ若しくは欺瞞する虞がある程に類似する形態においても，使用する権利を有さないこと

§ 2.34 出願の基礎

(a) 出願は，次の 5 の出願基礎の内の 1 又は 2 以上を含んでいなければならない。

(1) 法第 1 条(a)に基づく取引における使用

法第 1 条(a)に基づく出願の要件は、次のとおりである。

(i) 商標所有者の真実宣言された陳述書であって、その標章が出願に列記された商品又はサービスに付して又は関連して取引において使用されている旨のもの。真実宣言書が当初の出願と共に提出されない場合は、真実宣言された陳述書には、その標章が出願日時点において、出願に列記された商品又はサービスに付して又は関連して、取引において使用されていたことを主張しなければならない。

(ii) 出願人が、商品又はサービスに付して又は関連して、何れかの場所においてその標章を初めて使用した日

(iii) 出願人が、商標又はサービスマークとして、その標章を初めて取引において使用した日、及び

(iv) 出願人が取引において実際に使用している態様を示す 1 の見本

(2) 法第 1 条(b)に基づく使用意図

法第 1 条(b)に基づく出願においては、出願人は、出願に列記されている商品又はサービスに付して又は関連して、その標章を取引において使用する誠実な意図を有する旨の真実宣言をしなければならない。真実宣言書が当初の出願と共に提出されない場合は、真実宣言された陳述書は、出願人が出願日時点において、出願に列記された商品又はサービスに付して又は関連して、その標章を取引において使用する誠実な意図を有していたことを主張しなければならない。

(3) 法第 44 条(e)に基づく、外国の出願人の本国における標章に関する登録

法第 44 条(e)に基づく出願についての要件は、次のとおりである。

(i) 出願人の真実宣言された陳述書であって、同人が出願に列記された商品又はサービスに付して又は関連して、その標章を取引において使用する善意の意図を有する旨のもの。真実宣言書が当初の出願と共に提出されない場合は、真実宣言された陳述書は、出願人が出願日時点において、その標章を取引において使用する善意の意図を有していた旨を主張しなければならない。

(ii) 出願人の本国における登録に係る真正謄本、写真複写、証明書又は認証謄本であって、その標章が当該国において登録されていること、及び当該登録が完全に有効であることを示すもの。外国登録の証明書又は写しは、所有者の名称、その標章、標章の登録に係る商品又はサービスを表示していなければならない。外国登録が英語によるものでない場合は、出願人は翻訳文を提出しなければならない。

(iii) 登録記録が、合衆国登録が生じる前に外国登録が満了する予定であることを示している場合は、出願人は、本国発行の真正謄本、写真複写、証明書又は認証謄本を提出し、外国登録が更新されており、合衆国登録が生じる時に効力を有していることを証明しなければならない。外国登録が英語によるものでない場合は、出願人は翻訳文を提出しなければならない。

(4) 法第 44 条(d)に基づく、先に行われた外国出願を基礎とする優先権の主張

法第 44 条(d)に基づく出願に関する要件は、次のとおりである。

(i) 外国出願の出願日から 6 月以内に提出された優先権主張。公告又は補助登録簿への登録の前に、出願人は、次の何れかを行わなければならない。

(A) 最初に正規になされた外国出願に係る出願日、出願番号及び国名を明示すること、又は

(B) その出願が、前記の外国においてその後正規になされた出願を基礎としていること、及び先になされた出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、如何なる権利も存続させないで、取り下げられ、放棄され、又はそれ以外の処分がされていること、及び優先権主張の基礎とされていないことを陳述すること

(ii) 出願人の真実宣言された陳述書であって、出願人が出願に列記された商品又はサービスに付して又は関連して、その標章を取引において使用する誠実な意図を有する旨のものを含むこと。真実宣言書が当初の出願と共に提出されない場合は、真実宣言された陳述書は、出願人が出願日時点において、その標章を取引において使用する誠実な意図を有していたことを主張しなければならない。

(iii) 出願が公告又は補助登録簿への登録についての承認を受けることができる前に、出願人は、法第1条(a)、第1条(b)又は第44条(e)に基づく基礎を証明しなければならない。

(5) 法第66条(a)に基づく国際登録の保護の拡大

法第66条(a)に基づく出願においては、合衆国への保護の拡大を請求する国際出願又は後にする指定は、§2.33の要件を満たす署名した宣言書を含まなければならない。

(b)(1) 法第1条又は第44条に基づく出願においては、出願人は、主張する基礎についての全ての要件を満たすことを条件として、2以上の基礎を主張することができる。ただし、出願人は、同一の出願における同一の商品又はサービスに関して、法第1条(a)及び第1条(b)の双方を主張することはできない。

(2) 法第1条又は第44条に基づく出願において、出願人が2以上の基礎を主張するときは、出願人は、個々の基礎を列記し、その後、その基礎を適用する商品又はサービスを記載しなければならない。商品又はサービスの一部又は全部が2以上の基礎に含まれている場合は、その旨を記述しなければならない。

(3) 法第66条(a)に基づく基礎は、他の基礎と組み合わせることができない。

§2.35 基礎の追加、削除又は代替

(a) 法第66条(a)に基づく出願においては、出願人は、基礎を追加、代替又は削除することができない。ただし、出願人が、法第70条(c)及び§7.31に基づく変更のための要件を満たすときは、この限りでない。

(b) 法第1条又は第44条に基づく出願においては、次のとおりである。

(1) 異議申立のための公告の前は、出願人は、基礎を追加又は代替することができるが、ただし、出願人が新たな基礎に関して、§2.34に記載されている要件を満たすことを条件とする。出願人はいつでも、基礎を削除することができる。

(2) 公告の後には、商標審理審判部における当事者系手続の対象でない出願における基礎を追加又は代替することができるが、請願の審理後の長官による明示の許可を受けた場合に限られる。このとき、再公告が必要とされる。審判部における当事者系手続の対象である出願に関する補正は、§2.133(a)に規制される。

(3) 出願人が1の基礎を他の基礎に代替する場合は、記録上矛盾した証拠がない限り、斥は、有効な基礎が継続して存在していたものと推定し、また、その出願は、該当する場合は、法第44条(d)に基づく優先権出願日を含め、原出願日を保持するものとする。

(4) 出願人が他の基礎に追加して法第44条(d)の基礎を適切に主張する場合は、出願人は、法第44条(d)に基づく優先権出願日を保持するものとし、出願人が何れの基礎を完成するか

は問題としない。

(5) 出願人は、法第 44 条(d)の基礎を追加又は代替することができるが、その時期は、外国出願の出願日後 6 月の優先期間内に限られる。

(6) 出願人が基礎を追加又は代替する場合は、出願人は、個々の基礎を列記し、その基礎を適用する商品又はサービスを付記しなければならない。

(7) 出願人が基礎を削除する場合は、出願人は、削除される基礎のみによって包含される商品又はサービスも削除しなければならない。

(8) 出願人が商品又はサービスの一部又は全部について法第 1 条(b)の基礎を主張した場合は、出願人が法第 1 条(c)又は法第 1 条(d)に基づく使用の主張を提出する場合を除き、出願人は、それらの商品又はサービスに関し、法第 1 条(a)に基づく登録を求めるために、出願の補正をすることができない。

§ 2.36 先の登録の特定

出願人が所有する同一又は類似の標章に係る先の登録は、出願において特定しなければならない。

§ 2.37 標章の説明

標章の説明は、出願に含めることができ、また、商標担当審査官によって要求される場合は、含めなければならない。

§ 2.38 前権利者又は関係会社による使用

(a) 標章の最初の使用が前権原者又は関係会社(法第 5 条及び第 45 条)によって行われ、その使用が出願人の利益のために効力を生じる場合は、該当する事情に応じ、最初の使用が前権原者又は関係会社によるものであった旨の陳述書をもって、最初の使用日(§ 2.34(a)(1)(ii)及び(iii))を主張することができる。

(b) 標章が、出願人によって実際には使用されていないが、1 又は 2 以上の関係会社によって使用されており、その使用が法第 5 条に基づき、出願人の利益のために効力を生じる場合は、当該事実を出願に記載しなければならない。

(c) 庁は、関係会社と出願人との関係の内容についての詳細及び証拠であって、関係会社による使用が出願人の利益のために効力を生じるものであり、その標章の有効性に影響を与えないことを証明するために必要かつ適切であるものを要求することができる。

§ 2.41 法第 2 条(f)に基づく識別性の証拠

(a) 標章であって、法第 2 条(e)の理由により登録することができないが、出願人が、出願に記載する商品又はサービスに関し、取引における識別性を獲得していると述べているものについて登録を求める場合は、出願人は、登録適格性の裏付けとして、出願と共に又は証拠請求若しくは登録拒絶に対する応答として、宣誓供述書又は § 2.20 に従う宣言書、証言録取書又はその他の適切な証拠であって、取引における使用に係る期間、範囲及び内容、及びそれに係る広告支出(媒体の種類を特定し、代表的広告を添付すること)を示すもの、並びに宣誓供述書又は § 2.20 に従う宣言書、その業界若しくは公衆又はその両方からの書信若しくは陳述書、又はそれ以外の適切な証拠であって、その標章が前記の商品を識別することを証明す

るのに役立つものを提出することができる。

(b) 適切な場合は、同一標章に関する、主登録簿上の又は 1905 年の法律に基づく 1 又は 2 以上の先の登録に係る所有権は、識別性の一応の証拠として容認される。同様に、標章が、識別性の主張がされる日前 5 年間について、取引における出願人の実質上排他的かつ継続的な使用を理由として、出願人の商品に関する識別性を獲得していると述べられる場合は、出願における陳述であって、真実宣言が付されているもの、又は § 2.20 に従った宣言書を含んでいるものによる証明は、適切な事情においては、識別性の一応の証拠として容認される。ただし、これらの事情の各々において、更なる証拠を要求することができる。

§ 2.42 同時使用

合法的同時使用者としての登録出願は、前記諸条によって要求される全ての要素を明示し、かつ、含まなければならない。更に出願人は、出願において、登録を求める使用の地域、使用の商品及び使用の態様を記述しなければならない。また、出願人が知る限りにおいて、他人によるその標章の合法的同時使用を記述しなければならない。その際、使用者の名称及び宛先；当該他人を対象として発出された登録又は当該他人によって行われた出願がある場合は、その登録又は出願；当該使用の地域；商品であって、それに付して又は関連して当該使用が行われているもの；当該使用の態様、及び当該使用の期間を記載しなければならない。

§ 2.43 サービスマーク

サービスマークの登録出願においては、出願は、商標に関して前記諸条によって要求される全ての要素を明示し、かつ、含まなければならないが、必要な箇所においては、商品の代わりにサービスを対象とするように補正しなければならない。

§ 2.44 団体標章

(a) 法第 1 条(a)又は第 44 条に基づく団体標章の登録出願においては、出願は、商標に関して前記諸条によって要求される全ての該当要素を明示し、かつ、含まなければならないが、更にその標章を使用する権原を有する者の種類を、これらの者と出願人との関係を示して、及びその標章の使用に関する出願人の管理の内容を明示しなければならない。

(b) 法第 1 条(b)又は第 44 条に基づく団体標章の登録出願においては、出願は、商標に関して前記諸条によって要求される全ての該当要素を明示し、かつ、含まなければならないが、更にその標章を使用する権原を有することを予定されている者の種類を、出願人との間のこれらの者の予定されている関係を示して明示し、及び出願人がその標章の使用に関して行使する予定の管理の内容を明示しなければならない。

§ 2.45 証明標章

(a) 法第 1 条(a)に基づいて証明標章を登録するための出願においては、出願は、商標に関して前記諸条によって要求される全ての該当要素を含まなければならない。更に出願は、次のとおりでなければならない。証明標章使用の条件を明示すること；出願人がその標章の使用に関して適法の管理を行う旨を主張すること；出願人がその標章の適用対象である商品又はサービスの生産又は販売に従事していない旨を主張すること；及び、他人が証明標章をその商品に付して及び/又はサービスに関連して使用することができるか否かを決定する基準書

の写しを含むこと。

(b) 法第 1 条(b)又は第 44 条に基づいて証明標章を登録する出願においては、出願は、商標に関して前記諸条によって要求される全ての該当要素を含まなければならない。更に出願は、次のとおりでなければならない。証明標章の使用に関して予定されている条件を明示すること；出願人がその標章の使用に関して適法の管理を行うことを意図している旨を主張すること；及び、出願人がその標章の適用対象である商品又はサービスの生産又は販売に従事する予定がない旨を主張すること。出願人が、法第 1 条(c)に基づく、使用を主張するための補正書又は法第 1 条(d)に基づく使用陳述書を提出する場合は、出願人は、他人が証明標章をその商品に付して及び/又はサービスに関連して使用することができるか否かを決定する基準書の写しを提出しなければならない。

§ 2.46 主登録簿

全ての出願は、出願に別段の記載がある場合を除き、主登録簿への登録を求めているものとして処理される。法第 2 条の該当する規定に従って登録することができるサービスマーク、団体標章、証明標章は、主登録簿に登録される。

§ 2.47 補助登録簿

(a) 法第 23 条に基づいて補助登録簿に登録するための出願においては、出願は、その旨を指示し、その標章が取引において出願人によって合法的に使用されていることを、当該取引の内容を記載して、明示しなければならない。

(b) 法第 44 条に基づいて補助登録簿に登録するための出願においては、出願は、その旨を指示しなければならない。取引における合法的使用に関する陳述書は、省略することができる。

(c) 法第 66 条(a)に基づく出願は、補助登録簿への登録を受ける資格を有さない。

(d) 法第 1 条(b)に基づいて主登録簿に登録するための出願に係る標章は、§ 2.76 に基づく使用を主張するための承認可能な補正書又は § 2.88 に基づく使用に関する承認可能な陳述書が適時に提出された後に限り、補助登録簿への登録を受ける資格を有する。

(e) 補助登録簿に登録するための出願は、該当する限り、法第 1 条(a)に基づく主登録簿への登録要件に適合していなければならない。

図面

§ 2.51 要求される図面

(a) 法第 1 条(a)に基づく出願においては、標章の図面は、商品及び／又はサービスに付して又は関連して使用される標章の実質的に正確な表示でなければならない。

(b) 法第 1 条(b)に基づく出願においては、標章の図面は、出願において指定された商品及び／又はサービスに付して又は関連して使用が予定されている標章の実質的に正確な表示でなければならない。また、§ 2.76 に基づく使用を主張するための補正書又は § 2.88 に基づく使用陳述書が提出された後は、標章の図面は、その商品及び／又はサービスに付して又は関連して使用される標章の実質的に正確な表示でなければならない。

(c) 法第 44 条に基づく出願においては、標章の図面は、出願人の本国において正規に登録された標章に係る登録証の図面に示されている標章の実質的に正確な表示でなければならない。

(d) 法第 66 条(a)に基づく出願においては、標章の図面は、国際登録に示されている標章の実質的に正確な表示でなければならない。

§ 2.52 図面の種類及び図面の形式

図面は、登録を求める標章を描写するものである。図面は、1 の標章のみを示さなければならない。出願人は、出願書類を提出するときは、標章の明瞭な図面を含めなければならない。図面には 2 種類がある。

(a) (タイプされた)標準文字図面

出願人が語、文字、数字又はそれらの結合を、特定の書体、大きさ又は色彩を要求することなく、登録しようとするときは、その標章を白地に黒で表示する標準文字図面を提出しなければならない。次に該当する場合は、出願人は、標準文字図面を提出することができる。

(1) 出願が、その標章は標準文字によるものであり、特定の書体、大きさ又は色彩を要求しない旨の陳述書を含むこと

(2) その標章が意匠要素を含まないこと

(3) その標章の中の全ての文字及び語が、ラテン文字で表示されること

(4) その標章の中の全ての数字が、ローマ数字又はアラビア数字で表示されること、及び

(5) その標章が、通常の句読点又は発音区別記号のみを含むこと

(b) 特別様式図面

出願人が、平面若しくは立体の意匠、色彩、及び／又は特定の書体若しくは寸法による語、文字若しくは数字又はそれらの結合を含むものを登録しようとするときは、特別様式図面を提出しなければならない。図面は、標章が色彩を含む場合を除き、その標章を白地に黒で表示しなければならない。

(1) 色彩標章

その標章が色彩を含む場合は、図面は、色彩を付してその標章を表示しなければならない。出願人は、色彩名を示し、標章上の色彩部位を説明し、また、その色彩が標章の特徴である旨の主張を提出しなければならない。

(2) 立体標章

その標章が立体的特徴を有する場合は、図面は、標章についての単一の表現を描写しなければならない。かつ、その標章が立体である旨を表示しなければならない。

(3) 運動標章

その標章が運動を有するものである場合は、図面は、運動の中の1点を描写することができ、又は運動の中の5点までの静止像であって、その標章の商業的印象を最もよく描写するものを、描写することができる。出願人は、その標章の説明も記さなければならない。

(4) 配置を示すための破線

その標章の商業的印象を適切に表現するために必要な場合は、出願人は、その標章の配置を、その標章が表示される特定の商品、包装又は広告についての比例的に正確な破線表示をもってその標章を囲むことによって示す図面を提出するよう要求されることがある。出願人は、標章の一部として主張しない他の事項を示すためにも破線を使用しなければならない。標章の配置又は標章の一部として主張しない事項を示すために破線を使用する図面に関しては、出願人は、標章について記述し、かつ、破線の趣旨について説明しなければならない。

(5) 標章の説明

図面が、その標章の主要な特徴の全てを適切に表現することができない場合は、出願人は、その標章の説明もしなければならない。

(c) TEAS 図面

TEAS によって提出される図面は、§ 2.53 の要件を満たさなければならない。

(d) 紙面による図面

紙面による図面は、§ 2.54 の要件を満たさなければならない。

(e) 音響、匂い及び非視覚的標章

標章が音響、匂い又は他の完全に非視覚的事項のみによって構成されている場合は、出願人は、図面の提出を要求されない。この種の標章に関しては、出願人は、その標章に関する詳細な説明を提出しなければならない。

§ 2.53 TEAS によって提出される図面についての要件

図面は、§ 2.52 の要件を満たさなければならない。更に、TEAS 提出物においては、図面は、次の要件を満たさなければならない。

(a)(1) § 2.22 に基づいて提出される TEAS プラス出願における標準文字図面

出願人が標準文字図面を提出しようとするときは、出願人は、その標章を TEAS プラス様式の該当する欄に記載しなければならない。

(2) 他の全ての TEAS 提出物における標準文字図面

出願人が標準文字図面を提出しようとするときは、出願人は、次の何れかを行わなければならない。(i) TEAS 様式の該当欄に標章を記載すること、又は(ii) TEAS 提出物に、(c)の要件を満たす標章のデジタル画像を添付し、照合欄に選択符号を付し、標章が標準文字によって構成されている旨を主張すること

(b) 特別様式図面

出願人が特別様式図面を提出しようとするときは、TEAS 提出物に、(c)の要件を満たす標章のデジタル画像を添付しなければならない。

(c) デジタル画像に関する要件

画像は .jpg フォーマットによるものであり、スキャンはインチ当たり 300 ドット以上、350 ドット以下、長さ及び幅は、250 ピクセル以上、944 ピクセル以下でなければならない。全ての線は、鮮明、鮮鋭で濃くなければならず、細いものであったり、錯綜するものであったり

してはならず，かつ，複写したときに高品質の画像を生み出すものでなければならない。

§2.54 紙面によって提出される図面についての要件

図面は，§2.52 の要件を満たさなければならない。更に紙面による提出物においては，図面は，次のとおりでなければならない。

- (a) 願書とは別の無光沢，白色用紙に記載すること
- (b) 幅 8 から 8.5 インチまで(20.3 から 21.6cm まで)，長さ 11 から 11.69 インチまで(27.9 から 29.7cm まで)の用紙に記載すること。用紙の短い側の一方が上端とみなされるものとする。画像は，高さ 3.15 インチ(8cm)以下，幅 3.15 インチ(8cm)以下でなければならない。
- (c) 図面上部の，上端から 1 インチ(2.5cm)に始まる場所に，「図面ページ」の見出しを含めること，及び
- (d) 標章を黒インクによって，又は色彩が標章の特徴として主張されている場合は，色彩を付して描写すること
- (e) 図面は，複写をしたときに高い鮮明度を与えるように，タイプするか，ペンによるか又はその他の方法で作成しなければならない。標章についての写真平板複写，印刷機の校正刷り，又はその他の高品質複製を使用することができる。全ての線は，鮮明，鮮鋭で濃くなければならず，微細であったり又は錯綜するものであってはならない。

見本

§ 2.56 見本

(a) 法第 1 条(a)に基づく出願，§ 2.76 に基づく使用を主張するための補正書及び § 2.88 に基づく使用陳述書の各々は，取引において，商品に付して若しくは関連して，又はサービスの販売若しくは広告において，使用されている態様での標章を示す 1 の見本を含んでいなければならない。

(b)(1) 商標見本とは，商品のラベル，タグ若しくは容器，又は商品に関連する展示品のことである。商品又は商品の包装に標章を付すことができない場合は，庁は，商品又は商品販売に関連する他の書類を受理することができる。

(2) サービスマークの見本は，そのサービスの販売又は広告において実際に使用される態様でのその標章を示さなければならない。

(3) 団体商標又は団体サービスマークの見本は 構成員がその標章を構成員の商品に付して，又は構成員のサービスの販売若しくは広告において使用する態様を示さなければならない。

(4) 団体会員標章の見本は，会員によるその団体組織における会員資格を表示するための使用を示さなければならない。

(5) 証明標章の見本は，所有者以外の者が，当該人の商品又はサービスに係る地域的その他の出所，素材，製法，品質，精度その他の特徴を証明するために使用する方法を示すか，又は組合その他の組織の構成員がその商品又はサービスに関してその作業又は労働を行ったことを示さなければならない。

(c) 商品に付して若しくは関連して，又はサービスの販売若しくは広告において実際に使用される態様での標章の見本についての写真複写その他の複製は，これを受理することができる。ただし，§ 2.51 によって要求される図面についての写真複写は，適正な見本ではない。

(d)(1) 見本は平らでなければならない。かつ，幅 8.5 インチ(21.6cm)，長さ 11.69 インチ(29.7cm)以下でなければならない。この寸法での見本を使用することができない場合は，出願人は，適切な写真複写その他の複製を代用することができる。

(2) 出願人がこれらの寸法要件を超える見本(「かさばる見本」)を提出するときは，庁は，この規則の要件(すなわち 平らであって 幅 8.5 インチ(21.6cm) ,長さ 11.69 インチ(29.7cm)以下)を満たす見本の複製を作成し，それをファイル・ラッパーに入れるものとする。

(3) かさばらない代替物がない場合は，庁は，オーディオ又はビデオ・カセット・テープによる記録，CD-ROM その他の適切な記憶媒体を受理することができる。

(4) TEAS 提出物に関しては，見本は .jpg フォーマットによるデジタル画像でなければならない。

§ 2.59 代替見本の提出

(a) 法第 1 条(a)に基づく出願においては，出願人は，その商品に付して若しくは関連して，又はそのサービスの販売又は広告において使用されている態様での標章についての代替見本を提出することができる。出願人は，宣誓供述書又は § 2.20 に基づく宣言書によって，その代替見本は遅くとも当該出願の出願日までには既に取引において使用されていた旨の真実宣言をしなければならない。その代替見本が出願において既に記録されている見本の副本又は複写である場合は，真実宣言は要求されない。

(b) 法第 1 条(b)に基づく出願においては、§ 2.76 に基づく使用を主張するための補正書又は § 2.88 に基づく使用陳述書を提出した後に、出願人は、その商品に付して若しくは関連して、又はそのサービスの販売若しくは広告において使用される態様での標章についての代替見本を提出することができる。出願人が代替見本を提出する場合は、出願人は、次の行為をしなければならない。

(1) § 2.76 に基づく使用を主張するための補正書に関しては、宣誓供述書又は § 2.20 に基づく宣言書によって、使用を主張するための補正書を提出する前に、出願人がその代替見本を取引において使用した旨の真実宣言をすること

(2) § 2.88 に基づく使用陳述書に関しては、宣誓供述書又は § 2.20 に基づく宣言書によって、使用陳述書の提出前又は使用陳述書の提出期限満了前の何れかに、出願人がその代替見本を取引において使用した旨の真実宣言をすること

出願審査及び出願人による行為

§ 2.61 審査官による処分

(a) 登録出願は、法第 1 条(c)に基づく使用を主張するための補正書及び法第 1 条(d)に基づく使用陳述書を含めて審査され、かつ、如何なる理由によるものであれ、出願人が登録を受ける権原を有しないと認定される場合は、出願人には通告が行われ、その理由及び方式上の要求又は異論について通知される。

(b) 審査官は、出願人に対し、出願の適正な審査のために合理的に必要な情報及び証拠物件を提出するよう要求することができる。

(c) 利害が反する 2 以上の当事者が同一の弁護士を代理人としていることが判明した場合は、各当事者及びその弁護士にも、その事実が通告されるものとする。

§ 2.62 応答期間

出願人には、審査官による処分の郵送日から 6 月の期間が、その処分に対する応答期間として与えられる。当該応答は、補正を伴って又は伴わずに行うことができ、また、処分の内容及び事件の事情が要求する出願人による適切な行為を含まなければならない。

§ 2.63 再審査

(a) 出願人による応答の後、出願は、再審査又は再検討される。登録が再び拒絶され、又は方式上の要求が繰り返されているが、審査官の処分が最終的なものであると述べられていない場合は、出願人は、再度応答することができる。

(b) 再審査の後、出願人は、方式上の要求からの救済を求める請願書を適時に長官に提出することにより、応答することができるが、ただし、次の条件が満たされている場合に限る。

(1) 要求が繰り返されているが、審査官の処分は最終的なものとされておらず、かつ、要求の対象である主題が、長官に対する請願(§ 2.146(b)参照)に適したものであること、又は(2) 審査官の処分が最終的なものとされており、かつ、当該処分が、長官に対する請願に適した主題に限定されていること。請願が否認された場合は、出願人には、要求を繰り返したか若しくはその処分を最終的なものとした庁指令の日から 6 月、又は請願に関する決定の日から 30 日の何れか遅い日までを、要求を満たすための期間として与えられるものとする。長官によって決定された、請願の主題である方式上の要求は、その後、商標審理審判部に対する審判請求の対象とすることができない。

§ 2.64 最終処分

(a) 第 1 回又はその後の再審査又は再検討が終了したときに、登録の拒絶又は要求の主張が最終的なものと述べられることがあり、その場合は、出願人の応答は、審判請求若しくは要求の遵守に、又は § 2.63(b)によって認められる場合は長官に対する請願に、限定される。

(b) 最終処分から審判請求書の提出期間が満了するまでの期間に、出願人は、審査官に対して最終処分の再検討を請求することができる。再検討請求の提出は、審判請求又は長官に対する請願の提出期間を延長するものではないが、通常、審査官は、その請求が最終処分の日後 3 月以内に提出される場合は、前記の 6 月期間の終了前に、その再検討請求に対して応答する。最終処分後の再検討を求める請求に付属する補正は、それが商標事件に関する実施規

則及び 1946 年の法律に適合している場合は、記入される。

(c)(1) 法第 1 条(b)に基づく出願の出願人が、最終処分が発出後 6 月の応答期間内に § 2.76 に基づく使用を主張するための補正書を提出する場合は、審査官は、その補正書を審査しなければならない。当該補正書の提出は、審判請求又は長官に対する請願の提出期間を延長するものではない。

(2) § 2.76 に基づく使用を主張するための補正書が全ての点において受理することができるものである場合は、出願人にはその受理についての通告が行われる。

(3) § 2.76 に基づく使用を主張するための補正書を審査した結果、出願人が、前に述べられていない理由によって、登録を受ける権原を有しないと認定される場合は、出願人に通告が行われ、その理由及び方式上の要求があるときはその要求、又は拒絶が通知されるものとする。商標担当審査官は、前に出した最終処分を取り下げると共に、前に述べており、解決されていない拒絶又は要求の全てを新たな非最終処分に組み込まなければならない。

§ 2.65 放棄

(a) 出願人が、処分の郵送日から 6 月以内に応答又は完全な応答をしないときは、出願は、放棄されたものとみなされる。ただし、拒絶又は要求が明示により一定の商品及び / 又はサービスのみを対象としているときは、この限りでない。拒絶又は要求が明示により一定の商品及び / 又はサービスのみを対象としている場合は、出願は、それら特定の商品及び / 又はサービスに関してのみ放棄されるものとする。§ 2.63(b) 及び該当する場合は § 2.146 による長官に対する適時の請願は、出願の放棄を防止する応答である。

(b) 6 月の応答期間内に行われた出願人による行為が、出願審査を進めるための誠実な試みであり、審査官処分に対する実質的に完全な応答であるが、一部の事項に関する考慮又は一部の要求についての遵守が不注意で欠落していた場合は、放棄の問題が検討される前に、その欠落について説明し、かつ、その欠落を補充する機会が与えられる。

(c) 法第 1 条(b)に基づく出願の出願人が、§ 2.88 に基づく使用陳述書を適時に提出しなかったときは、その出願は放棄されるものとみなされる。

§ 2.66 放棄された出願の回復

(a) 出願人は、庁指令又は許可通知に適時に応答しなかったことを理由として放棄された出願を回復するために、その遅延が故意によるものでないことを条件として、請願書を提出することができる。出願人は、次の期間内に請願書を提出しなければならない。

(1) 放棄通知の郵送日から 2 月、又は

(2) 放棄を実際に知ったときから 2 月。ただし、出願人が放棄通知を受領せず、かつ、出願人が § 2.146(i) に従って 6 月ごとに、その出願の状態を注意して点検していたことを条件とする。

(b) 出願人が庁指令に対して適時に応答しなかったことを理由として放棄された出願を回復するための請願に関する提出要件は、次のとおりである。

(1) § 2.6 によって要求される請願手数料

(2) 事実を直接知る者によって署名された陳述書であって、応答の提出がその期日に遅延したことは、故意によるものではなかった旨のもの、及び

(3) 出願人が庁指令を受領しなかった旨を主張する場合を除き、その応答案

(c) 出願人が許可通知に対して適時に応答しなかったことを理由として放棄された出願を回復するための請願に関する提出要件は、次のとおりである。

(1) § 2.6 によって要求される請願手数料

(2) 事実を直接知る者によって署名された陳述書であって、使用陳述書(又は使用陳述書の提出期間に係る延長請求書)の提出がその期日に遅延したことは、故意によるものではなかった旨のもの

(3) 出願人が同人は許可通知を受領しなかった旨を主張し、かつ、許可通知の取消を請求する場合を除き、出願がそれまでに放棄されていなかったとすれば出願人が § 2.89 に基づいて提出すべきであった使用陳述書の提出に係る期間延長請求の数に応じて要求される手数料

(4) 出願人が許可通知を受領しなかった旨を主張し、かつ、許可通知の取消を請求する場合を除き、§ 2.88 に基づく使用陳述書又は § 2.89 に基づく使用陳述書の提出期間に係る延長請求書の何れか一方、及び

(5) 使用陳述書が請願書と共に若しくはその前に提出されている場合、又は出願人が同人は許可通知を受領しなかった旨を主張し、かつ、許可通知の取消を請求する場合を除き、出願人は、請願が係属中に提出期限が到来する、§ 2.89 に基づく使用陳述書の提出期間に係る更なる延長請求を提出するか、又は § 2.88 に基づく使用陳述書を提出しなければならない。

(d) 法第 1 条(b)に基づく出願に関しては、長官は、回復請願を承認すれば法第 13 条(b)(2) に基づく許可通知の郵送日から 36 月より後に使用陳述書を提出することを許可することになる場合は、回復請願を承認しない。

(e) 長官は、出願人が前記の要件を満たし、かつ、応答遅延が故意によるものでないことを証明したときは、回復請願を承認する。

(f) 長官が請願を否認した場合において、出願人は、次の行為をするときは、再検討を請求することができる。

(1) 請願を否認する決定の郵送日から 2 月以内に、その請求書を提出すること、及び

(2) § 2.6 に基づく第 2 回目の請願手数料を納付すること

§ 2.67 特許商標庁による処分の中断

有効かつ十分な事由があるときは、特許商標庁による処分は、適切な期間中断することができる。出願人の標章の登録可能性に係る争点に関連する手続が特許商標庁又は裁判所に係属しているという事実、又は法第 44 条(e)の規定に基づき、登録のための基礎がその標章の外国における登録であり、かつ、その外国出願が未だ係属中であるという事実は、一応有効かつ十分な事由であるとみなされる。本条に基づき 6 月の応答期間内(§ 2.62 参照)に提出される出願人による処分中断請求は、それに先立つ庁指令に対する応答とみなすことができる。最初の中断は、商標審査官の裁量内にあり、また、その後の中断は、長官の承認を得なければならない。

§ 2.68 出願の明示された放棄(取下)

出願は、出願人又は出願人を代理する弁護士その他の者が署名した出願の放棄又は取下に関する陳述書を特許商標庁に提出することによって、明示して取り下げることができる。 § 2.135 に規定される場合を除き、出願が明示して放棄されたという事実は、特許商標庁における如何なる手続においても、放棄された出願の対象である標章に関し、出願人が有するこ

とがある如何なる権利にも影響を及ぼさないものとする。

§ 2.69 他の法律の遵守

求められている商標登録の対象である製品の販売又は輸送が議会制定法に基づいて規制されている場合は、特許商標庁は、申請に述べられている取引の合法性を決定することのみを目的として、当該法律の遵守に関する適切な調査をすることができる。

出願の補正

§ 2.71 方式不備を訂正するための補正

出願人は、庁によって要求されたとき、又はその他の理由によって、審査の過程において出願を補正することができる。

(a) 出願人は、商品及び/又はサービスの特定を明瞭にし又は限定するために、ただし、拡大するためにではなく、出願を補正することができる。

(b)(1) § 2.33 に基づく、出願に関する宣言書又は真実宣言書が署名されていないか、又は不適切な当事者によって署名されている場合は、出願人は、それに代わる真実宣言書又は § 2.20 に基づく宣言書を提出することができる。

(2) § 2.88 に基づく使用陳述書に係る宣言書若しくは真実宣言書、又は § 2.89 に基づく使用陳述書の提出期間の延長請求書が署名されていないか、又は不適切な当事者によって署名されている場合は、出願人は、使用陳述書の提出に関する法定期限の満了前に、それに代わる真実宣言書を提出しなければならない。

(c) 出願人は、補正に宣誓供述書又は § 2.20 に基づく宣言書を添付することを条件として、使用日を補正することができる。ただし、次の補正は許可されない。

(1) 法第 1 条(a)に基づく出願に関しては、出願人は、出願日後である使用日を指定するために、出願を補正することはできない。

(2) 法第 1 条(b)に基づく出願に関しては、§ 2.88 に基づく使用陳述書を提出した後では、出願人は、使用陳述書の提出期限の満了日後である使用日を指定するために、出願を補正することはできない。

(d) 出願人は、出願に記載されている出願人の名称の表示方法に錯誤がある場合は、出願人の名称を訂正するために出願を補正することができる。この補正には、出願人が署名した宣誓供述書又は § 2.20 に基づく宣言書を添付しなければならない。ただし、出願は、異なる法主体を出願人として記載するために補正することはできない。出願日時点で標章を所有していなかった法主体の名称で提出された出願は、無効である。

§ 2.72 標章の説明又は図面の補正

(a) 法第 1 条(a)に基づく、取引における使用を基礎とする出願においては、次の条件が満たされる場合に限り、出願人は、その標章の説明又は図面を補正することができる。

(1) 最初に提出された見本又は § 2.59(a)に基づいて提出された代替見本が、補正案を裏付けていること、及び

(2) 補正案がその標章を実質的には変更しないこと。庁は、補正案を原出願と共に提出された説明又は図面と比較することにより、補正案が標章を実質的に変更するものであるか否かを決定する。

(b) 法第 1 条(b)に基づく、取引において標章を使用する誠実な意図を基礎とする出願においては、次の条件が満たされる場合に限り、出願人は、その標章の説明又は図面を補正することができる。

(1) 使用を主張するための補正書又は使用陳述書に添えて提出された見本又は § 2.59(b)に基づいて提出された代替見本が、補正案を裏付けていること、及び

(2) 補正案がその標章を実質的には変更しないこと。庁は、補正案を原出願と共に提出され

た説明又は図面と比較することにより，補正案が標章を実質的に変更するものであるか否かを決定する。

(c) 法第 44 条(d)に基づく優先権の主張を基礎とする出願又は法第 44 条(e)に基づく外国出願人の本国において正規に登録されている標章を基礎とする出願においては，次に該当する場合に限り，出願人は，その標章の説明又は図面を補正することができる。

(1) 外国登録証明書における標章の説明又は図面が，補正案を裏付けていること，及び
(2) 補正案がその標章を実質的には変更しないこと。庁は，補正案を原出願と共に提出された説明又は図面と比較することにより，補正案が標章を実質的に変更するものであるか否かを決定する。

§ 2.73 同時使用を具陳するための補正

(a) 法第 1 条(a)，第 44 条又は第 66 条(a)に基づく出願は，同時使用登録のための出願に補正することができるが，ただし，補正後の出願が § 2.42 の要件を満たすことを条件とする。商標担当審査官は，補正後の出願を受理することができるか否かを決定する。

(b) 法第 1 条(b)に基づく出願は，§ 2.76 に基づく使用を主張するための受理可能な補正書，又は § 2.88 に基づく使用陳述書がその出願に関して提出されるまでは，同時使用登録のための出願として取り扱われるよう補正することができない。前記書類の提出後は，当該補正をすることができるが，ただし，補正後の出願が § 2.42 の要件を満たすことを条件とする。審査官は，補正後の出願が受理可能であるか否かを決定する。

§ 2.74 補正の方式

(a) 全ての補正書において，出願に関して削除又は挿入されるべき正確な文言を指定し，かつ，削除又は挿入が行われるべき的確な位置を表示しなければならない。書類及び記録についての抹消，追加，挿入又は毀損を，出願人又はその弁護士若しくは代理人が行ってはならない。

(b) 補正するための文節を補正する場合は，その文節全体を書き換え，出願が登録適格となったときに，最終的に補正された文節に行間挿入又は抹消が現れないようにしなければならない。補正の数又は内容が，別の方法では，その事件を検討し又はその書類を印刷若しくは複写することを困難にする場合，又は別の理由で，その記録を正確にすることが望まれる場合は，審査官は，陳述全体を書き換えるよう要求することができる。

§ 2.75 出願を異なる登録簿のものに変更するための補正

(a) 法第 1 条(a)又は法第 44 条に基づく主登録簿への登録出願は，事情に応じ，その出願を該当する登録簿に関する規定に適合するように補正することにより，補助登録簿への登録出願に変更することができ，その逆も可能なものとする。

(b) 法第 1 条(b)に基づく出願を異なる登録簿の出願に変更するための補正は，§ 2.76 に基づく使用を主張するための補正書又は § 2.88 に基づく使用陳述書であって，受理することができるものが提出された後に限り，行うことができる。出願が，主登録簿のものから補助登録簿のものに変更される場合は，その出願の有効出願日は，法第 1 条(c)又は法第 1 条(d)に基づく使用主張書の提出日である。

(c) 法第 66 条(a)に基づく出願に関しては，出願人は，その出願を補助登録簿のものに変更

することができない。

§ 2.76 使用を主張するための補正

(a) 法第 1 条(b)に基づく出願は、その出願から審査官がその標章に係る公告を承認する日までの間の如何なるときにも、法第 1 条(c)に基づいて、その標章の取引における使用を主張するために補正することができる。その後においては、使用の主張は、法第 13 条(b)(2)に基づく許可通知の発行後に § 2.88 に基づく使用陳述書としてする場合に限り、提出することができる。使用を主張するための補正書が本項に指定される期間外に提出された場合は、その補正書は、出願人に返却されるものとする。

(b) 使用を主張するための完全な補正書は、次の事項を含まなければならない。

(1) 出願人の代理として署名することを正規に授権されている者(§ 2.33(a)参照)によって署名され、かつ、真実宣言(宣誓)がされているか、又は当該人による § 2.20 に基づく宣言書によって裏付けられており、次の内容を有する陳述書

(i) 出願人が同人はその標章の所有者であると信じていること、並びに

(ii) その標章が取引において使用されていること。それについては、出願人によるその標章の最初の使用日及びその標章の取引における最初の使用日、並びに出願において指定されている商品又はサービスであって、それに付して又は関連して、出願人が取引においてその標章を使用しているものを記載しなければならない。

(2) 取引において実際に使用されている態様での、その標章の 1 の見本。見本の要件については § 2.56 を参照。並びに

(3) § 2.6 によって要求される類ごとの手数料

(c) 使用を主張するための補正は、その出願において指定されており、出願人がその出願によって登録を求める全ての商品又はサービスに付して又は関連して、出願人がその標章を使用している場合に限り、提出することができる。ただし、使用を主張するための補正に、補正に係る商品又はサービスをその出願から分割するための § 2.87 に従った請求を添付するときは、この限りでない。使用を主張するための補正において、2 品目以上の商品又はサービスが指定されている場合は、(b)(1)によって要求される使用日は、その各類において指定された品目のうち 1 品目に限り必要とされるが、ただし、その使用日に係る特定の品目が指定されることを条件とする。

(d) 「 § 2.76 に基づく、使用を主張するための補正」という表題が、その書類の最初のページの上部に記載されていなければならない。

(e) 庁は、適時に提出された使用を主張するための補正を、それが次の最低限の要件を満たしているか否かを決定するために点検する。

(1) § 2.6 に規定される手数料

(2) 取引において使用されている態様での標章の 1 の見本又は複製、並びに

(3) その標章が取引において使用されている旨の陳述書であって、出願人の代理として署名することを正規に授権された者によって署名され、かつ、真実宣言(宣誓)がされているか、又は当該人による § 2.20 に基づく宣言書によって裏付けられているもの

(f) 適時に提出された使用を主張するための補正であって、(e)に指定した最低限の要件を満たしているものは、§ 2.61 から § 2.69 までに従って審査される。使用を主張するための補正についての審査の結果、出願人が、前には述べられていない理由によって、登録を受ける権

原を有しないと認定された場合は、出願人にその旨が通告され、その理由及び方式上の要求がある場合はその要求、又は拒絶が通知される。通告書は、前に記述した未解決の拒絶又は要求全てを再記述するか又は言及により組み込まなければならない。使用を主張するための補正書は、§ 2.59、及び § 2.71 から § 2.75 までに従って補正することができる。補正が全ての点に関して受理可能である場合は、出願人にその受理が通告される。当該補正の提出は、商標担当審査官による未解決の処分に対する回答にはならない。

(g) 使用を主張するための補正が許可された期間内に提出されたが、(e)に指定されている最低限の要件を満たしていない場合は、出願人は、その不備について通告される。その不備は、標章が公告のために承認されていない限り、訂正することができる。不備を更正するための受理可能な補正が標章に関する公告の承認前に提出されない場合は、その補正は審査されない。

(h) 使用を主張するための補正は、標章に関する公告の承認の前においては、如何なる理由によっても、取り下げることができる。

(i) 出願人が、使用を主張するための補正書を、それが署名された後の合理的期間内に提出しなかった場合は、庁は、その標章が取引において依然として使用されている旨の、代替の真実宣言書又は § 2.20 に基づく宣言書を要求することができる。

(j) 複数の類の出願に関する要件については、§ 2.86 を参照。

§ 2.77 許可通知から使用陳述書までの間での補正

法第 1 条(b)に基づく出願は、法第 13 条(b)(2)に基づく許可通知の発出から § 2.88 に基づく使用陳述書の提出までの間は、指定商品又はサービスを削除するためにする場合を除き、補正することができない。この期間内に提出されたそれ以外の補正は、出願ファイルに入れられ、使用陳述書が審査されるときに、検討される。

公告及び公告後

§ 2.80 異議申立のための公告

主登録簿への登録出願に関する審査又は再審査の後、出願人が同人の標章を登録させる権原を有すると思われるときは、その標章は、異議申立のために公報に公告される。標章は、インターネットフェアレンス又は同時使用手続に付されることになる出願の場合において、その他の点では登録することができるときは、同様に公告される。

§ 2.81 公告後

(a) 法第 1 条(b)に基づく出願であって、§ 2.76 に基づく使用を主張するための補正書が提出も受理もされていないもの場合を除き、許可された期間内に異議申立が提出されないか又は提出された全ての異議申立が却下される場合、及びインターネットフェアレンスが宣言されず、かつ、同時使用手続が開始されない場合は、その出願は、§ 2.151 に規定される登録証の発行の準備が整ったものとされる。

(b) 法第 1 条(b)に基づく出願であって、§ 2.76 に基づく使用を主張するための補正書が提出も受理もされていないもの場合は、許可された期間内に異議申立が提出されないか又は提出された全ての異議申立が却下される場合、及びインターネットフェアレンスが宣言されない場合は、許可通知が発出される。許可通知書は、出願番号、出願人の名称、通信宛先、標章、商品又はサービスの特定及び許可通知の発出日を記載する。許可通知書に表示された郵送日が許可通知書の発行日となる。出願人は、その後、§ 2.88 に規定される使用陳述書を提出しなければならない。

§ 2.82 補助登録簿上の標章は、登録されたときに限り公告されること

補助登録簿への登録出願の場合は、標章は、異議申立のための公告はされないが、審査又は再審査の後、出願人がその標章を登録させる権原を有すると見られるときは、§ 2.151 に規定される登録証が発行される。その標章は、登録されたときに公報に公告される。

§ 2.83 抵触する標章

(a) 標章についての登録出願が行われ、その標章が登録待ちの他の標章と混同又は誤認を生じさせ又は欺瞞する虞がある程に類似している場合において、最先の有効出願日を有する標章が、主登録簿への登録資格を有するときは、異議申立のために公報に公告され、又は補助登録簿への登録資格を有するときは、登録証の発行を受ける。

(b) 抵触する出願が同一の出願日を有する場合は、最先の作成日を有する出願が、異議申立のために公報に公告されるか、又は補助登録簿への登録証の発行を受ける。

(c) 抵触する出願であって、異議申立のための公報公告がされていないか又は補助登録簿の登録証が発行されていないものに関する商標審査官による処分は、公告され若しくは登録証の発行される出願が登録されるか又は放棄されるまで、停止されるものとする。

§ 2.84 公告された出願に関する管轄権

(a) 商標担当審査官は、出願に関する管轄権を、その標章が公報に公告される日まで行使することができる。法第 1 条(a)、第 44 条又は第 66 条(a)に基づく出願に関する公告の後は、

商標担当審査官は、長官の許可を得て、その出願に関する管轄権を行使することができる。法第 1 条(b)に基づく出願に関する公告の後には、商標担当審査官は、法第 13 条(b)(2)に基づく許可通知の発行後に出願に関して管轄権を行使することができる。法第 1 条(b)に基づく出願に関する公告の後で許可通知の発行前においては、商標担当審査官は、長官の許可を得て、その出願に関する管轄権を行使することができる。

(b) 公告後、ただし、法第 1 条(a)、法第 44 条若しくは法第 66 条(a)に基づく出願に関する登録証が印刷されるか、又は法第 1 条(b)に基づく出願に関する許可通知書が発行される前は、商標審理審判部における当事者系手続の対象となっていない出願は補正することができるが、ただし、補正が標章の再公告又は庁指令の発出を必要としないことを条件とする。それ以外の場合は、当該出願についての補正は、補正についての検討及び再度の審査のために、その出願に関する管轄権を商標担当審査官に復帰させることを求める、長官に対する請願を基にする場合に限り提出することができる。商標審理審判部における当事者系手続の対象となっている出願に関する補正は、§ 2.133 の適用を受ける。

分類

§ 2.85 分類表

(a) 第6部 §6.1 は、全ての制定法の適用上、1973年9月1日以後に特許商標庁に提出される商標出願及び当該出願に基づいて発出される登録に適用する商品及びサービスの分類体系を明示する。この体系は、1973年8月31日以前になされた出願及び当該出願に基づいて発出された登録には適用されない。

(b) 1973年8月31日以前になされた出願及びそれに基づいて発出された登録に関しては、当該日前に発出された旧登録を含め、その出願の基礎とされた分類体系が、全ての制定法の適用上、適用されるものとし、その対象には特に、回復請願、審判請求、異議申立、取消請願、法第8条に基づく宣誓供述書及び更新の提出が含まれる。当該回復請願、審判請求その他が1973年9月1日以後に提出された場合も同様とする。

(c) 第6部 §6.2 は、全ての制定法の適用上、1973年8月31日以前に特許商標庁に提出された出願及び当該出願に基づいて発出された登録に適用する商品及びサービスの分類体系を明示する。ただし、§6.2 に記載されているものより前の分類体系に基づいて登録が発出されているものは、対象外とする。更に、この分類は、調査ファイルにある係属中及び登録済みの標章の全てが国際分類体系を基にして編成されるまで、商標の調査を容易にするためにも使用される。

(d) 先の分類体系に基づいて発出された登録に関して提出される更新は、その体系に基づいて処理される。

(e) 出願に関連する審判請求の提出又は更新出願に関して受領される手数料の金額が、少なくとも1の類の商品又はサービスに対しては十分であるが、出願又は登録に複数の類が含まれているために、必要とされる金額を下回る場合、その審判請求又は更新出願は、手数料の金額が不十分であったという理由によっては拒絶されないものとするが、ただし、所要の追加金額が特許商標庁において、当該不足についての庁による通知に記載されている期間内に受領されるか、又は提出された手数料の数に等しい類の数に限って処分が求められることを条件とする。

(f) §6.3 及び §6.4 は、証明標章及び団体会員標章に適用する分類体系を明示する。

(g) 分類表は、出願人の権利を制限又は拡大するものではない。

§ 2.86 出願は複数の類を含むことができる

(a) 1 の出願において、出願人は、同一の標章を複数の類の商品及び/又はサービスについて登録するよう申請することができる。出願人は、次の行為をしなければならない。

(1) 各類の商品及びサービスを明示して特定すること

(2) 各類について、§2.6(a)(1)に記載されている出願手数料を提出すること

(3) 各類についての使用日(§2.34(a)(1)(ii)及び(iii)参照)及び1の見本、又は各類において指定された全ての商品又はサービスに付して若しくは関連して、その標章を使用する誠実な意図を有する旨の陳述の何れかを含めること。出願人は、1の出願において、同一の商品又はサービスについて、取引における使用とその標章を取引において使用する誠実な意図の両方を主張することはできない。

(b) §2.76に基づく使用を主張するための補正書又は§2.88に基づく使用陳述書は、各類に

ついて、所要の手数料、使用日及び1の見本を含まなければならない。出願人は、使用を主張するための補正書又は使用陳述書を、出願人がそれに係る全ての商品又はサービスに関してその標章を使用している状態になるまでは提出することができないが、ただし、出願人が分割請求書を提出するときは、この限りでない。分割請求に関する情報については、§ 2.87を参照。

(c) 庁は、出願人が分割請求書を提出する場合を除き、その標章に対して単一の登録証を発行する。分割請求に関する情報については、§ 2.87を参照。

§ 2.87 出願の分割

(a) 1の出願は2以上の独立した出願に物理的に分割することができるが、それについては、創出された新たな出願の各々についての手数料の納付及び出願人による(d)に従った請求書の提出を条件とする。

(b) 1又は2以上の類の全体を出願から分割する請求の場合は、§ 2.6(a)(19)に記載される、(a)に基づき出願を分割するための手数料のみが必要とされる。ただし、1の類に属する商品又はサービスの一部であって、全部ではないものを分割するための請求の場合は、分割によって創出される独立した新たな出願の各々についての§ 2.6(a)(1)に記載される出願手数料を、§ 2.6(a)(19)に記載される、(a)に基づき出願を分割するための手数料と共に提出しなければならない。

(c) 出願分割請求は、出願の提出から、商標担当審査官がその標章の公告を承認する日までの如何なる時期にも、又は異議申立、同時使用又はインターフェアレンスの手続期間中に、商標審理審判部によって承認された申立に基づいて、提出することができる。更に、法第1条(b)に基づく出願についての分割請求は、§ 2.88に基づく使用陳述書の提出と共に、又は使用陳述書の提出から、商標担当審査官がその標章の公告を承認する日までの如何なる時期にも、提出することができる。

(d) 出願分割請求は、その出願に関する他の補正書又は応答書からは独立した書面によって行われなければならない。「出願分割請求」の標題を、請求書の最初のページの上部に記載しなければならない。

許可通知後

§ 2.88 許可通知後における使用陳述書の提出

(a) 法第 1 条(b)に基づく出願においては、法第 1 条(d)によって要求される使用陳述書は、法第 13 条(b)(2)に基づく許可通知書の発行から 6 月以内、又は § 2.89 に基づいて認められた延長期間内に提出しなければならない。許可通知書発行前に提出される使用陳述書は尚早であり、検討されず、かつ、出願人に返却される。

(b) 完全な使用陳述書は、次の事項を含まなければならない。

(1) 出願人の代理として署名することを正規に授権された者(§ 2.33(a)参照)によって署名され、かつ、**真実宣言(宣誓)**がされているか、又は当該人による § 2.20 に基づく宣言書によって裏付けられており、次の内容を有する陳述書

(i) 出願人が同人はその標章の所有者であると信じていること、及び

(ii) その標章が取引において使用されていること。これに関しては、出願人によるその標章の最初の使用及び取引における最初の使用に係る日、並びに許可通知書に指定されている商品又はサービスであって、出願人がそれに付して又は関連して、その標章を取引において使用しているものを記載しなければならない。

(2) 取引において実際に使用されている態様での標章の 1 の見本。見本の要件については、§ 2.56 参照。及び

(3) § 2.6 によって要求される各類の手数料

(c) 使用陳述書は、出願人が、許可通知書に記載されており、その出願において登録を求めるとして全ての商品又はサービスに付して又は関連して、その標章を使用しているときに限り、提出することができる。ただし、使用陳述書に、その使用陳述書に係る商品又はサービスをその出願から分割するための § 2.87 に従った請求書が添付されているときは、この限りでない。使用陳述書に 2 品目以上の商品又はサービスが記載されている場合は、(b)(1)において要求される使用日は、各類に記載された品目内の 1 についてのみ必要とされるが、ただし、当該使用日が対応する特定の品目が指定されることを条件とする。

(d) 「 § 2.88 に基づく使用陳述書」という表題を、その書類の最初のページの上部に記載しなければならない。

(e) 庁は、適時に提出された使用陳述書を、それが次の最低限の要件を満たしているか否かを決定するために点検する。

(1) § 2.6 によって要求される少なくとも 1 の類に対する手数料

(2) 取引において使用される態様での標章に係る 1 の見本

(3) 出願人の代理として署名することを正規に授権されている者によって署名され、かつ、**真実宣言(宣誓)**がされているか、又は当該人による § 2.20 に基づく宣言書によって裏付けられており、その商標が取引において使用されている旨の陳述書。真実宣言書又は宣言書が署名されていないか、又は不適當な当事者によって署名されている場合は、出願人は、使用陳述書提出のための法定期限以前に、代替の真実宣言書を提出しなければならない。

(f) 適時に提出された使用陳述書が、(e)に規定した最低限の要件を満たしている場合は、その陳述書は、§ 2.61 から § 2.69 までに従って審査される。使用陳述書の審査の結果、出願人が登録を受ける権原を有しないと認定された場合は、出願人に通告が行われ、その理由及び方式上の要求又は拒絶について通知される。使用陳述書は、§ 2.59、及び § 2.71 から § 2.75

までに従って補正することができる。使用陳述書が全ての点に関して受理可能である場合は、出願人にその受理についての通告が行われる。

(g) 使用陳述書が(e)に明示された最低限の要件を満たしていない場合は、出願人は、その不備について通告される。使用陳述書を提出するために出願人に許可されている期間が満了していない場合は、出願人は、その不備を訂正することができる。使用陳述書の提出が当該提出のために許可されている期間内に行われた後は、陳述書が(e)の要件を満たしているか否かに拘らず、出願人は、その陳述書を取り下げて使用陳述書の提出待ちとなっていた以前の状態に戻すことはできない。

(h) (e)に明示される最低限の要件を満たす使用陳述書を適時に提出しないときは、出願の放棄が生じるものとする。

(i)(1) 使用陳述書において指定された商品又はサービスは、許可通知書に特定された商品又はサービスと一致していなければならない。出願人は、商品又はサービスの指定を「許可通知書に特定された商品又はサービス」と記述すること、又は該当する場合は「許可通知書に特定された商品又はサービス、ただし、...を除く」とし、その後に削除する商品又はサービスを特定する形で記述することによって、行うことができる。

(2) 許可通知書に指定された商品又はサービスの一部が、使用陳述書における商品又はサービスの特定から脱落している場合は、商標担当審査官は、その不一致に関して照会し、出願人に対し、脱落した商品又はサービスを付加するために使用陳述書を補正することを許可するものとする。ただし、その補正が、使用陳述書を提出するために出願人に許可された期間が満了するまでに、標章が、付加することを求める商品又はサービスの各々に付して又は関連して取引において使用されていた旨の真実宣言によって裏付けられることを条件とする。

(3) 使用陳述書には、§ 2.71(a)に従って、出願における商品又はサービスの特定を許可通知書に記載されているとおりに補正するための別途の請求書を添付することができる。

(j) 使用陳述書には、§ 2.51 及び § 2.72 に従って、出願の図面を補正するための別途の請求書を添付することができる。

(k) 使用陳述書がその署名日後の適切な期間内に提出されない場合は、庁は、その標章が取引において現在も使用されている旨の、代替の真実宣言書又は § 2.20 に基づく宣言書の提出を要求することができる。

(l) 複数の類の出願に関する要件については、§ 2.86 を参照。

§ 2.89 使用陳述書提出期間の延長

(a) 出願人は、§ 2.88 によって要求される使用陳述書を提出するための期間について6月の延長を請求することができる。延長請求は、法第 13 条(b)(2)に基づく許可通知書の郵送日から6月以内に提出しなければならない、かつ、次の事項を含まなければならない。

(1) 使用陳述書の提出期間についての延長請求書

(2) § 2.6 によって要求される類ごとの手数料、及び

(3) 出願人の代理として署名することを正規に授權されている者(§ 2.33(a)参照)によって、署名され、かつ、真実宣言(宣誓)がされているか、又は当該人による § 2.20 に基づく宣言書によって裏付けられた陳述書であって、関連する商品又はサービスを指定した上で、出願人は今なお、その標章を取引において使用する誠実な意図を有している旨のもの。真実宣言書が署名されていないか又は不適當な当事者によって署名されている場合は、出願人は、許可

通知書の郵送日から6月以内に、代替の真実宣言書を提出しなければならない。

(b) 先に承認された延長期間の満了前に、出願人は、次のものを提出することにより、使用陳述書提出期間について、更に6月の延長を請求することができる。

(1) 使用陳述書提出期間についての延長請求書

(2) §2.6によって要求される類ごとの手数料

(3) 出願人の代理として署名することを正規に授權されている者(§2.33(a)参照)によって、署名され、かつ、真実宣言(宣誓)がされているか、又は当該人による§2.20に基づく宣言書によって裏付けられており、関連する商品又はサービスを指定した上で、出願人は今なお、その標章を取引において使用する誠実な意図を有している旨の陳述書。真実宣言書が署名されていないか又は不適当な当事者によって署名されている場合は、出願人は、先に承認された延長期間の満了前に、代替の真実宣言書を提出しなければならない。及び

(4) (d)に定められる十分な理由の弁明

(c) (b)に基づく期間延長は、6月を単位とする追加のみが認められるものとし、延長の累計は24月を超えることができない。

(d) 十分な理由の弁明は、出願人がその商標を関連する商品又はサービスの各々に付して又は関連して、取引において使用するために行っている進行中の努力についての陳述を含まなければならない。それらの努力には、商品又はサービスの研究又は開発、市場調査、製造活動、販売促進活動、流通業者を獲得するための手続、政府認可を取得するための手続又はその他の類似活動を含めることができる。代替案としては、出願人は、その標章を取引において使用するための努力をしていないことについての満足できる説明を提出しなければならない。

(e)(1) 使用陳述書を提出する時に、又は使用陳述書が提出される既存の6月期間の中の残存期間内に、出願人は、使用陳述書提出期間に関する6月の延長を求めて、(a)又は(b)に従って、1の請求を提出することができる。ただし、請求する期間によって、許可通知の発行から36月を超える延長が生じないことを条件とする。その後においては、出願人は、追加の期間延長を請求することができない。

(2) 使用陳述書を提出する時に、又は使用陳述書が提出される既存の6月期間の中の残存期間中に提出される期間延長請求書は、それが出願人の最初の期間延長請求である場合は、(a)の要件の全てを、又はそれが出願人の第2回目又は後続の期間延長請求である場合は、(b)の要件の全てを満たさなければならない。ただし、(b)に基づく請求においては、出願人は、提出された使用陳述書によって証拠付けられているとおり、同人がその標章を取引において有効に使用したと信じている旨を主張することによって、なお、使用陳述書が特許商標庁によって致命的な不備があると認定される場合は、同人は、新たな使用陳述書を提出するために追加期間を必要とする旨を主張することによって、十分な理由の弁明についての要求を満たすことができる。

(f) 使用陳述書提出期間の延長請求書に記載された商品又はサービスは、許可通知書に特定された商品又はサービスと一致していなければならない。許可通知書に記載された商品又はサービスであって、期間延長請求書における商品又はサービスの特定から脱漏しているものは削除されたと推定され、出願人は、その後、削除された商品又はサービスを出願に再挿入させるよう請求することができない。適切な場合は、出願人は、「許可通知書に特定された商品又はサービス」と記述すること、又は「許可通知書に特定された商品又はサービス、ただ

し、... 除く」と記述し、その後削除されるべき商品又はサービスを特定することによって、商品又はサービスの指定を行うことができる。

(g) 出願人には、期間延長請求の承認若しくは否認、及び否認の理由について通告が行われるものとする。出願人に対し、既存の期間又は請求された延長期間の満了前に、延長請求の承認又は否認の通告が行われなかったことは、出願人を、§ 2.88 に基づく使用陳述書を適時に提出する義務から解放するものではない。期間延長請求の否認の後、使用陳述書を提出するための6月期間に残存期間がある場合は、出願人は、代替の期間延長請求書を提出することができる。それをしない場合は、期間延長請求の否認後に使用することができる唯一の手段は、§ 2.66 又は § 2.146 に従った長官に対する請願である。使用陳述書の提出期間に係る延長請求の否認に対する請願は、その請求についての否認の郵送日から2月以内に提出しなければならない。請願が承認された場合は、請願の対象であった請求された6月延長の期間は前から存続している使用陳述書提出のための6月期間の満了日から開始するものとする。

(h) 期間延長請求書が、署名された後の合理的期間内に提出されない場合は、庁は、出願人は引き続きその標章を取引において使用する誠実な意図を有している旨を記述した、代替の真実宣言書又は § 2.20 に基づく宣言書を要求することができる。

インターフェアレンス及び同時使用の手続

§ 2.91 インターフェアレンスの宣言

(a) インターフェアレンスは、2 の出願の間又は 1 の出願と 1 の登録の間において、長官に対する請願に基づく場合を除き、宣言されない。インターフェアレンスは、それがなければ、当事者が不当な不利益を被る結果となる特別な事情についての弁明があった場合に限り、長官によって宣言される。通常の事情においては、当該当事者が異議申立又は取消の手続を利用することができることが、不当な不利益を除去するものとみなす。

(b) 補助登録簿への登録及び登録出願、1920 年の法律に基づく登録、及び使用の権利が不可争となっている標章の登録は、インターフェアレンスの適用を受けない。

§ 2.92 インターフェアレンスの予備段階

商標審理審判部は、長官によって宣言されたインターフェアレンスを、商標審査官が、紛争の主題を形成する複数の標章について登録可能であると決定し、かつ、それらの標章の全てが異議申立のために公報に公告されるまでは、開始しないものとする。

§ 2.93 インターフェアレンスの開始

インターフェアレンスは、当事者に対するインターフェアレンスの通知の郵送によって開始される。通知は、各出願人に対し、記録上の弁護士その他の代理人がある場合は、当該人を經由して、送付されるものとし、また、当事者の 1 が登録人である場合は、通知は、登録人又は記録上の登録人の譲受人に送付されなければならない。通知は、各出願の出願番号及び出願日及び公告日、又は各登録の登録番号及び発出日と共に、相手方当事者全ての、及び相手方当事者の弁護士又は授権された代理人がある場合は当該人の、名称及び宛先を知らせなければならない。

§ 2.96 争点；立証責任

通常、出願間のインターフェアレンスにおける争点は、使用に係る先順位性であるが、登録についての当事者の権利も決定することができる。インターフェアレンスに関係する出願が最も遅い出願日を有するもの出願人は後順位者であり、立証責任を負う。インターフェアレンスの当事者が 3 以上である場合は、当事者は、他の当事者であって、インターフェアレンスに関係する出願が先の出願日を有するものの全ての者に対して後順位者であるものとし、かつ、これら全ての当事者に対して立証責任を負う。複数当事者のインターフェアレンスに関係する出願が同一の出願日を有する場合は、最も遅い作成日を有する出願が、最も遅い出願日を有するものとみなされ、その出願人を後順位者とする。出願と登録の間でのインターフェアレンスにおける争点も同様とするが、最終決定が登録人に不利な場合は、出願人を対象とする登録は、抵触する登録が登録簿に残存している間は許可されない。

§ 2.98 インターフェアレンスへの当事者の加入

当事者は、同人による長官に対する請願に基づく場合に限り、インターフェアレンスへの加入を行うことができる。インターフェアレンスへの追加の請願の対象であるか、又は対象となりうる出願が追加されない場合は、審査官は、インターフェアレンス手続が終結するまで、

その出願についての手続を停止することができる。

§ 2.99 同時使用者としての登録の出願

(a) 合法的同時使用者としての登録の出願は、他の登録のための出願と同じ方式で審査される。

(b) 出願人が、同時使用手続に従うことを条件として、その標章を登録させる権原を有すると思われるときは、その標章は、§ 2.80 に規定されているとおりに、広報に公告される。

(c) 異議申立が提出されなかった場合、又は提出された異議申立の全てが却下若しくは取り下げられた場合は、商標審理審判部は、同時使用登録の出願人(原告)及びその出願に同時使用者として指定された個々の出願人、登録人若しくは使用者(被告)に対して通告書を送付しなければならない。個々の被告についての通告書は、各出願の出願番号及び出願日と共に、原告の、及び原告の弁護士又は他の授権された代理人がある場合は当該人の、名称及び宛先を記載しなければならない。当事者が庁に電子メールの宛先を届け出ている場合は、通告は、電子メールによって送信することができる。

(d)(1) 審判部による通告の日から 10 日以内に、同時使用登録の出願人は、審判部の指示に従い、その出願書類、見本及び図面の写しを、その登録出願において同時使用者として指示された個々の出願人、登録人又は使用者に送達しなければならない。送達書類が配達不能として同時使用出願人に返送された場合は、同時使用出願人は、返送書類を受領してから 10 日以内に審判部に通知しなければならない。

(2) 通告に対する答弁書は、出願において同時使用者として、出願又は登録が指定されたものの出願人又は登録人の場合は、必要とされないが、希望するときは、通告書の郵送日後 40 日以内に陳述書を提出することができる。出願において同時使用者として指定された他の当事者の場合は、答弁書を、通告書の郵送日後 40 日以内に提出しなければならない。

(3) 要求されたときに答弁書が提出されない場合は、指定された使用者が、同時使用登録の出願において認められたものより広範囲の権利を主張することを排除する裁決が記録されるが、ただし、その場合においても、出願人は引き続き、登録についての権原を立証する責任を負う。

(e) 同時使用登録の出願人は、それに関する権原を立証する責任を負う。2 以上の同時使用登録出願が 1 の手続に関連している場合は、自己の出願が最も遅い出願日を有するものの当事者は、後順位者である。当事者であって、その者の出願が最も早い関連出願の出願日と最も遅い関連出願の出願日との間にある出願日を有するものであるものは、出願が先の出願日を有するものの全ての当事者に対して後順位者である。何れかの出願が同一の出願日を有する場合は、最も遅い作成日を有する出願が最も遅い出願日を有するとみなされ、その出願人を後順位者とする。同時使用出願において除外された使用者として記載されたが、出願をしていない者は、その手続に関連する出願を有する全ての当事者に対して先順位者とみなされる。

(f) 管轄権を有する裁判所がそれらの当事者は同一又は類似の標章を取引において使用する権原を有する旨を最終的に決定したことを基にして、同時使用登録が求められる場合において、次の条件の全てが満たされるときは、同時使用登録手続は開始されない。

(1) 出願人が、裁判所手続の当事者による同時の合法的使用に従うことのみを条件として、登録を受ける権原を有していること、及び

- (2) 裁判所判決が当事者の権利を明示していること，及び
- (3) 裁判所判決の真正謄本が審査官に提出されること，及び
- (4) 同時使用出願が，裁判所判決に全面的かつ正確に従っていること，及び
- (5) 同時使用出願に記載されている除外された使用が登録に関係していないか，又は関係する登録は，裁判所判決に従い，長官によって限定されていること

本項に記載する条件の何れかが満たされない場合は，同時使用登録手続が，(a)から(e)までに規定されているとおりに準備され，開始されるものとする。

(g) 補助登録簿への登録及び登録出願，並びに 1920 年の法律に基づく登録は，同時使用登録手続の適用を受けない。1946 年の法第 1 条(b)に基づく登録出願は，§ 2.76 に基づく使用を主張するための補正書又は § 2.88 に基づく使用陳述書であって，受理可能なものが提出された後に限り，同時使用登録手続の適用対象となる。

(h) 商標審理審判部は，同時使用登録手続の関連においてのみ，同時使用の権利を検討し，決定するものとする。

異議申立

§ 2.101 異議申立の提出

(a) 異議申立手続は、所要の手数料を添えて適時に異議申立通知を庁に提出することによって開始される。通知は、その詳細が § 2.101(b) 及び 2.119 に記載されている、庁にある記録の上での通信宛先における、出願人又はその弁護士若しくは国内代理人に対する送達の証拠を含まなければならない。

(b) 何れかの標章の主登録簿への登録によって損害を受けることになると思はれる者は何人も、商標審理審判部宛てに異議申立を提出することができ、かつ、異議申立の写しを、添付書類があるときはそれを含めて、出願人に代わる記録上の弁護士に、又は弁護士がない場合は出願人に、若しくは国内代理人が選定されている場合は当該代理人に対し、庁にある記録上の通信宛先に宛てて送達しなければならない。異議申立人は、庁にある記録上の通信宛先における § 2.119 による送達についての証拠を異議申立に添付しなければならない。異議申立に係る送達用の写しが配達不能として異議申立人に返送された場合は、異議申立人は、返送された写しの受領後 10 日以内に、審判部に通知しなければならない。異議申立は、真実宣言がされる必要はないが、異議申立人又は § 10.1(c) に指定される異議申立人の弁護士又は § 10.14(b) に指定される他の授権された代理人によって署名されなければならない。(b)(1) 又は (2) に基づく ESTTA によって提出される異議申立については、§ 2.193(c)(1)(iii) による電子署名が必要とされる。

(1) 法第 1 条又は第 44 条に基づく出願に対する異議申立は、紙面又は ESTTA の何れかによって提出しなければならない。

(2) 法第 66 条(a)に基づく出願に対する異議申立は、ESTTA によって提出しなければならない。

(c) 異議申立は、異議申立の対象となる出願の公告 (§ 2.80) 後 30 日以内、又は異議申立提出についての延長期間 (§ 2.102) 内に提出しなければならない。

(d)(1) 異議申立には、異議申立人として参加する各当事者に対し、登録について異議申立をする出願の中の各類について要求される手数料 (§ 2.6 参照) を添付しなければならない。

(2) 他の点では適時である異議申立は、それが ESTTA によるものである場合は、異議申立に、手数料であって、個々の記名された共同異議申立人にとって、異議申立に指定する各類に関して、標章の登録に異議申立をするための全額を納付するのに十分なものが添付されていない限り、受理されない。

(3) 他の点では適時である異議申立が紙面によって提出される場合において、所要の手数料の全額に満たないものが提出されるときは、次の規定を適用する。

(i) 異議申立に手数料が添付されていないか、又は 1 の者が少なくとも 1 の類について、標章登録に異議申立をするために納付するのに十分でない手数料が添付されている場合は、その異議申立は拒絶される。

(ii) 異議申立に、1 の者が少なくとも 1 の類について、登録に異議申立をするために納付するには十分な手数料が添付されているが、手数料が、出願の全ての類について、登録に異議申立するのに十分でなく、かつ、異議申立の提出対象とする特定の類が指定されていない場合は、その異議申立は、昇順数列による類に対するものであって、十分な手数料が提出された、出願に係る類の数のみを含むと推定される。

(iii) 人が共同異議申立人として参加する場合は、各人は、異議申立をしようとする各類についての手数料を提出しなければならない。提出された手数料が、1の者が少なくとも1の類に関して、登録に異議申立をするには十分であるが、個々の記名された共同異議申立人にとっては不十分である場合は、最初に記名された当事者がその集団の異議申立人と推定される。追加の当事者は、提出された手数料が各共同異議申立人が納付すべき手数料を納付するのに十分である場合に限り、共同異議申立人とみなされる。複数の者が、複数の類についての1の出願に対する共同異議申立人として参加しており、提出された手数料は金額が不十分であり、また、当事者が参加するときに、異議申立人及び類についての指定がされていない場合は、提出された手数料は、最初に記名された異議申立人のために、出願の中の類であって、提出された手数料で足りる数のものに対して充当される。超過額があるときは、それは、2番目に記名された当事者のために、出願における昇順数列による類に充当される。

(4) 異議申立の提出日は、出願人への、又はその弁護士若しくは国内代理人が指定されている場合は記録上の当該代理人への、庁の記録上の通信宛先における送達の証明及び所要の手数料が添付された異議申立の受領日である。ただし、異議申立が§ 2.198に従って提出される場合は、この限りでない。

§ 2.102 異議申立提出期間の延長

(a) 何れかの標章の主登録簿への登録によって損害を受けることになる信じざる者は何人も、異議申立提出期間を延長するために、商標審理審判部宛ての請求書を庁に提出することができる。請求書は、真実宣言がされる必要はないが、その潜在的異議申立人によって、又は潜在的異議申立人の、§ 10.1(c)において指定される弁護士若しくは§ 10.14(b)において指定される授権された代理人によって署名されなければならない。電子的に提出される期間延長請求には、§ 2.193(c)(1)(iii)による電子署名が要求される。

(1) 法第1条又は第44条に基づいて提出された出願に対する異議申立の提出期間を延長するための請求書は、紙面又はESTTAの何れかによって提出しなければならない。

(2) 法第66条(a)に基づいて提出された出願に対する異議申立の提出期間を延長するための請求書は、ESTTAによって提出しなければならない。

(b) 異議申立の提出期間を延長するための請求書は、合理的な確実性をもって、潜在的異議申立人を特定しなければならない。延長期間内に提出される異議申立は、期間延長が承認された者の名義によらなければならない。異議申立は、期間延長請求の名義人が錯誤によって誤って特定されている場合、又は異議申立が、期間延長を請求し、その承認を受けた者の関係人の名義によって提出された場合は、受理することができる。

(c) 異議申立提出期間は、公告日から180日を超えては延長されないものとする。異議申立提出期間を延長するための請求は、公告日から30日が経過する前、又は先に認められた期間延長が満了する前の内、何れか該当する時期までに提出しなければならない。異議申立提出期間を延長するための請求書は、次の方式で提出されなければならない。

(1) 請求人は、第1回目の請求書を、30日の期間延長(請求があれば承認される)又は90日の期間延長(十分な理由が示された場合に限り承認される)の何れかを対象として提出することができる。

(2) 請求人が30日の期間延長を認められた場合は、当該人は、60日の追加延長を求める請求書を提出することができるが、当該請求は、十分な理由が示された場合に限り承認される。

(3) 全体で 90 日となる，1 回又は 2 回の延長を受けた後は，請求人は，追加の 60 日の期間延長を求める最後の 1 回となる請求を提出することができる。審判部は，その請求を，出願人若しくは授権されたその代理人によって署名された承諾書若しくは(法的手続における)合意書，又は潜在的異議申立人又は授権されたその代理人による請求書であって，出願人若しくは授権されたその代理人が当該請求を承諾している旨を記述しているもの，又は特別な事情についての弁明が提出された場合に限り，承認するものとする。如何なる事情においても，異議申立提出期間についてのその後の延長は承認されない。

§ 2.104 異議申立の内容

(a) 異議申立には，異議申立人が異議申立をする標章の登録によって，同人が損害を受けることになると信じる理由を示す簡潔で明白な陳述を記載し，かつ，異議申立の根拠を記述しなければならない。

(b) 同一当事者によって所有される異なる出願に対する異議申立は，該当する場合は，統合異議申立の形で連結することができるが，ただし，異議申立人として参加する各当事者にとって，異議申立提出の対象である各出願においてその登録に異議申立をする各類型について必要とされる手数料が含まなければならない。

§ 2.105 当事者に対する異議申立手続についての通告

(a) 適切な様式による異議申立(§ 2.101 及び § 2.104 参照)が § 2.101(b)に従った送達の証明を添付して提出され，かつ，正しい手数料が提出された場合は，商標審理審判部は，通告を作成しなければならない。通告は，その手続及び関連する出願の名称及び番号を特定しなければならないが，また答弁書を提出すべき期間として，当該通告の郵送日から 30 日以上の間を指定しなければならない。当事者が庁に電子メールの宛先を提供している場合は，通告は，電子メールによって行うことができる。

(b) 審判部は，通告の書面を，次の方法で異議申立人に送付しなければならない。

(1) 異議申立が弁護士によって伝達されているか又は委任状が提出されている場合は，審判部は，通告を，異議申立を伝達した弁護士又は委任状に指定された弁護士に送付する。ただし，当該人が § 10.1(c)に定義される弁護士であることを条件とする。

(2) 異議申立人が異議申立に関して弁護士によって代理されていないが，異議申立人が国内代理人を指名している場合は，審判部は，通告を国内代理人に送付する。ただし，異議申立人が書面をもって他の通信宛先を指定している場合は，この限りでない。

(3) 異議申立人が異議申立に関して弁護士によって代理されておらず，かつ，国内代理人が指名されていない場合は，審判部は，通告を直接に異議申立人に送付する。ただし，異議申立人が書面をもって他の通信宛先を指定している場合は，この限りでない。

(c) 審判部は，通告の書面を，次の方法で出願人に送付しなければならない。

(1) 異議申立がされた出願が，その出願は § 10.1(c)に定義される弁護士によって手続が取られる旨の明白な表示を含んでいる場合は，審判部は，本条に記載される書類を出願人の弁護士に送付するものとする。

(2) 異議申立がされた出願が弁護士によって手続が取られていないが，国内代理人が指名されている場合は，審判部は，本条に記載する書類を国内代理人に送付する。ただし，出願人が書面をもって他の通信宛先を指定している場合は，この限りでない。

(3) 異議申立がされた出願が弁護士によって手続が取られておらず、かつ、国内代理人が指名されていない場合は、審判部は、本条に記載する書類を直接に出願人に送付する。ただし、出願人が書面をもって他の通信宛先を指定している場合は、この限りでない。

§ 2.106 答弁書

(a) 答弁書が指定された期間内に提出されない場合は、異議申立は、不履行の場合と同様に決定することができる。

(b)(1) 答弁書は、短く、平易な文言で、申し立てられている各主張に対する出願人の抗弁を記述しなければならない。また、異議申立人が依拠する事実の主張を容認又は否認しなければならない。出願人が、事実の主張の真実性に関する信念を形成するのに十分な知識又は情報を有していない場合は、出願人はその旨を記述しなければならない。その記述は、否認の効果を有するものとする。否認は、連邦民事訴訟規則の規則 8(b)に定められる何れの形式も取ることができる。答弁は如何なる抗弁も含むことができ、それには、汚れた手、消滅時効、禁反言、黙認、詐欺、錯誤、先の判決の積極的抗弁、又は回避若しくは積極的抗弁を構成するその他の事項が含まれる。特別な事項について訴答をするときは、連邦民事訴訟規則に従わなければならない。積極的抗弁に対しては、反対訴答を提出する必要がない。抗弁が、異議申立において申し立てられた登録の有効性を攻撃するときは、(b)(2)が適用されるものとする。申し立てられた登録とは、異議申立の原通知又は連邦民事訴訟規則の規則 15 に基づいて行われるその補正において、発出番号及び発出日によって特定される登録のことである。

(2)(i) 異議申立において申し立てられた 1 又は 2 以上の登録の有効性を攻撃する抗弁は、答弁書が提出されるときに反訴の理由が存在する場合は、強制的反訴とする。異議申立に対する答弁が提出されるときに、反訴の理由が出願人に分かっている場合は、反訴は、答弁と共に、又はその一部として主張しなければならない。反訴の理由が異議申立手続の過程で知られた場合は、反訴は、その理由が知られた後速やかに主張しなければならない。反訴は、それが同一当事者又はその関係人との間での別の手続の主題である場合は、提出する必要がない。

(ii) 異議申立人によって申し立てられた登録の有効性に対する攻撃は、当該登録の取消を求める反訴又は別途の請願が提出されない限り、審理されない。

(iii) § 2.111 から § 2.115 まで(両端の条を含む)の規定を反訴に適用するものとする。30 日以上期間が、反訴に対する答弁を提出すべき期間として指定される。

(iv) 訴答、開示手続、証言、趣意書又は口頭弁論のための期間は、当事者からの申立があったときに、当事者が登録の取消を求める反訴又は別途の請願を提出するか又はそれに対処することが十分にできるようにするために必要がある場合は、再設定され又は延長される。

(c) 異議申立は、答弁書が提出される前においては、権利関係に不利益を与えることなく取り下げることができる。答弁書が提出された後においては、異議申立は、出願人又は出願人の弁護士若しくは他の授権された代理人の書面による同意を得た場合を除き、権利関係に不利益を与えることなく取り下げることができない。

§ 2.107 異議申立手続における訴答の補正

(a) 法第 1 条又は第 44 条に基づいてなされた出願に対する異議申立手続における訴答は、合衆国地方裁判所における民事訴訟の場合と同じ方法及び同じ範囲で補正することができる。

ただし、異議申立提出のための延長期間を含む異議申立提出期間の終了後は、異議申立の対象である商品又はサービスを追加するために補正をすることはできない。

(b) 法第 66 条(a)に基づいてなされた出願に対する異議申立手続における訴答は、合衆国地方裁判所における民事訴訟の場合と同じ方法及び同じ範囲で補正することができる。ただし、提出後は、異議申立の理由を追加するために、又は異議申立の対象である商品若しくはサービスを追加するために補正することはできない。

取消

§ 2.111 取消請願の提出

(a) 取消手続は、所要の手数料を添えて、適時に取消請願を庁に提出することによって開始される。請願は、その登録についての記録上の所有者、又は所有者の記録上の国内代理人に対する、§ 2.111(b)及び§ 2.119 に詳述される特許庁の記録上の宛先における送達の証明を含まなければならない。

(b) 登録によって損害を受けている又は受けることになる者とは何人も、商標審理審判部宛てに請願を提出し、その登録の全部又は一部の取消を求めることができる。請願人は、請願の写しを、その付属書類があるときはそれを添えて、その登録についての記録上の所有者又は国内代理人が指名されている場合はその所有者の記録上の国内代理人に対し、庁の記録上の通信宛先において送達しなければならない。請願人は、取消請願に、記録上の所有者又は国内代理人が指名されている場合はその所有者の記録上の国内代理人に対しての、庁の記録上の宛先における§ 2.119 の規定による送達の証明を添付しなければならない。取消請願に係る送達書面が配達できないとして請願人に返送された場合は、請願人は、返送書面の受領から10日以内に、審判部に通知しなければならない。取消請願は、真実宣言が付される必要はないが、請願人、又は§ 10.1(c)に指定される請願人の弁護士、又は§ 10.14(b)に指定される他の授権された代理人によって署名されなければならない。ESTTA によって電子的に提出される請願に対しては、§ 2.193(c)(1)(iii)に従った電子署名が要求される。取消請願は、補助登録簿への登録若しくは1920年の法律に基づく登録又は1881年の法律若しくは1905年の法律に基づく登録であって、法第12条(c)に基づく公告がされていないもの場合はいつでも、又は法第14条(3)又は(5)に指定される理由に基づいて提出することができる。前記以外の全ての場合については、取消請願及び所要の手数料は、法律に基づくその標章の登録日又は法第12条(c)に基づく公告日から5年以内に提出しなければならない。

(c)(1) 取消請願には、請願人として参加する各当事者に対して、取消を求める登録の中の各類について要求される手数料を添付しなければならない(§ 2.6 参照)。

(2) ESTTA によるものである場合は、他の点では適時である取消請願は、その取消請願において、標章登録の取消請願についての記名された各共同請願人にとって、取消請願に指定された各類についての全額を支払うのに十分な手数料が添付されていない限り、受理されない。

(3) 他の点では適時である取消請願書が紙面によって提出された場合において、所要の手数料未満のものが提出されたときは、次のとおりとする。

(i) 取消請願に手数料が添付されていないか、又は1の者が登録における少なくとも1の類に対して取消を請願するのに十分でない手数料が添付されている場合は、その取消請願は拒絶される。

(ii) 取消請願書に、1の者が登録における少なくとも1の類に対して取消を請願するには十分な手数料が添付されているが、ただし、手数料が登録における全ての類に対する取消請願にとっては不十分であり、また、取消請願提出の対象とする特定の類が指定されていない場合は、取消請願は、十分な手数料が提出された、登録における類の数のみを含む昇順数列による類に対するものと推定される。

(iii) 複数の者が共同請願人として参加している場合は、各請願人は、取消を求める各類に対する手数料を納付しなければならない。提出された手数料が、1の者が少なくとも1の類

に関して登録取消の請願をするために納付するには十分であるが、ただし、記名された各共同請願人にとっては不十分である場合は、最初に記名された当事者が共同請願人であると推定される。追加の当事者は、提出された手数料が各共同当事者が負う手数料の支払をする上で十分な範囲に限り、共同請願人とみなされる。複数の請願人が、複数の類の登録に対する共同請願人として参加しており、提出された手数料が不十分であり、更に当該当事者が参加したときに、当事者及び類の指定がされていない場合は、提出された手数料は、最初に記名された請願人のために、提出された手数料が支払をするのに十分である数の登録における類に対して充当される。超過額がある場合は、その超過額は、取消に係る2番目に記名された当事者のために、登録における類に対して昇順数列により充当される。

(4) 取消請願の提出日は、記録上の所有者に対する、又は国内代理人が指名されている場合は、所有者の国内代理人に対する庁の記録上の通信宛先における送達の証明を添え、かつ、所要の手数を添えた取消請願が庁において受領された日である。ただし、§ 2.198 に従った請願が提出される場合を除く。

§ 2.112 取消請願の内容

(a) 取消請願は、請願人が、その登録によって損害を受けている又は受ける虞があると信じる理由を示す簡潔かつ明白な陳述を記載し、取消理由を記述し、また請願人が知る限りにおいて、その登録に係る現在の所有者の名称及び宛先を表示しなければならない。

(b) 適切な場合は、同一当事者によって所有される異なる登録についての取消請願を、1の統合取消請願にまとめることができる。所要の手数料には、請願人として参加している各当事者について、取消請願提出の対象である登録における取消を求める各類に関するものが含まれなければならない。

§ 2.113 取消手続の通告

(a) 取消請願が適正な様式(§ 2.111 及び § 2.112 参照)で、§ 2.111(b)に従った送達の証明を添付して提出され、かつ、正しい手数料が提出された場合は、商標審理審判部は、通告を作成し、その通告において、手続及び関係する登録の名称及び番号を特定し、かつ、答弁書を提出すべき期間として、通告の郵送日から30日以上の期間を指定しなければならない。当事者が庁に電子メールの宛先を提供している場合は、通告は、電子メールによって送ることができる。

(b) 審判部は、通告の書面を、次の方法で請願人に発送しなければならない。

(1) 取消請願が弁護士によって伝達されているか、又は委任状が提出されている場合は、審判部は通告を、取消請願を伝達した弁護士又は委任状に指定された弁護士に送付する。ただし、当該人が§ 10.1(c)において定義される「弁護士」であることを条件とする。

(2) 請願人が、取消手続に関して弁護士によって代理されていないが、国内代理人を指名している場合は、審判部は、通告を国内代理人に送付する。ただし、請願人が書面をもって他の通信宛先を指定しているときは、この限りでない。

(3) 請願人が、取消手続に関して弁護士によって代理されておらず、かつ、国内代理人が指名されていない場合は、審判部は、通告を直接に請願人に送付する。ただし、請願人が書面をもって他の通信宛先を指定しているときは、この限りでない。

(c) 審判部は、通告の写しを応答人に発送しなければならない(§ 2.118 参照)。応答人は、

庁の記録によって、取消が求められている登録の現在の所有者であるとして示される者とする。ただし、審判部は、その裁量によって、当該登録に関する現在の所有権を証明する当事者を応答人として参加させ又は代替させることができる。

(d) 請願人により、§ 2.112(a)に従い、登録の現在の所有者として主張されている当事者が記録上の所有者でないときは、取消請願の儀礼上の写しが通告の写しと共に、主張されている現在の所有者に発送されなければならない。主張されている現在の所有者は、応答人として参加し又は代替するための申立を提起することができる。

§ 2.114 答弁書

(a) 答弁書が指定された期間内に提出されない場合は、請願は、不履行の場合と同様に決定することができる。

(b)(1) 答弁は、短くかつ平易な表現で、申し立てられている個々の主張に対する応答人の抗弁を記述しなければならず、かつ、請願人が依拠する事実の主張を容認又は否認しなければならない。応答人が、事実の主張の真実性に関する信念を形成するのに十分な知識及び情報を有していない場合は、応答人はその旨を記述しなければならず、その記述は否認の効果を有するものとする。否認は、連邦民事訴訟規則の規則 8(b)に定められる何れの形式も取ることができる。答弁は、如何なる抗弁も含むことができ、それには、汚れた手、消滅時効、禁反言、黙認、詐欺、錯誤、先の判決の積極的抗弁、又は回避若しくは積極的抗弁を構成する他の事項が含まれる。特別な事項について訴答をするときは、連邦民事訴訟規則に従わなければならない。積極的抗弁に対しては、反対訴答を提出する必要がない。抗弁が請願において申し立てられた登録の有効性を攻撃するときは、(b)(2)が適用されるものとする。申し立てられた登録とは、取消を求める原請願において又は連邦民事訴訟規則の規則 15 に基づいて行われるその補正において、発出番号及び発出日をもって特定される登録のことである。

(2)(i) 請願において申し立てられた 1 又は 2 以上の登録の有効性を攻撃する抗弁は、答弁が提出されるときに反訴の理由が存在している場合は、強制的反訴とする。請願に対する答弁が提出されるときに、反訴の理由が応答人に分かっている場合は、反訴は答弁と共に、又はその一部として提出されなければならない。反訴の理由が、取消手続の過程で知られた場合は、反訴は、その理由が知られた後直ちに主張されなければならない。反訴は、それが同一当事者又はその関係人の間での他の手続の主題である場合は、提出する必要がない。

(ii) 取消請願人によって申し立てられた登録の有効性に対する攻撃は、その登録の取消を求める反訴又は別途の請願が提出される場合を除き、審理されない。

(iii) § 2.111 から § 2.115 まで(両端の条を含む)の規定は、反訴に適用するものとする。30 日以上期間が、反訴に対する答弁を提出すべき期間として指定される。

(iv) 訴答、開示手続、証言、趣意書又は口頭弁論のための期間は、当事者からの申立があったときに、当事者が登録の取消を求める反訴又は別途の請願書を提出するか又はそれに対処することが十分にできるようにするために必要な場合は、再設定され又は延長される。

(c) 取消請願は、答弁書が提出される前においては、権利関係に不利益を与えることなく取り下げることができる。答弁書が提出された後においては、取消請願は、登録人、又は登録人の弁護士若しくは他の授権された代理人の書面による同意を得た場合を除き、権利関係に不利益を与えることなく取り下げることはいできない。

§ 2.115 取消手続における訴答の補正

取消手続における訴答は、合衆国地方裁判所における民事訴訟の場合と同じ方法及び同じ範囲で補正することができる。

当事者系手続における訴訟手続

§ 2.116 連邦民事訴訟規則

(a) 別段の定めがあるときを除き、適用可能かつ適切であるときは、当事者系手続における訴訟手続及び実務には、連邦民事訴訟規則が適用されるものとする。

(b) 異議申立手続における異議申立人又は取消手続における請願人は、原告の立場にあるものとし、異議申立手続における出願人又は取消手続における応答人は、被告の立場にあるものとする。インターフェアレンス手続又は同時使用登録手続において後順位者である当事者は、先順位者である全ての当事者に対して原告の立場にあるものとし、インターフェアレンス手続又は同時使用登録手続において先順位者である当事者は、後順位である全ての当事者に対して被告であるものとする。

(c) 異議申立又は取消請願及び答弁は、裁判における訴状及び答弁に相応する。

(d) 証言期間の指定は、裁判において事件を審理に付すことに相応する。

(e) 指定された証言期間中に証言録取を取ることは、裁判所の訴訟手続における審理に相応する。

(f) 口頭審理は、裁判における最終弁論に相応する。

(g) 商標審理審判部の標準保護命令が全ての異議申立、取消、インターフェアレンス及び同時使用登録の手続における(事実の)開示、証拠開示の間、及び審理において適用される。ただし、関係当事者が、審判部によって承認される訴訟上の合意によって、代替の命令に合意するか、又は1の当事者による、代替の命令を使用するための申立が審判部によって許諾された場合は、この限りでない。標準保護命令は、庁のウェブサイトにおいて閲覧することができ、又は請求をすれば、その写しが提供される。当事者によって開示若しくは提出され、審理において提示され、又は審判部に提出された資料は、当該資料を論議する申立又は趣意書を含め、その何れも秘密のものとしては取り扱われず、又は公衆の閲覧から保護されないものとするが、ただし、それらが、庁の標準保護命令に基づいて、又は当事者間で合意され、庁によって承認された代替の命令に基づいて、又は庁の許諾を得た当事者の申立によって提出される命令に基づいて、保護されるものとして指定される場合は、この限りでない。

§ 2.117 手続の中止

(a) 係属中の事件の当事者がその事件に関係を有する可能性がある民事訴訟又は他の審判部の手続に参与していることに、商標審理審判部が気づいたときは、審判部における手続は、前記の民事訴訟又は審判部の他の手続が終結するまで中止することができる。

(b) 審判部に、手続中止の申立と事件に決着を付ける可能性のある申立の両方が係属している場合は、両方の申立が提出された順番に拘らず、中止問題について検討する前に、決着を付ける可能性のある申立について決定することができる。

(c) 手続は、十分な理由があるときは、審判部が承認した申立又は当事者の合意を基にしても中止することができる。

§ 2.118 配達されなかった庁の通知

登録人又は出願人に対して庁によって送付された通知が配達されないで庁に返送された場合は、追加の通知を、長官によって定められた期間、公報に公告することができる。

§ 2.119 書類の送達及び署名

(a) 当事者系事件に関して特許商標庁に提出する全ての書類は、審判請求通知を含め、相手方当事者に送達しなければならない。当該送達についての証明は、庁によってその書類が検討される前に行わなければならない。弁護士又は他の授権された代理人によって署名された陳述であって、提出する時に、原書類に添付されているか、又はその書類上に記載されており、送達が行われた日及び方法を明示しているものは、送達についての一応の証拠として受理される。

(b) 書類の送達は、当事者の弁護士に、若しくは他の授権された代理人がいる場合は当該人に、又は弁護士若しくは他の授権された代理人がいない場合は当事者に対してしなければならないが、次の方法の何れかによって行うことができる。

(1) 書類の写しを被送達人に届けること

(2) 写しを、被送達人の通常の営業所において、当該人が雇用している者に預けること

(3) 被送達人が通常の営業所を有していない場合は、写しを当該人の住居において、当該人の家族の一員であり、14歳を超えており、かつ、判断能力を有する者に預けること

(4) 合衆国郵政公社の「名宛人宛て速達郵便局」業務又は第1種郵便による送付。これらは、証明付き又は書留とすることもできる。

(5) 翌日配達宅配便による送付

(6) 当事者間の合意がある場合の電子送信

送達を受け又は書類を送達することに関する前記方法の何れも実行可能でないことを長官が認めることができるように証明された場合は、送達は、公報における公示公告によって行うことができる。

(c) 送達が第1種郵便、「速達郵便」又は翌日配達宅配便によって行われる場合は、郵送日又は翌日配達宅配業者への引渡し日が送達日とみなされる。当事者が、他方当事者から当該当事者への書類送達後、所定の期間内に何らかの行為をすることが要求され、その書類が第1種郵便、「速達郵便」又は翌日配達宅配便によって送達される場合は、所定の期間には5日が追加される。

(d) 当事者系手続の当事者が合衆国に住所を有しておらず、合衆国に所在する弁護士又は他の授権された代理人によって代理されない場合は、当該当事者は、合衆国特許商標庁に提出する書類によって、その手続に関する通知又は令状の送達先とすることができる合衆国居住者の名称及び宛先を指定することができる。当該当事者が国内代理人を任命した場合は、合衆国特許商標庁の正式通信は、当該国内代理人に宛てられる。ただし、その法的手続が弁護士又は§ 10.14(c)に基づいて正規に許可された他の有資格者によって遂行されている場合は、この限りでない。当事者が国内代理人を任命しておらず、かつ、その手続が弁護士又は他の有資格者によって遂行されていない場合は、庁は、通信を直接当事者に送付するが、ただし、当事者が書面をもって通信を送付すべき他の宛先を指定している場合は、この限りでない。国内代理人の単なる指定は、被指定人が§ 10.14(a)に基づく資格を有するか、又は§ 10.14(b)に基づく資格を有しており、かつ、§ 2.17(b)に基づいて授権されている場合を除き、当該被指定人に対して手続遂行の権限を付与しない。

(e) 当事者系手続に関して提出される全ての書類、及び異議申立期間の延長に関する全ての請求書は、それを提出する当事者又は当該当事者の弁護士若しくは授権された代理人によって署名されなければならないが、無署名の書類は、署名された書面が庁による不備について

の通知書に定められた期間内に特許商標庁に提出される場合は、検討を拒絶されない。

§ 2.120 開示手続

(a) 一般

(1) 適切な場合は、開示及び開示手続に関する連邦民事訴訟規則の規定は、異議申立、取消、インターフェアレンス及び同時使用登録の手続にこれを適用するものとするが、本条に別段の定めがあるときは、この限りでない。必要とされる開示、和解を討議し、かつ、開示及び開示手続計画を作成するための当事者の協議、開示手続の範囲、時期及び順序、保護命令、開示及び開示手続の応答書の署名、並びに開示及び開示手続の応答書の補充に関する連邦民事訴訟規則 26 の規定は、本規則に記されるところに従って、また、当事者系手続を開始する命令又はその後の日程を作成する上での命令がある場合は、そこに定められる詳細に従って修正された方式により、審判部の手続に適用する。審判部は、開示手続協議のための期限、開示手続を実行する上での開始日及び終了日、最初の開示及び鑑定人開示を行うための、開示手続期間内の期限を指定しなければならない。これらの期限及び期日を定める審理命令が、手続開始の通告に含まれなければならない。

(2) 開示手続協議は、開示手続期間の開始以前に行わなければならない。当事者は、連邦民事規則 26(f)に記載された主題、及び審判部の開始命令に記載された主題があるときは、その主題について討議しなければならない。審判部の中間法務官又は商標行政審判官は、答弁の後、ただし、協議期限より 10 日以上前に当事者からの請求があったときは、その協議に参加するものとする。参加する法務官又は審判官は、協議において討議される主題の数及び内容を適切と思われるように拡大又は縮小することができる。開示手続期間は、180 日に設定される。最初の開示手続は、開示手続期間の開始後 30 日以内に行われなければならない。鑑定人証言の開示は、連邦民事訴訟規則 26(a)(2)に定められる方式及び順序によって行われるものとするが、ただし、開始命令、又は開示、開示手続若しくは審理の日を変更するその後の命令をもって、審判部により、それに代わる指示が出されているときは、この限りでない。鑑定人を鑑定人証言の開示期限の後まで留保する場合は、その当事者は直ちに、鑑定人証言を使用するための許可を求める申立をしなければならない。鑑定人証言を開示するための期限の前であるか後であるかを問わず、何れかの当事者により鑑定人証言を使用する計画の開示があったときは、審判部は、鑑定人開示手続に関する命令を出すこと及び/又は他方当事者が反駁鑑定人を使用する計画を開示するための期限を設定することができる。当事者は、開示手続期間の短縮に合意することができる。開示手続期間は、審判部によって承認された当事者間の合意に基づき、又は審判部によって許可された申立に基づき、又は審判部の命令によって延長することができる。期間延長を求める申立が否認された場合は、開示手続期間は、最初に設定され又は再設定されたとおりとすることができる。開示の期限及び義務は、審判部によって承認された当事者間の書面による合意に基づき、又は審判部によって許可された申立に基づき、又は審判部の命令によって変更することができる。変更を求める合意又は申立が否認された場合は、開示期限は、最初に設定され又は再設定されたとおりとすることができる。当事者は、開示手続協議の討議の概要を記した報告書を作成し、又はこれを審判部に提出する必要はないが、ただし、関係当事者が本規則又は適用される連邦民事訴訟規則に規定される開示又は開示手続の義務を変更することに合意した場合、又は参加した審判部の中間法務官若しくは商標行政審判官によってその

ような報告書を提出するよう指示される場合は、この限りでない。

(3) 当事者は、最初の開示を、審判部によって承認された当事者の合意又は審判部によって許可された申立、又は審判部の命令による、この要求についての変更が無い場合は、開示手続を求める前にしなければならない。最初に設定され又は再設定された開示手続期間の締切日以前に、開示手続証言録取書が取られなければならない。また、質問書、書類及び物件についての提出請求、並びに自白の要求が送達されなければならない。質問書、書類及び物件に関する提出請求、並びに自白の要求に対する応答は、それらの開示手続請求書の送達日から30日以内に送達されなければならない。応答期間は、当事者の合意に基づき、又は審判部によって許可された申立に基づき、又は審判部の命令によって、延長することができる。開示手続に係る未処理の請求に対する当事者の応答期間の再設定は、開示手続及び/又は証言期間に関する自動的予定変更をもたらすものではない。当該期日は、審判部によって承認された当事者間の合意に基づく、又は審判部によって許可された申立に基づく、又は審判部の命令による場合に限りその予定が変更されるものとする。

(b) 合衆国内における開示手続証言録取

自然人の開示手続証言録取は、当該人が居住しているか若しくは正規に雇用されている連邦司法地区、又は当事者が訴訟上の合意によって同意する場所において取らなければならない。提案されている供述人であって、当事者若しくは証言録取のために定められた時期に当事者の幹部、取締役若しくは経営代理人、又は連邦民事訴訟規則の規則 30(b)(6)若しくは規則 31(a)に基づいて指定される者以外の者の出席を確保する責任は、全面的に、開示手続を取る当事者側に存在する(35 U.S.C. 24 参照)。

(c) 外国における開示手続証言録取

(1) 外国に居住する自然人の開示手続証言録取は、当該人が当事者若しくは証言録取を取るために定められた時期に当事者の幹部、取締役若しくは経営代理人である者、又は連邦民事訴訟規則の規則 30(b)(6)若しくは規則 31(a)に基づいて指定される者であり、それが外国において取られる場合は、§ 2.124 に規定される方法で取らなければならない。ただし、証言録取を口頭尋問によって取ることを、商標審理審判部が十分な理由による申立に基づいて命令するか、又は当事者が合意するときは、この限りでない。

(2) 外国の当事者が、開示手続のために定められた期間内に、合衆国、又は合衆国の支配及び管轄下にある領域に居る、又は居る予定であるときは、当該当事者に係る証言録取は、開示手続を求める当事者の請求に基づき、口頭尋問によって取ることができる。外国の当事者が、開示手続のために定められた期間に、合衆国、又は合衆国の支配及び管轄下にある領域に居て、該当事者のために証言することに同意する幹部、取締役若しくは経営代理人又はその他の者を有するか又は有する予定である場合は、当該当事者のために証言することに同意する当該幹部、取締役若しくは経営代理人又はその他の者は、開示手続を求める当事者の請求に基づき、口頭尋問によって証言を録取することができる。開示手続を求める当事者は、相手方当事者のために証言することに同意する1又は2以上の幹部、取締役若しくは経営代理人又はその他の者を、連邦民事訴訟規則の規則 30(b)(6)に基づいて指定させることができる。本項に基づく者に係る証言録取は、証人が居住しており、若しくは正規に雇用されている連邦司法地区において、又は証人が何れかの連邦司法地区に居住せず、正規に雇用もされていない場合は、証人が証言録取の時に居る場所において取らなければならない。本項は、外国の当事者に関し、(c)(1)に規定されている他の方法によって、開示手続証言録取を取る

ことを妨げない。

(d) 質問；提出要求

(1) 1 の手続において，連邦民事訴訟規則の規則 33 に従い，1 の当事者が他方当事者に送達することができる書面による質問の総数は，従属的部分を数に入れて，75 を超えてはならない。ただし，商標審理審判部は，その裁量において，十分な理由を示す申立に基づき又は同部が承認した当事者間の合意に基づいて追加の質問を許可することができる。追加質問の送達許可を求める申立は，提案する追加質問の送達前に提出され，かつ，承認されなければならない。また，申立をする当事者によって既に送達された質問がある場合は，その写し，及び送達することを提案する質問の写しが添付されていなければならない。質問を送達された当事者が，送達された質問の数は本項に指定される制限を超えていると信じ，異論に関するこの根拠について権利放棄をする意思がない場合は，当該当事者は，質問に対する答弁及び特定の異論を送達するための(及び送達の代わりにするための)期間内に，その超過した数を理由とする全体的異論を送達しなければならない。質問をした当事者が，それに続いて，開示手続を強制するための申立を提出する場合は，その申立は，全体として制限を超えているとされている質問一式の写しが添付されていなければならない。かつ，それ以外に関しては，(e) の要件を満たしていなければならない。

(2) 連邦民事訴訟規則の規則 34 の規定に基づく書類及び物件の提出は，その書類及び物件が通常保管されている場所，若しくは当事者が合意する場所において，又は商標審理審判部が申立に基づいて命令する場所において及び方法によって行われるものとする。

(e) 開示又は開示手続を強制するための命令を求める申立

(1) 当事者が，要求された原初の開示若しくは鑑定人証言開示をせず，又は連邦民事訴訟規則の規則 30(b)(6)若しくは規則 31(a)による人の指定をしない場合，又は当事者若しくは当該被指定人，又は当事者の幹部，取締役若しくは経営代理人が証言録取に出席せず，開示手続証言録取若しくは質問において提起された問題に答弁せず，又は書類若しくは物件の提出をせず，かつ，その閲覧及び複写の許可をしない場合は，開示を受ける権原を有し又は開示手続を求める当事者は，開示，指定，若しくは証言録取への出席，若しくは答弁，若しくは提出並びに閲覧及び複写の機会を強制するための申立を提出することができる。原初の開示又は鑑定人証言開示を強制するための申立書は，開示手続期間の終結前に提出しなければならない。開示手続を強制するための申立書は，最初に設定され又は再設定された最初の証言期間の開始前に提出しなければならない。開示手続を強制するための申立は，次のものを含まなければならない。指定請求若しくは開示手続証言録取書の関連部分の写し，又は質問の写しであって，答弁若しくは異論があったときは，それを付したもので，又は提出請求，その請求に応答する提出の申出若しくは提出に対する異論の写し，並びに閲覧及び複写のための提出がされなかった書類及び物件についての一覧及び簡単な説明。原初の開示，鑑定人証言開示又は開示手続を強制するための申立書には，申立をする当事者からの陳述書であって，当該当事者又はその弁護士が，協議又は通信により，相手方当事者又はその弁護士と，申立書に提示されている争点を解決するために誠実な努力をしたが，その相違を解決することができなかった旨のものを添付しなければならない。申立書によって提起された争点その後，当事者間の合意によって解決された場合は，申立をした当事者は，審判部に対し書面をもって，申立書におけるその争点は，もはや裁決を必要としない旨を通知しなければならない。

(2) 当事者が，開示手続を強制するための命令を求める申立を提出した場合は，その事件は，

申立に関係のない全ての事項について、商標審理審判部によって停止される。申立書が提出され、送達された後では、審判部の命令に別段の指示があるときを除き、何れの当事者も、申立に関係のない書類を提出してはならない。更に、何れの当事者も、停止期間が審判部の命令によって又は基づいて、解除されるか又は満了するまでは、追加の開示手続を送達することができない。開示又は開示手続を強制するための申立書の提出は、当事者が開示要求に従うための、又は未処理の開示手続請求に応答するための、又は通知された開示手続証言録取に出頭するための期間の進行を停止させないものとする。

(f) 保護命令を求める申立

原初の開示又は鑑定人証言開示をする義務を負わされているか又は開示手続を求められている当事者からの申立があり、かつ、十分な理由があるときは、商標審理審判部は、当事者を困惑、当惑、抑圧又は不当な負担又は費用から保護するために、正義が要求する命令を出すことができ、この命令には、連邦民事訴訟規則の規則 26(c)(1)から(8)まで(両端を含む)に規定されている命令の種類1又は2以上が含まれる。保護命令を求める申立が、その一部又は全部を否認される場合は、審判部は、正当な条件(申立に係る勝利当事者への費用の裁定を除く)に基づき、当事者は開示義務に従うべき旨、又は開示手続を提供又は許容すべき旨の命令を出すことができる。

(g) 制裁措置

(1) 当事者が、要求された開示手続協議に参加しないか、又は保護命令を含め、開示又は開示手続に関する商標審理審判部の命令に従わないときは、審判部は、連邦民事訴訟規則の規則 37(b)(2)に定められるものを含め、適切な命令を出すことができる。ただし、審判部は、何人にも侮辱を問わず、又は何人にも費用の裁定はしない。審判部は、当事者、又は当事者の弁護士、代理人若しくは指定された証人が、連邦民事訴訟規則の規則 26(c)に従って行われた保護命令に従わなかったときは、当該当事者に対し、規則 37(b)(2)に定められる制裁の何れをも課すことができる。要求された開示手続協議に参加しなかったことを理由として、当事者に対して制裁を求める申立は、何れかの当事者が原初の開示をするための期限より前に提出しなければならない。

(2) 当事者が要求された原初の開示又は鑑定人証言開示を行わず、かつ、当該当事者又はその当事者の弁護士又は他の授権された代理人が、開示を受ける権原を有する1又は複数の当事者に、要求された開示をしない旨を通知した場合は、審判部は、(g)(1)に記載される適切な命令を出すことができる。当事者、又は当事者の幹部、取締役若しくは経営代理人、又は連邦民事訴訟規則の規則 30(b)(6)又は規則 31(a)に基づいて当事者のために証言するよう指定された者が、適切な通知が送達された後に、当該当事者又は当該人の開示手続証言録取に出席せず、又は一連の質問若しくは書類及び物件の提出に関する一連の要求に応答せず、かつ、当該当事者又は当該当事者の弁護士若しくは他の授権された代理人が、開示手続を求める当事者に対し、応答しない旨を通知した場合は、審判部は、(g)(1)に記載される適切な命令を出すことができる。

(h) 自白の要求

(1) 当事者による申立であって、当該当事者によって行われた自白の要求に対する答弁又は異論の十分性を決定するためのものは、最初に設定され又は再設定された、原初の証言期間の開始前に提出しなければならない。申立書は、自白の要求書及び、付属書類がある場合はその付属書類、及び答弁又は異論の写しを含まなければならない。申立書には、申立当事者

の陳述書であって、当該当事者又はその弁護士が、申立書に提示されている争点を相手方当事者又はその弁護士との間で解決するために、協議又は通信により誠実な努力をし、かつ、合意に達することができなかつた旨のものが添付されなければならない。申立書において提起された争点が生じた後、当事者間の合意によって解決された場合は、申立をした当事者は、審判部に対し、申立書におけるその争点はもはや裁決を必要としない旨の書面による通知をしなければならない。

(2) 当事者が、自白要求に対する答弁又は異論の十分性を決定するための申立書を提出したときは、その事件は、申立に関係のない全ての事項に関して、商標審理審判部によって停止される。申立書の提出及び送達の後には、審判部の停止命令に別段の定めがあるときを除き、何れの当事者も当該申立に関係のない書類を提出してはならない。更に、その後においては、何れの当事者も、審判部の命令により又は基づいて、停止期間が解除されるか又は終了するまでは、追加の開示手続を送達することができない。自白の要求に対する答弁又は異論の十分性を決定するための申立書の提出は、当事者が開示要求に従うための、又は未処理の開示手続要求に回答するための、又は通知された開示手続証言録取へ出頭するための期間の進行を停止させるものではない。

(i) 電話協議及び審理前協議

(1) 商標審理審判部にとって、当事者系手続において提出される何れかの合意又は申立は、それについての通信による承認又は解決が実際的でないという内容のものであると思われるときは、審判部は、その発意により又は当事者の一方若しくは両方によって行われる請求に基づき、電話協議によってその合意に対処し又はその申立を解決することができる。

(2) 商標審理審判部にとって、当事者系手続の中間段階において生じた問題又は争点が非常に複雑になっており、通信又は電話協議によるその解決が実際的でなく、かつ、その解決が、両方の当事者又はその弁護士と審判部の商標行政審判官又は中間法務官との対面協議によって促進されると思われるときは、審判部は、その発意により又は当事者の一方又は両方によって行われる申立に基づき、両当事者又はその弁護士が、何れの当事者にも不当な困難を生じさせない状況の下で、審判部の事務所において、開示、開示手続又は審理前協議のために審判部と会談をするよう要求することができる。

(j) 開示手続証言録取書、質問書への答弁、自白又は書面による開示の使用

(1) 当事者、又は証言録取書が取られたときに当事者の幹部、取締役若しくは経営代理人であった者、又は連邦民事訴訟規則の規則 30(b)(6)又は規則 31(a)に従って当事者によって指定された者に係る開示手続証言録取書は、相手方当事者が証拠として提供することができる。

(2) (j)(1)に規定されるものを除き、証人に係る開示手続証言録取書は、証人が当事者であるか否かに拘らず、証拠として提供してはならない。ただし、証言録取書を取られた者が証言録取書を提供する当事者の証言期間中に次の事情に該当している場合は、この限りでない。死亡していること；又は合衆国外にいること(証人の不在が証言録取書を提供する当事者によってもたらされたと思われるときを除く)；又は年齢、病気、虚弱若しくは拘禁のために証言することができないこと；又は証言の証言録取への出席を強制する召喚状を送達することができないこと；又は当事者間に合意があること；又は正義のために、証言録取書の使用を許可することを望ましいものとする特別な事情が存在している旨の弁明がされること。本項に基づく当事者による開示手続証言録取書の使用は、商標審理審判部によって承認された当事者間の合意、又は申立に基づく審判部の命令による場合に限り許可されるものとし、申立書

は、証言録取書を証拠として提出することを主張するときに提出しなければならない。ただし、その申立が、証言録取書の使用を許可することが正義のために望ましいとする特別な事情が存在している旨の主張に基づいている場合はこの限りでなく、その場合は、申立書は、証言録取書の使用を正当化すると主張される事情が知られた後速やかに、提出しなければならない。

(3)(i) 開示手続証言録取書、質問に対する答弁、自白要求に対応する自白又は書面による開示(開示された書類を除く)であって、(j)の規定に基づいて証拠として提出することができるものは、信頼通知書を添え、次のものを提出することによって、その事件の記録とすることができる。証言録取書若しくはその一部であって、当該部分に関して提出された証拠物がある場合はそれを添えたもの、又は質問及びそれに対する答弁であって、答弁の一部とされた証拠物がある場合はそれを添えたものの写し、又は自白要求及びそれに係る証拠物があるときはその証拠物並びに自白の写し(又は自白の要求をされた当事者がそれに対して応答をしなかった旨の陳述書)又は書面による開示の写し。信頼通知及びそれに基づいて提出される資料は、信頼通知を提出する当事者の証言期間中に提出しなければならない。開示手続証言録取において行われている異論であって、その異論の対象となる質問に対して答弁する当事者によるものは、最終審理において検討される。

(ii) 開示を通じ又は連邦民事訴訟規則の規則 34 に基づいて他方当事者から書類を取得した当事者は、信頼通知書のみによっては、その書類を記録とすることはできないが、ただし、§ 2.122(e)の規定に基づく信頼通知によって容認されるときは、この限りでない。

(4) 開示手続証言録取の一部のみが当事者によって提出され、記録の一部とされる場合は、相手方当事者は、信頼通知に基づいて、証言録取の他の部分であって、公平にみて、提出した当事者によって提供されたものを誤解させないようにすると考えられるものを導入することができる。相手方当事者によって提出される信頼通知には、相手方当事者が相手方当事者の通知に列記されている個々の追加部分に依拠する必要がある理由を説明する陳述書を添付しなければならず、添付しない場合は、審判部は、その裁量によって、追加部分の検討を拒絶することができる。

(5) 書面による開示、質問に対する答弁又は自白の要求に対応する自白は、受領し又は問い合わせをした当事者のみが、それを提出し、記録の一部とすることができる。ただし、受領し又は問い合わせをした当事者によって、書面による開示、質問に対する答弁の全てより少ないもの、又は自白の全てより少ないものが証拠として提供された場合は、開示し又は応答した当事者は、信頼通知に基づいて、書面による他の開示、質問に対する他の答弁又は他の自白であって、公平にみて、受領し又は問い合わせをした当事者によって提供されたものを誤解させないようにすると考えられるものを導入することができる。開示し又は応答した当事者によって提出される信頼通知には、開示し又は応答した当事者は、開示し又は応答した当事者の通知に列記されている追加の書面による開示又は開示手続応答の各々に依拠する必要がある理由を説明する陳述書を添付しなければならず、添付しない場合は、審判部は、その裁量によって、追加の書面による開示又は応答についての検討を拒絶することができる。

(6) (j)の規定は、何れかの当事者の証言期間中に、証人の尋問又は反対尋問の一部として、書面による開示若しくは書類、開示手続証言録取書又は質問に対する答弁又は自白を読み上げること又は使用することを排除するとは解釈されない。

(7) 書面による開示、開示手続証言録取書若しくはその一部又は質問に対する答弁又は自白

が、(j)(3)の規定に従い、1の当事者によって記録とされている場合は、何れの当事者も、連邦証拠規則によって許可されている全ての目的に関連し、それに言及することができる。(8) 書面による開示又は開示された書類、開示手続請求、それに対する応答、及び資料及び証言録取書であって、開示及び開示手続過程を通じて取得されたものは、審判部に提出してはならない。ただし、開示及び開示手続に関する申立と共に、又は即決判決を求める申立に係る裏付け又は応答として、又は当事者の証言期間中において許可された場合の信頼通知書に基づいて提出されるときは、この限りでない。

§ 2.121 証言を取る期間の指定

(a) 商標審理審判部は、審理命令を発出し、個々の当事者の必要とされる審理前開示のための期限を設定し、個々の当事者に証言を取るための期間を指定するものとする。指定期間内を除いては、証言を取ってはならない。ただし、審判部によって承認された当事者間の合意による、又は審判部が許可した申立に基づき、又は審判部の命令によるときは、この限りでない。審理前開示のための期限及び証言期間は、審判部によって承認された、当事者間の合意により、又は審判部が許可した申立に基づき、又は審判部の命令によって、再設定することができる。審理前開示及び/又は証言期間を再設定するための申立が否認された場合は、審理前開示期限又は証言期間及びその後の残余の期間は、設定されたとおりとすることができる。開示手続のための終結日の再設定は、何れかの当事者による行為なしに、審理前開示期限及び証言期間の再設定を生じさせる。

(b)(1) 商標審理審判部は、原告がその主たる主張を提示するための証言期間、被告がその主張を提示し、原告の主張に対処するための証言期間、及び原告が反証を提出するための証言期間を設定する。

(2) 反訴がある場合、又は手続が併合されて1の当事者が関係手続の1において原告の立場にあり、かつ、関係する他の手続において被告の立場にある場合、又は3以上の当事者が関係するインターフェアレンス若しくは同時使用手続がある場合は、審判部は、証言期間の予定を、原告の立場にある個々の当事者が被告の立場にある個々の当事者に対してその主たる主張を提示する期間を有し、被告の立場にある個々の当事者がその主張を提示し、個々の原告の主張に対処する期間を有し、また、原告の立場にある個々の当事者が反証を提示する期間を有するように設定する。

(c) 反駁のみを目的とする証言期間は、15日間に設定される。それ以外の全ての証言期間は、30日間に設定される。当該期間は、商標審理審判部によって承認された当事者間の合意により、又は審判部によって許可された申立に基づき、又は審判部の命令によって、延長することができる。期間延長の申立が否認された場合は、証言期間は、設定されているとおりとすることができる。

(d) 関係当事者が、審理前開示及びその後の証言期間の再設定、又は開示手続のための終結日の再設定及び証言期間の再設定、並びに審理前開示及び証言期間についてのその後の期限の再設定に合意したときは、審理命令書に使用される様式によって表示され、関係当事者が署名した合意書、又は前記の様式による申立書であって、1の当事者によって署名され、他の全ての当事者が同意している旨の陳述を含むものが提出されなければならない。

(e) 当事者は、証言期間前には、その証言期間中に提出することを予定している信頼通知を開示する必要はない。ただし、個々の証言期間の開始より少なくとも15日前に、又は審判部

の命令によって規定される代替の予定日があるときは、その予定日に、証拠の提出が予定されている当事者は、次のものを開示しなければならない。証言を取ることを意図しているか又は必要が生じたときは証言を取ることができる個々の証人の名称及び、前に通知していない場合は、電話番号及び宛先、証人を特定する一般的情報、例えば、当事者との関係であって、雇用されているときはその役職名を含むもの、又は当事者でもなく、当事者との関係もない場合は職業及び役職名、証人が証言することを期待されている主題についての概要又は一覧、証人の証言の間に証拠物として導入される可能性のある書類及び物件についての概要又は一覧。本項に基づく証人についての審理前開示は、§ 2.123(c)又は§ 2.124(b)に基づく正式な尋問通知書の発出に代わるものではない。当事者が証人から証言を取ることを予定していない場合は、その旨を審理前開示に記載しなければならない。当事者が、要求された審理前開示をしなかった場合は、相手方当事者は、その後の審理前開示期限及び/又は証言期間を遅らせ又は再設定するために審判部へ申立する方法により、救済を受けることができる。

§ 2.122 証拠に関する事項

(a) 証拠に関する規則

商標審理審判部における手続のための証拠に関する規則は、連邦証拠規則、連邦民事訴訟規則の該当規定、合衆国法典第 28 巻の該当規定及び連邦規則法典第 37 巻のこの部の規定である。

(b) 出願ファイル

(1) インターフェアレンスの通告に指定された個々の出願若しくは登録、同時使用登録手続の通知に指定された個々の出願若しくは登録、異議申立通知を提出する対象とされた出願、又は取消請願若しくは反訴を提出する対象とされた個々の登録に関するファイルは、当事者による行為なしに、その手続の記録を形成し、また関連性のある適切な目的のために、そのファイルに言及することができる。

(2) 登録出願又は登録における使用日に関する主張は、出願人又は登録人のための証拠ではない。標章の使用日は、適切な証拠によって証明されなければならない。登録出願のファイル又は登録のファイル中の見本は、出願人又は登録人のための証拠ではないが、証言を取る期間中に見本が証拠物件による証拠として特定され、導入されるときは、この限りでない。

(c) 訴答の証拠物件

(d)(1)に規定されている場合を除き、訴答に添付される証拠物件は、その証拠物件が添付される訴答の当事者のための証拠ではないが、証言を取る期間中にそれが証拠物件による証拠として特定され、かつ、導入されるときは、この限りでない。

(d) 登録

(1) 異議申立又は取消請願において申し立てられている異議申立人又は請願人の登録は、証拠として受領され、記録の一部とされるが、ただし、その異議申立又は請願に、合衆国特許商標庁によって作成、発行され、登録の現行の状態及び現行の権原の両方を示した登録原本又はその写真複写、又は登録の現行の状態及び現行の権原の両方を示した、USPTO(合衆国特許商標庁)の電子データベースの記録による情報の現在有効なプリントアウトが添付されていることを条件とする。状態及び権原を示す登録の写しの費用については、§ 2.6(b)(4)を参照。

(2) 手続の何れかの当事者によって所有される登録は、その当事者が、証言を取る間に適切

に特定及び導入することにより，又は信頼通知を提出することにより，その手続に関する記録とすることができ，信頼通知には，特許商標庁によって作成，発行されており，登録の現行の状態及び現行の権原の両方を示した庁による登録の書面(原本又は写真複写)が添付されなければならない。信頼通知は，その通知を提出する当事者の証言期間中に提出しなければならない。

(e) 印刷刊行物及び公式記録

書籍及び定期刊行物等の印刷刊行物であって，公衆が図書館において閲覧することができるもの，一般公衆の間に若しくは手続における争点の下での関連性を有する公衆の特定層の間で一般的に流通しているもの，及び公式記録は，その刊行物又は公式記録が証拠能力のある証拠であり，争点についての関連性を有する場合は，提供される資料に関する信頼通知を提出することによって証拠として導入することができる。その通知は，印刷刊行物(これには，出典及び発行日を特定するために十分な情報を含めること)又は公式記録，及び読むべきページを明示し，提供される資料の関連性を一般的に指摘しなければならない。また連邦証拠規則に基づいてその真正性が確認されている公式記録若しくはその写し，又は印刷刊行物若しくはその関連部分の写しが添付されなければならない。特許商標庁の公式記録の写しは，証拠として提供するために証明を受ける必要はない。信頼通知は，その通知を提出する当事者の証言期間内に提出しなければならない。

(f) 他の手続からの証言

申立に基づく商標審理審判部の命令により，同一の当事者又は関係人の中での，他の手続において取られた証言又は裁判所における訴訟において取られた証言を，それが関連性を有し，重要である場合は，手続において使用することができる。ただし，先の証言が取られた証人を尋問又は反対尋問のために召喚し又は召喚請求すること及びその証言を反駁することに関する相手方当事者の権利に従うことを条件とする。

§ 2.123 当事者系事件における審理証言

(a)(1) 当事者系事件における証人の証言は，本条に定められる口頭尋問に基づく証言録取又は § 2.124 に定められる書面による質問に基づく証言録取によって取ることができる。当事者が，証言録取の時に合衆国又は合衆国の支配及び管轄の下にある領域内に居るか，又は居る予定である証人に関し，書面による質問に基づく証言の証言録取を取る旨の通知を送達した場合は，相手方当事者は，通知の送達日から 15 日以内に，商標審理審判部に十分な理由のある申立を提出し，証言録取は口頭尋問によって取られるべき旨の命令を求めることができる。

(2) 外国において取られる証言の証言録取は，§ 2.124 に定められる書面による質問に基づく証言録取として取られなければならない。ただし，審判部が，十分な理由のある申立に基づき，証言録取は口頭尋問によって取られるべき旨を命令するか，当事者がそのように合意する場合は，この限りでない。

(b) 合意

当事者が書面をもって合意する場合は，証言録取は，宣誓をさせる権限を有する何人の前でも，如何なる場所においても，如何なる通知に基づいても，また，如何なる方法によっても，取ることができ，そのように取られた証言録取は，他の証言録取と同様に使用することができる。当事者の書面による合意によって，何れの当事者の何れの証人の証言も，当該証人に

よる宣誓供述書の形式で提出することができる。当事者は、特定の証人が召喚されたときに証言する事項について書面をもって合意することができ、又は何れかの当事者の事件における事実について、書面をもって合意することができる。

(c) 証人尋問の通知

当事者によって証人の証言録取が取られる前に、証言録取書が取られる場所及び時期、その使用が予定されている手続に係る理由又は事項、及び尋問される個々の証人の名称及び宛先についての書面による適正な通知が、§ 2.119(b)に定められるとおり、相手方当事者に対して発出されなければならない。証人の名称が分かっていない場合は、それに代えて証人又は証人が属する特定の集団を特定することができる一般的記述を、十分な説明を付して与えることができる。証言録取は、合衆国における適切な時及び場所について通知することができる。証言録取は、(a)(2)によって定められる場合を除き、外国の場所について通知することはできない。当事者は、2以上の場所で同時に、又は1の尋問場所から他の尋問場所に移動するための合理的機会を利用することができない程に同時に近い時において、証言録取を取ることはできない。

(d) 証言録取を取ることができる面前の者

証言録取は、連邦民事訴訟規則の規則 28 によって指定される者の面前で取ることができる。

(e) 証人尋問

(1) 個々の証人は、証言をする前に、証言録取が取られる面前の者である職員によって、法に従って正式に宣誓させられるものとする。

(2) 証言録取は、質問に対する回答の形式で取られ、質問及び回答がその正規の順序に従い、職員の立会が当事者間の合意による記録の上で放棄されている場合を除き、職員又は職員の立会の下でその他の者(連邦民事訴訟規則の規則 28 の規定の適用を受けるものとする)によって記録されなければならない。証言は、出席した当事者が別段の合意をしている場合を除き、速記され、文字に起こされなければならない。相手方当事者及びその弁護士又は他の授權された代理人の全てが欠席している場合は、証言録取は手書き、タイプ打ち又は速記とすることができる。証言録取において印が付され、特定された証拠物件は、正式な申出がない場合でも、証拠として提供されたものとみなされるが、証拠物件に印を付した当事者の意図が明瞭に別段の表明をされているときは、この限りでない。

(3) 全ての相手方当事者には、個々の証人を反対尋問する十分な機会が与えられるものとする。審理前開示又は(c)に従って送達される証人尋問通知が何れかの証人に関して不適切又は不十分である場合は、相手方当事者は、該当する証人を、その証言を証拠として受領することに反対する権利を留保しつつ、抗議留保付の条件の下に反対尋問することができる。証言が完了した後速やかに、相手方当事者は、それについての異論を維持するためには、その証言を記録から削除する申立をしなければならず、その申立については、それに係る全ての事情を基にして決定が行われる。適切又は十分な審理前開示がなかったことを理由として証人の証言を削除するための申立は、審理前開示がなかった場合は、当該証人の証言全体の排除を求めることができ、又は証言のうち、§ 2.121(e)による開示が十分に行われなかった部分の排除を求めることができる。適切又は十分な尋問通知がなかったことを理由として証人の証言を削除するための申立は、証人の証言の一部に限定することなく、証言全体の排除を要求しなければならない。

(4) 尋問の時に申し立てられた全ての異論であって、証言録取を取る職員の資格、又はその

取り方，又は提示された証拠，又は何れかの当事者の行為に対するもの，及び手続に関するそれ以外の異論は，職員によって証言録取書に注記されなければならない。異論を唱えられた証拠は，その異論に従うことを条件として取り扱われるものとする。

(5) 証言録取は，文字に起こされたときは，証人によって注意深く読まれるか，又は職員が証人に読み聞かせなければならない，またその後，宣誓をさせる権限を有する職員の前で，証人によって署名されなければならない。ただし，当事者全員の合意による記録の上で，読むこと及び署名を求める権利が放棄されているときは，この限りでない。

(f) 証言録取の証明及び提出

(1) 職員は，証言録取に，次の事項を示す職員の証明書を添付しなければならない。

(i) 証言録取の開始前に，証人に対し，職員によって適正な宣誓の執行があったこと

(ii) 証言録取を取った者の氏名，及び職員が取らなかった場合は，職員の立会の下で取られたか否か

(iii) 相手方当事者の出席又は欠席

(iv) 証言録取を開始し，かつ，証言録取を取った場所及び日時

(v) 職員が，連邦民事訴訟規則の規則 28 の規定による不適格者とされていないという事実

(2) (f)(1)に示す要件の何れかが権利放棄される場合は，証明書は，その旨を記さなければならない。職員は，証明書に署名し，職印を所有している場合は，それに職印を押さなければならない。合意による記録の上で権利放棄されている場合を除き，職員はその後，全ての証拠，通知及び書証を確実に封筒に入れ，その封筒に事件の番号及び名称，個々の証人の名称及び封印日を示す証明を記載しなければならない。職員，又は証言録取を取った当事者若しくはその弁護士若しくは他の授権された代理人は，その後速やかにその包みを § 2.190 に記載される宛先に発送しなければならない。書証がその重量又は容積のために封筒に入らない場合は，その書証は，全ての当事者の合意による記録の上で権利放棄されている場合を除き，真正であることが職員によって証明され，職員又は証言録取を取った当事者若しくはその弁護士若しくは他の授権された代理人によって，本条に定められているとおりの印及び宛先を記載した別の包みとして送付されなければならない。

(g) 証言録取書の様式

(1) 個々の証言録取書のページには連続番号が付され，各ページの上部に証人の名称が明白かつ明瞭に記されなければならない。証言録取書は，書面形式によらなければならない。個々の証人に対して提起された質問には，連続番号を付さなければならないが，ただし，録取書のページが行番号を有するときは，この限りでない。個々の質問の後には，その回答を続けなければならない。

(2) 書証には，連続した番号又は文字が付されなければならない，また個々の書証には，事件の番号及び名称並びに書証を提供した当事者の名称が表示されなければならない。不適切な表示がされた書証は，記録及び検討を拒絶することができる。

(3) 個々の証言録取書は，証人の名称の索引であって，尋問及び反対尋問が始まるページを示すもの，並びに物証の索引であって，簡単にその内容を説明し，その物証が証拠として導入され，提供されているページを示すものを記載しなければならない。

(h) 証言録取書提出の義務

証言録取書をとったときは，全て，特許商標庁に正規に提出しなければならない。提出拒絶があったときは，庁は，その裁量によって，拒絶が生じている抗争者についてのその後の審

理又は検討をしないものとする。また庁は、その裁量によって、提出が止められた証言録取書の写しであって、入手可能な証拠によって証明されているものを受け取り、検討することができる。

(i) 証言録取書の閲覧

証言録取書が庁に提出された後では、事件の何れの当事者もそれを閲覧することができるが、証言録取書を印刷するために取り出すことはできない。証言録取書の印刷は、庁によってその目的で特別に指定された者が、適切な制限の下で行うことができる。

(j) 証言録取書における誤謬及び不備の効果

連邦民事訴訟規則の規則 32(d)(1), (2)並びに(3)(A)及び(B)が、証言録取書における誤謬及び不備について適用される。単なる方式上又は技術上の異論であって、それを提起した当事者に実質的権利侵害を生じさせていないと思えるものは、認知されない。権利侵害の場合は、異論が前記規則に定められる時期に提出されたことが明白になるようにされなければならない。

(k) 証拠能力についての異論

(j)の規定に従うことを条件として、証言録取書若しくはその一部又は他の証拠資料を証拠として受け取ることについての異論は、その証拠を検討から排除することを要求する何れかの理由によって、提起することができる。証人の適格性、又は証言の適格性、関連性若しくは重要性についての異論は、連邦民事訴訟規則の規則 32(d)(3)(A)に記載される時期に提起しなければならない。当該異論は、最終審理のときまで検討されない。

(l) 検討対象とされない証拠

前記諸条に従って入手され、提出されたものでない証拠は、検討されない。

§ 2.124 書面による質問に基づく証言録取

(a) 書面による質問に基づく証言録取書は、連邦民事訴訟規則の規則 28 に規定されるとおり、証言録取をその面前で取ることができる者の面前で取ることができる。

(b)(1) 書面による質問に基づく証言の証言録取を取ることを希望する者は、個々の相手方当事者に対し、その旨の通知を、その通知を送達する当事者の証言期間開始日から 10 日以内に送達しなければならない。通知には、その証人の名称及び宛先を記載しなければならない。質問の写しではなく、通知の写しを商標審理審判部に提出しなければならない。

(2) 書面による質問に基づく開示手続証言録取を取ることを希望する者は、個々の相手方当事者にその旨の通知を送達しなければならない。通知は、証言録取を取る対象とする者の名称及び宛先を、それが分かっている場合は記載しなければならない。当該人の名称が分かっている場合は、当該人、又は同人が属する特定の集団を明らかにすることのできる一般的説明を通知に記載しなければならない。また開示手続証言録取が取られる当事者は、証言をする者を、連邦民事訴訟規則の規則 30(b)(6)に定められているのと同じ方式によって指定しなければならない。

(c) (b)の規定に基づいて出される全ての通知には、その面前で証言録取が取られる職員の名称又は役職名を付さなければならない。

(d)(1) (b)の規定に基づいて相手方当事者に送達される全ての通知には、証言録取を取ることを申し入れる当事者のために提起される、書面による質問が添付されなければならない。通知の送達日から 20 日以内に、何れの相手方当事者も、証言録取を取ることを申し入れる当

事者に、反対質問を送達することができる。反対質問を送達する当事者は、他の全ての相手方当事者にも送達しなければならない。反対質問の送達日から 10 日以内に、証言録取を取ることを申し入れる当事者は、他の全ての相手方当事者に再直接質問を送達することができる。再直接質問の送達日から 10 日以内に、反対質問を送達した当事者は、証言録取を取ることを申し入れる当事者に、再反対質問を送達することができる。再反対質問を送達する当事者は、他の全ての相手方当事者にも送達しなければならない。質問に対する異論を、質問を提起した当事者に送達することができる。異論を唱える当事者は、他の全ての相手方当事者に異論の写しを送達しなければならない。異論に対する応答として、代替質問を、異論の送達日から 10 日以内に、異論を唱える当事者に送達することができる。代替質問は、他の全ての相手方当事者に送達しなければならない。

(2) 商標審理審判部は、当事者による十分な理由のある申立又は同部自らの発意に基づき、(d)(1)に規定される何れの期間も延長することができる。1 又は 2 以上の証言の証言録取が書面による質問に基づいて取られることになる旨の通知を受領したときは、商標審理審判部は、書面による質問に基づく証言録取が整然と完了することができるようにするために、その事項に関する他の手続の停止又は日程の変更をすることができる。

(e) 質問、異論又は代替質問を送達することができる最後の日から 10 日以内に、証言録取を取ることを申し入れる当事者は、通知の写し及び全ての質問の写しをその通知に指定された職員に郵送しなければならない。当該職員に郵送する通知及び全ての質問の写しは、全ての相手方当事者に送達しなければならない。通知に指定された職員は、質問に対する証人の証言を取らなければならない。また個々の回答を、対応する質問の直後に記録しなければならない。その後、当該職員は、反訳記録に証明を付し、その反訳記録及び証拠物を、証言録取を取った当事者に郵送しなければならない。

(f) 証言録取を取った当事者は、速やかに反訳記録の写し、書証の写し及び物証の複製又は写真を全ての相手方当事者に送達しなければならない。反訳記録を正しいものにするには、証言録取を取った当事者の責任である (§ 2.125(b) 参照)。証言録取が開示手続証言録取である場合は、それを § 2.120(j) に規定する記録とすることができる。証言録取が証言の証言録取である場合は、その原本が、書証の写し及び物証の複製又は写真を添えて速やかに商標審理審判部に提出されなければならない。

(g) 書面による質問に基づく証言録取における質問又は答弁に対する異論は、最終審理において検討することができる。

§ 2.125 証言の提出及び送達

(a) § 2.123 に従って取られた証言録取に係る反訳記録の写し 1 部に書証の写し及び物証の複製又は写真を添えたものが、証言録取を取り終えた後 30 日以内に、個々の相手方当事者に送達されなければならない。反訳記録に証拠物件を添えたものが、30 日以内又は送達のための延長期間内に送達されない場合は、送達を受けなかった相手方当事者は、商標審理審判部に申立をする方法により、当該相手方当事者の証言期間及び / 又は説明期間の内、何れか該当するものを再設定する救済を受けることができる。宣誓証言をした当事者が、証拠物件を添えた反訳記録の写しを相手方当事者に送達するよう審判部から命令を受けた後で、その送達をしなかった場合は、審判部は、その裁量によって、その証言録取を抹消するか、又は宣誓証言をした当事者に対して、不履行の場合の判決を記録するか、又は適切と考えられる他

の措置を取ることができる。

(b) 証言を取る当事者は、証明付きの反訳記録 1 通を商標審理審判部に提出する前に、反訳記録における印刷上の誤りの全て、並びに反訳記録に係る配置、索引及び様式の誤りの全てを、個々の相手方当事者に通知し、訂正させる責任を負う。証言を取る当事者は、1 通の訂正された反訳記録、又は合理的に実行可能な場合は、前に送達された反訳記録に挿入されるべき訂正されたページを個々の相手方当事者に送達する責任を負う。

(c) 証明付きの反訳記録 1 通及び証拠物件が、商標審理審判部に提出されなければならない。当該提出についての通知は、各相手方当事者に送達され、かつ、個々の通知の写しは、審判部に提出されなければならない。

(d) 個々の反訳記録は、配置、索引及び様式に関し、§ 2.123(g)の規定を遵守していなければならない。

(e) 当事者による十分な理由のある申立に基づき、商標審理審判部は、証言録取に係る反訳記録の一部又は証拠物件であって、直接に企業秘密又はそれ以外の研究、開発又は商業上の秘密の情報を開示するものは、§ 2.27(e)の規定に基づき、封印して提出され、秘密扱いとされる措置をとるよう、命令することができる。当事者又は当事者の弁護士若しくは代理人が本項に基づいて行われる命令に従わなかった場合は、審判部は、§ 2.120(g)によって許可されている制裁を課すことができる。

§ 2.126 商標審理審判部への提出物の形式

(a) 商標審理審判部への提出は、審判部の実務又はこの部の規程において許可される場合は、紙面によってすることができる。紙面提出物は、証拠物件及び証言録取書を含め、次の要件を満たさなければならない。

(1) 紙面提出物は、少なくとも 11 ポイントのタイプ及びダブルスペースで印刷されており、その文面は、各用紙の片面のみを使用していなければならない。

(2) 紙面提出物は、幅 8 から 8.5 インチ(20.3 から 21.6cm)まで、及び長さ 11 から 11.69 インチ(27.9 から 29.7cm)まででなければならない。紙端を超えるタブその他のデバイスを含んではならない。

(3) 紙面提出物が仕切りを含んでいる場合は、仕切りは、突き出ているタブその他のデバイスを含んではならず、かつ、提出物と同じサイズ及び重さの紙によるものでなければならない。

(4) 紙面提出物は、ホッチキスで止め又は綴じ込みをしてはならない。

(5) 紙面提出物の各ページには番号が付されなければならない。証拠物件は、§ 2.123(g)(2)に規定される方式によって特定されなければならない。

(6) 紙面提出物に係る証拠物件は、紙面で提出されなければならない。かつ、紙面提出物についての要件を満たさなければならない。

(b) 商標審理審判部への提出は、この部の規程又は審判部の実務において許される場合は、審判部によって設定され、庁のウェブサイト公表されているパラメータに従って、インターネットにより電子的にすることができる。電子提出の場合のテキストは、少なくとも 11 ポイントの活字により、ダブルスペースとしなければならない。電子提出に係る証拠物件は、その提出の添付書類として電子的に提出されなければならない。

(c) 全部又は一部が秘密性を有する商標審理審判部への提出物は、§ 2.125(e)に従って秘密

扱いとされるためには、別便で提出しなければならない。提出物及び表紙の両方とも、秘密である旨を表示し、かつ、事件番号及び当事者を特定しなければならない。秘密部分を指摘した提出物の書面1部を提出しなければならない。

§ 2.127 申立

(a) 申立は全て、書面により提出しなければならない。かつ、§ 2.126 に規定される要件を満たさなければならない。申立は、その理由についての全面的陳述を含まなければならない。また趣意書を盛り込むか、又は添付しなければならない。(e)(1)に規定される場合を除き、申立に対する答弁の趣意書は、申立の送達日から15日以内に提出しなければならない。ただし、異なる期間が商標審理審判部によって指定されるか、又はその期間が、審判部によって承認された当事者間の合意によって、若しくは審判部によって許可された申立に基づいて、若しくは審判部による命令に基づいて延長されるときは、この限りでない。延長を求める申立が否認された場合は、申立に回答する期間は、別段の命令がある場合を除き、本条に基づいて指定されるとおりとする。(e)(1)に規定される場合を除き、弁駁の趣意書は、それを提出する場合は、申立に対する答弁の趣意書の送達日から15日以内に提出しなければならない。弁駁の趣意書の提出期間は、延長されない。審判部は、申立についての支持又は異議に係るその後の書類は、検討しない。申立を支援する趣意書及び申立に対する答弁の趣意書の何れも、目次、事件の索引、記録の説明、争点の陳述、事実の詳述、主張及び概要を含めて、全体の長さが25ページを超えてはならない。弁駁の趣意書は、長さが全体として10ページを超えてはならない。申立についての支持又は異議として提出される付属書類は、趣意書の長さを決定する目的では、趣意書の一部とはみなされない。当事者が申立に答弁する趣意書を提出しなかった場合は、審判部は、その申立を容認されたものとして取り扱うことができる。審判部の命令による場合を除き、申立に関する口頭審理は行われぬ。

(b) 申立に関して発出された命令又は決定について再検討又は変更を求める請求は、その日付から1月以内に提出しなければならない。答弁の趣意書は、請求書の送達日から15日以内に提出しなければならない。

(c) 現実に又は潜在的に手続の方向を決めることにならない中間申立、請求その他の事項は、商標審理審判部の単一の商標行政審判官又はそれについて決定する権限を委任された同部の中間法務官が決定することができる。

(d) 当事者が、却下させるための申立、訴答に対する判決を求める申立、略式判決を求める申立又はその他の潜在的に手続の方向を決める申立を提出したときは、事件は、その申立に関係のない全ての事項に関して、商標審理審判部により停止され、何れの当事者も、庁の停止命令に別段の指示がある場合を除き、その申立に関係のない書類を提出してはならない。事件が申立の結果としては処分されることがない場合は、手続は、申立について決定がされたときに、審判部の命令に従って再開される。

(e)(1) 当事者は、略式判決を求める申立を、当該当事者が原初の開示をするまでは、提出することができない。ただし、請求若しくは争点の排除、又は商標審理審判部による管轄権の欠如を主張する申立については、この限りでない。略式判決を求める申立は、それを提出するときは、最初に設定され又は再設定された最初の証言期間の開始前に提出しなければならない。また審判部は、その裁量によって、その後に提出される略式判決を求める申立を不適時であるとして否認することができる。連邦民事訴訟規則の規則 56(f)に基づく申立は、それ

を，略式判決を求める申立に対する答弁として提出する場合は，略式判決申立の送達日から 30 日以内に提出しなければならない。規則 56(f)に基づく申立書の提出期間は，延長されない。規則 56(f)に基づく申立を提出しない場合は，略式判決を求める申立に対する答弁の趣意書は，その申立の送達日から 30 日以内に提出しなければならない。ただし，その期間が，審判部によって承認された当事者間の合意により，又は審判部によって許可された申立に基づき，又は審判部の命令によって延長されるときは，この限りでない。期間延長を求める申立が否認された場合は，略式判決を求める申立に答弁するための期間は，本条に指定されるとおりとすることができる。弁駁の趣意書は，それを提出するときは，申立に対する答弁の趣意書の送達日から 15 日以内に提出しなければならない。弁駁趣意書を提出するための期間は，延長されない。審判部は，略式判決を求める申立の支持又は異議に係るその後の書類は検討しない。

(2) 略式判決の目的に限って，審判部は，次の事項の何れも，その写しが略式裁判申立に関する当事者の趣意書と共に提供される場合は，検討するものとする。書面による開示又は開示された書類，開示のための証言録取書又は提出されたその一部及び提出された部分に対しての証拠物件，質問並びに回答及び回答の一部とされる証拠物件，提出要求並びにそれに答えて提出された書類若しくは物，又は自白要求及び証拠物件がある場合は，その証拠物件，並びに自白(又は自白を要求された当事者が，それに対して応答しなかった旨の陳述書)。

(f) 審判部は，何人にも侮辱は問わず，又は何人に対しても弁護士手数料その他の費用を裁定しない。

§ 2.128 最終審理における趣意書

(a)(1) 原告の立場にある当事者の趣意書は，反証証言の締切のために設定された期間から 60 日以内とする。被告の立場にある当事者の趣意書は，それが提出されるときは，最初の趣意書の提出期日から 30 日以内をその提出期日とする。原告の立場にある当事者による弁駁趣意書は，それが提出されるときは，被告の趣意書の提出期日から 15 日以内をその提出期日とする。

(2) 反訴がある場合，又は複数の手続が併合され，1 の当事者が，関連する手続の 1 において原告の立場にあり，関連する他の手続において被告の立場にある場合，又は 3 以上の当事者を含むインターフェアレンス若しくは同時使用登録手続がある場合は，商標審理審判部は，主趣意書，答弁趣意書及び当事者による弁駁趣意書の提出期日を設定する。

(3) 原告の立場にある当事者が主趣意書を提出しない場合は，命令を出し，原告に対し，指定された 15 日以上期間内に，審判部はその不履行を事件の譲歩として取り扱うべきではない旨の理由を示すことを許可することができる。原告がその命令に応答しない場合，又は同人がその事件への利害関係を失ったことを示す応答を提出する場合は，原告に不利な審決を記録することができる。

(b) 趣意書は書面により提出しなければならないが，かつ，§ 2.126 の要件を満たさなければならない。個々の趣意書は，引用する事件についてのアルファベット順の索引を含まなければならない。商標審理審判部の事前の許可がある場合を除き，事件に関する主趣意書の長さは，目次，事件の索引，記録の説明，争点の陳述，事実の詳述，主張及び概要を含めて，全体として 55 ページを超えてはならない。また答弁趣意書は，全体として 25 ページを超えてはならない。

§ 2.129 口頭弁論；再検討

(a) 当事者が最終審理において口頭弁論を行うことを希望する場合は、その当事者は、手続における最終答弁趣意書の提出期日から 10 日以内に提出する別途の通知により、口頭弁論を要求しなければならない。口頭弁論は、審理通知に指定された日時に商標審理審判部の少なくとも 3 の商標行政審判官によって審理される。何れかの当事者が指定日時に出席した場合は、その当事者は、審理を受けるものとする。審判部が指定日時に事件の審理をすることを妨げられた場合は、新たな審理日が設定される。別段の許可がある場合を除き、当事者系事件における口頭審理は、各当事者につき 30 分に限定される。原告の立場にある当事者は、口頭弁論のために許可された時間の一部を、反駁弁論をするために留保することができる。

(b) 審理の日又は時は、便利かつ適切である限り、当事者及びその弁護士又は他の授権された代理人の希望に添うように再設定することができる。

(c) 最終審理の後に提出された決定に関する再審理又は再検討又は変更を求める請求は、その決定の日から 1 月以内に提出しなければならない。答弁趣意書は、前記請求の送達日から 15 日以内に提出しなければならない。指定期間は、十分な理由のある申立に基づき、商標審理審判部の命令による延長を受けることができる。

(d) 商標審理審判部における当事者系手続の当事者が、法第 1 条(b)に基づく出願に関して、法第 7 条(c)による擬制使用を証明することなしには勝つことができない場合は、商標審理審判部は、当該当事者による擬制使用の証明を条件として、当該当事者に有利な審決を記録するものとする。法第 21 条に基づく上訴又は民事訴訟を提起するための期間は、審決の記録日から開始するものとする。

§ 2.130 商標担当審査官によって示唆される新たな問題

法第 1 条又は第 44 条に基づく出願を含む当事者系手続が係属している間に、商標担当審査官の意見によれば、その出願における標章を登録させることができないと思われる事実が現れた場合は、その事実について、商標審理審判部の注意が払われるようにしなければならない。審判部はその手続を停止し、その出願を、登録可能性の問題に関する査定系決定のために、商標担当審査官に付託することができる。商標担当審査官による最終処分が、商標担当審査官による登録可能性についての最終決定の後、当事者系手続の当事者又は審判請求を受けている審判部に提供される。審判部は、その出願を、該当するその後の当事者系措置に関して検討する。

§ 2.131 当事者系手続における決定の後の差戻

法第 1 条又は第 44 条に基づく出願を含む当事者系手続の間に、その標章を登録させることができないと思われる事実が開示されたが、当該事項が当事者によって提出された訴答書面に基づいて審理されていないか、又はそれらが連邦民事訴訟規則の規則 15(b)に基づいて、証拠に適合するように補正されているとみなされる場合において、出願人がその当事者系手続において最終的に有利であるときは、商標審理審判部は、その事項をその手続における決定において決定する代わりに、その出願を再審査のために商標担当審査官に差し戻すことができる。差戻があったときは、商標担当審査官は、審判部による言及を考慮して、その出願を再審査しなければならない。再審査の結果、商標担当審査官が出願人に対して最終的に登録を拒絶したときは、§ 2.141 及び § 2.142 の規定に従って審判請求をすることができる。

§ 2.132 証言を取らなかったことを理由とする非任意的却下

(a) 原告の立場にある当事者による証言を取るための期間が満了し、かつ、その当事者が証言を取っていない又は他の証拠を提供していない場合は、被告の立場にある当事者は、申立が否認された場合には証拠を提供する権利を放棄することなく、原告による手続の不履行を理由として却下を求める申立をすることができる。原告の立場にある当事者には、同人に不利な審決が下されるべきでないという理由を示すために、申立の送達日から 15 日が与えられなければならない。十分な理由の弁明がない場合は、原告の立場にある当事者に不利な審決を下すことができる。申立が否認された場合は、証言期間は、被告の立場にある当事者のために及び反駁のために再設定される。

(b) 特許商標庁の記録の写し以外の証拠が原告の立場にある当事者によって提供されない場合は、被告の立場にある当事者は、申立が否認されたときには証拠を提供する権利を放棄することなく、原告の立場にある当事者が法律及び事実に基づいて、救済を受ける権利を証明しなかったことを理由として、却下の申立をすることができる。原告の立場にある当事者には、その申立に対する答弁趣意書を提出するために、その申立の送達日から 15 日が与えられなければならない。商標審理審判部は、原告の立場にある当事者に不利な審決を下すことができ、又は全ての証拠が記録されるまで、審決を下すことを拒絶することができる。審決が下されなかった場合は、証言期間は、被告の立場にある当事者のために及び反駁のために再設定されるものとする。

(c) (a)又は(b)に基づいて提出する申立は、申立をする当事者の証言期間の開始前に提出しなければならない。ただし、商標審理審判部がその裁量によって、(a)に基づく申立を、それが申立をする当事者の証言期間開始後に提出された場合であっても認めるときは、この限りでない。

§ 2.133 手続過程における出願又は登録の補正

(a) 異議申立の対象である出願は、実質的に補正することができず、また、取消の対象である登録は、補正すること又はその一部について権利放棄をすることができない。ただし、他方当事者の同意及び商標審理審判部の承認があるとき、又は審判部によって許可された申立に基づくときは、この限りでない。

(b) 当事者系手続において、商標審理審判部が、その出願又は登録が手続の対象である当事者は、その出願又は登録に対して指定された限定がないときには登録を受ける権原を有しないと認定した場合は、商標審理審判部は、その当事者に対し、出願又は登録を商標審理審判部の認定に適合するよう補正するための申立を提出する期間を許容するものとし、それが提出されなかった場合は、当該当事者に不利な審決が下される。

(c) 地理的制限は、同時使用登録手続に関連している場合に限り、商標審理審判部によって検討され、かつ、決定される。

(d) 申立がされている原告の登録は、登録の全部又は一部を取り消すための反訴がないときは、限定されない。ただし、登録が同一の当事者又はその関係人の中での他の手続の対象であって、反訴を提出する必要がないときは、この限りでない。

§ 2.134 登録の放棄又は任意の取消

(a) 取消手続の開始後において、応答人が、その手続に係る全ての相手方当事者の書面によ

る同意を得ることなしに、その手続に含まれている 1946 年の法第 7 条(e)に基づく登録の取消を申請する場合は、応答人に不利な審決が記録されるものとする。相手方当事者の同意書には、相手方当事者、相手方当事者の弁護士又は他の授権された代理人が署名することができる。

(b) 取消手続の開始後において、応答人が同人の関連する登録が 1946 年の法第 8 条に基づいて取り消されることを許容しているか、又は手続に関連する登録を 1946 年の法第 9 条に基づいて更新しなかったことに商標審理審判部が注目することになったときは、命令を発して、応答人に対し、15 日以上の特定期限までに、前記の取消又は更新の不履行は、応答人の、相手方当事者の同意のない請求による取消と同等とみなされるべきではなく、また(a)に規定されるように応答人に不利な審決が下されるべきでない旨の理由を示すことを許可する命令を発行することができる。十分な理由が示されない場合は、(a)に規定されているとおりに、応答人に不利な審決を下すことができる。

§ 2.135 出願又は標章の放棄

異議申立、同時使用又はインターフェアレンスの手続の開始後において、出願人がその手続に係る相手方当事者の同意書を得ることなしに、その出願又はその標章に関する放棄書を提出するときは、出願人に不利な審決が下されるものとする。相手方当事者の同意書には、相手方当事者、又は相手方当事者の弁護士若しくは他の授権された代理人が署名することができる。

§ 2.136 手続が終結したときの出願の状態

出願に関連する手続が終結したときは、その出願は、審決が不利なものでないときは、その出願が手続開始前に有していた状態に復帰する。審決が出願人にとって不利なものであるときは、その出願は、その後の行為なしには拒絶された状態となり、それに関する全ての手続は、終結されたものとみなされる。

審判請求・上訴

§ 2.141 商標審査官に対する査定系審判請求

全ての標章登録出願人は、商標審査官による最終的拒絶を受けたときは、審判請求の対象とする出願の各類についての所定の手数料を納付して、商標審理審判部に審判請求をすることができる。出願における全ての類を包含するには十分でない手数料を含む審判請求は、審判請求の対象とする特定の類を指定しなければならない。同一理由に基づく第2回目の拒絶を、出願人は審判請求の目的上、最終的なものとみなすことができる。

§ 2.142 査定系審判請求の期間及び方法

(a) § 2.141 の規定に基づいて提出する審判請求は、最終的拒絶の日又は審判請求の対象とする処分の日から6月以内に提出しなければならない。審判請求は、§ 2.126 に定められるとおりに、書面による審判請求通知を提出し、かつ、審判請求手数料を納付することによって行う。

(b)(1) 審判請求人の審判請求趣意書は、審判請求日から60日以内に提出しなければならない。趣意書を、許可された期間内に提出しなかった場合は、審判請求は却下することができる。審査官は、審判請求人の趣意書が同人に送付されてから60日以内に、審判請求人の趣意書に答弁する趣意書を商標審理審判部に提出しなければならない。かつ、その写しを審判請求人に郵送しなければならない。審判請求人は、弁駁の趣意書を、審査官の趣意書の郵送日から20日以内に提出することができる。

(2) 審判請求趣意書は、書面によって提出しなければならない。また§ 2.126 に規定される要件を満たさなければならない。個々の趣意書は、言及する事件についてのアルファベット順の索引を含まなければならない。商標審理審判部の事前許可がない場合は、趣意書は、目次、事件索引、記録の説明、争点の陳述、事実の詳述、主張及び概要を含めて、長さが全体として25ページを超えてはならない。

(c) 審査官によって行われた要求であって、審判請求の主題でないものの全ては、審判請求書の提出前に満たされなければならない。

(d) 出願における記録は、審判請求の提出前に完成されていなければならない。商標審理審判部は、通常、審判請求書が提出された後に審判請求人又は審査官によって審判部に提出される追加の証拠は検討しない。審判請求書を提出した後に、審判請求人又は審査官が追加の証拠の導入を希望するときは、審判請求人又は審査官は、審判部に対し、審判請求手続を停止し、更なる審査のために出願を差し戻すよう要求することができる。

(e)(1) 審判請求人が口頭審理を要望するときは、弁駁趣意書の提出期日から10日以内に、その旨の請求を別個の通知によって行わなければならない。口頭弁論は、審理通知に指定された日時に、商標審理審判部の少なくとも3の商標行政審判官によって審理されるが、その日時は、審判部が指定日時に弁論を審理することができない場合、又は好都合かつ適切である場合は、審判請求人若しくはその弁護士若しくは他の授権された代理人の希望を満たすために、再設定することができる。

(2) 審判請求人が口頭弁論を請求した場合は、審判請求の対象である登録拒絶又は要求をした審査官、又はその代わりとして、同一の審査部門に属しており、監督する法務官が指定した他の審査官が口頭弁論を行わなければならない。口頭審理の請求が審判請求人によって行

われない場合は、審判請求は、記録及び審判請求趣意書に基づいて決定される。

(3) 口頭弁論は、審判請求人による 20 分及び審査官による 10 分に限定される。審判請求人は、口頭弁論のために許可された時間の一部を、反駁弁論をするために留保することができる。

(f)(1) 登録拒絶に対する審判請求手続の間に、商標審理審判部にとって、前には提起されていない争点により審判請求人の標章を登録させることができないと思われるときは、審判部は審判手続を中止し、その出願を審査官に差し戻し、30 日以内に更なる審査を完了させるよう求めることができる。

(2) 更なる審査によって登録拒絶の追加理由が生じなかった場合は、審査官は、更なる審査によって登録拒絶の追加理由が生じなかった旨の陳述を添え、その出願を、審判請求手続の再開のために、速やかに審判部に返却しなければならない。

(3) 更なる審査によって登録拒絶の追加理由が生じた場合は、審査官及び審判請求人は、§ 2.61、§ 2.62、§ 2.63 及び § 2.64 の規定に従って手続をしなければならない。拒絶理由が確定したときは、審査官は、それに係る出願を審判部に返却しなければならず、審判部は、命令を発出して、審判請求人に命令の日付から 60 日を、登録拒絶の追加理由に限定した補足の趣意書を提出するために許可することができる。補足の趣意書が、許可された期間内に審判請求人によって提出されなかった場合は、審判請求は却下することができる。

(4) 審判請求人の補足の趣意書が提出された場合は、審査官は、審判請求人の補足趣意書が審査官に送付されてから 60 日以内に、審判請求人の補足趣意書に答弁する趣意書を審判部に提出しなければならず、かつ、その趣意書の写しを審判請求人に郵送しなければならない。審判請求人は、審査官の趣意書の郵送日から 20 日以内に、弁駁趣意書を提出することができる。

(5) 出願の差戻前に、審判請求に関する口頭審理が請求されたが、未だ行われていない場合は、口頭審理は、(e)に定められるとおりに設定され、審理される。口頭審理が、出願の差戻前に行われていたか又は審判請求人によって以前に請求されていなかった場合は、審判請求人は、登録拒絶に係る追加理由に関する弁駁趣意書の提出期日から 10 日以内に別途の通知を提出することによって口頭審理を請求することができる。審判請求人が口頭審理請求を提出した場合は、口頭審理が(e)に定められているとおりに設定され、審理される。

(6) 登録拒絶に対する審判請求手続の間に、審査官にとって、その審判請求に含まれていない争点により審判請求人の標章を登録させることができないと思われる場合は、審査官は、書面をもって審判部に請求し、審判手続を中止し、その出願を更なる審査のために審査官に差し戻すよう求めることができる。その請求が認められた場合は、審査官及び審判請求人は、§ 2.61、§ 2.62、§ 2.63 及び § 2.64 に定められるところにより手続を進めるものとする。登録拒絶に係る追加理由が取り下げられたか又は確定した場合は、審査官は、その出願を審判部に返却しなければならず、審判部は、審判請求に関する手続を再開し、それに関して更なる適切な処分を行わなければならない。

(g) 審判請求に関して検討され、決定された出願は、1946 年の法第 6 条に基づく権利の部分放棄の登録のため又は長官の命令に基づくときを除き、再開されないが、既に判断されていることのない事項に関して検討を求めるのに十分な理由が証明された場合に限り、長官に対する出願再開の請願が検討される。

§ 2.144 査定系審判請求に関する決定の再検討

決定について再審理若しくは再検討又は変更を求める請求は、その決定の日から 1 月以内に提出しなければならない。その期間は、十分な理由を証明することによって、商標審理審判部による延長許可を受けることができる。

§ 2.145 裁判所への上訴及び民事訴訟

(a) 合衆国連邦巡回控訴裁判所への上訴

登録出願人、又はインターフェアレンス、異議申立若しくは取消の手續の当事者、若しくは同時使用者としての登録出願の当事者(以下「当事者系手續」という)であって、商標審理審判部の決定に不服がある者、及び法第 8 条に基づき宣誓供述書又は宣言書を提出し若しくは更新出願を提出した登録人であって、長官の決定(§ 2.165, § 2.184)に不服がある者は、合衆国連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる。上訴人は、当該上訴に関して次の手續を取らなければならない。

(1) 特許商標庁においては、書面による上訴通知を長官に出すこと((b)及び(d)参照)

(2) 控訴裁判所においては、上訴通知の写しを提出し、かつ、控訴裁判所の規則に規定される上訴手数料を納付すること

(b) 上訴通知

(1) 合衆国連邦巡回控訴裁判所に上訴を行うときは、上訴人は、書面をもってその通知を長官に出さなければならない。その通知書は、特許商標庁に、(d)に指定される期間内に提出しなければならない。通知書は、上訴をする当事者を明示し、上訴の対象とする決定又はその一部を指定しなければならない。

(2) 当事者系手續に関しては、通知書は、§ 2.119 に規定されたとおりに送達しなければならない。

(3) 長官宛ての上訴通知書は、この章の第 104 部に従って、法務顧問に郵送し又は手渡し送達するものとし、その副本を商標審理審判部に郵送し又は手渡し送達しなければならない。

(c) 民事訴訟

(1) 合衆国連邦巡回控訴裁判所に上訴することができる者((a))は、法第 21 条(b)に基づき民事訴訟による救済を受けることができる。当該民事訴訟は、(d)に指定される期間内に開始しなければならない。

(2) 査定系事件の出願人又は登録人であって、合衆国連邦巡回控訴裁判所に上訴する者は、法第 21 条(b)に基づいて手續をする権利を放棄する。

(3) 当事者系手續の敗訴当事者によって合衆国連邦巡回控訴裁判所に対して行われた上訴の相手方当事者は、敗訴当事者による控訴裁判所への上訴の通知((b))の提出から 20 日以内に、庁に対し、この章の第 104 部に従って法務顧問宛ての通知書を提出し、その後の全ての手續を法第 21 条(b)に定められるとおりに行わせることを選択することができる。当該選択通知は、§ 2.119 に規定されたとおりに送達しなければならない。

(4) 手續の早過ぎる終結を回避するために、法第 21 条(b)に従って民事訴訟を開始する当事者は、それについての通知を商標審理審判部に提出しなければならない。

(d) 上訴又は民事訴訟のための期間

(1) 合衆国連邦巡回控訴裁判所への上訴についての通知((b))を提出するための、又は民事訴訟((c))を開始するための期間は、商標審理審判部又は長官による決定の日の何れか該当する

ものから 2 月である。決定についての再審理若しくは再検討又は変更を求める請求が § 2.127(b) , § 2.129(c)若しくは § 2.144 に指定されている期間内,又はそれに基づいて許可された延長期間内に提出されている場合は, 上訴の提出又は民事訴訟の開始のための期間は, 前記の請求に関する処分から 2 月をもって満了する。当事者系事件に関しては, 反対訴訟又は反対上訴通知を提出するための期間は, 次の時点で満了する。

(i) 上訴通知又は召喚状及び訴状の送達後 14 日, 又は

(ii) 商標審理審判部又は長官による決定の日から 2 月の何れか遅い方

(2) 日をもって本条に指定される期間は, 暦日である。月をもって本条に指定される期間は 歴月であるが, ただし, 2 月 28 日を含む 2 月期間には 1 日を追加するものとする。上訴又は民事訴訟開始に関して定められている期間の末日が土曜日, 日曜日又はコロンビア特別区の連邦休日に当たる場合は, その期間は, 土曜日, 日曜日又は連邦休日の何れでもない翌日まで延長される。

(3) 当事者系手続の当事者が合衆国連邦巡回控訴裁判所に上訴し, かつ, 相手方当事者が法第 21 条(a)(1)に基づく通知を提出し, その後の全ての手続を法第 21 条(b)に基づいて行わせることを選択した場合は, その後に民事訴訟を提起するための期間は, 法第 21 条(a)(1)に指定されている。反対訴訟を提起するための期間は, 召喚状及び訴状の送達後 14 日をもって満了する。

(e) 司法審査を開始するための期間の延長

長官は, 上訴の提起又は民事訴訟開始のための期間を, 次の事情においては延長することができる。

(1) 上訴の提起又は民事訴訟の開始のための期間の満了前に書面による請求があり, 十分な理由があること, 又は

(2) 上訴の提起若しくは民事訴訟開始のための期間の満了後に書面による請求があり, 手続の不履行が免責される不作為の結果であることが証明されること

請願及び長官による処分

§ 2.146 長官に対する請願

(a) 次の事項については、長官に対して請願することができる。

(1) 出願に関する査定系手続の遂行中での審査官の繰り返しの又は最終的な方式上の要求であって、§ 2.63(b)によって許容されるもの

(2) 1946年の法律、又は合衆国法典第35巻、又は連邦規則法典第37巻のこの部が、その事項は長官によって直接に決定若しくは審査されるべき旨を明示している場合

(3) 適切な事情において、長官の監督権限の発動を求めること

(4) 連邦規則法典第37巻のこの部において明確に定義及び規定がされていない場合

(5) 正義が要求し、他の当事者がその被害を受けない特別な事情において、1946年の法律の要件ではない、規則の要件の停止又は放棄を要求すること

(b) 出願に関する査定系手続の遂行中に生じる実体の問題は、1946年の法第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第23条に基づいて生じる問題を含み、かつ、それに限定されないが、長官に対する請願に適した問題とはみなされない。

(c) 長官に対する全ての請願書は、請願に関連する事実、審査されるべき争点、求める処分又は救済に関する陳述、及び§ 2.6によって要求される手数料を含まなければならない。請願を裏付ける趣意書は、請願書に組み込まれるか又は添付されなければならない。査定系事件に関して事実の証明がされるべきであるときは、宣誓供述書又は§ 2.20に従った宣言書の形式での証明、及び証拠物件があるときは、その証拠物件が請願に添付されていなければならない。

(d) 請願書は、異なる期限がこの章の何れかの箇所に指定されている場合を除き、救済要請の対象とする処分の日から2月以内に提出しなければならない。

(e)(1) 異議申立通知を提出するための期間に関する延長申請の承認又は否認に対する請願書は、その申請についての承認又は否認の郵送日から15日以内に提出しなければならない。申請の承認に対する請願書は、潜在的異議申立人の弁護士若しくは他の授權された代理人がいるときは当該人に、又は潜在的異議申立人に送達しなければならない。申請の否認に対する請願書は、出願人に弁護士若しくは他の授權された代理人がいるときは当該人に、又は出願人に送達されなければならない。請願書の送達証明は、§ 2.119(a)に規定されるとおりにしなければならない。潜在的異議申立人又は出願人の内の該当する者は、請願書の送達日から15日以内に応答を提出することができ、また、応答の写しを、§ 2.119(a)に規定されている送達証明を付して、請願人に送達しなければならない。請願に関する書類は、それ以上は提出してはならない。

(2) 商標審理審判部の中間命令に対する請願は、救済請求の対象とする命令の郵送日後30日以内に提出しなければならない。請願に応答する趣意書は、請願書の送達日から15日以内に、裏付け証拠物件があるときはそれを添えて、提出しなければならない。本項に基づく請願、請願への応答、並びに請願又は応答に付随する書類があるときは、その書類は、§ 2.119(a)に従って、全ての相手方当事者に送達しなければならない。

(f) 請願に関する口頭審理は、長官が必要と考えるときを除き、行われぬ。

(g) 長官に対する請願書の単なる提出は、商標審理審判部に係属している審判請求又は当事者系手続の停止、及び出願に関する庁指令に対する応答期間の停止を生じさせないものとす

る。ただし、停止が明確に要求され、許可されたとき、又は § 2.63(b) 及び § 2.65 が査定系出願に関して適用されるときは、この限りでない。

(h) 長官は、複数の請願又は何れか 1 の請願に関して決定する権限を委譲することができる。

(i) 請願人が、書類が滅失したか又はその取り扱いに誤りがあったために放棄され、取り消され、又は失効した出願又は登録の復活を求める場合において、出願人が出願又は登録の状態を点検することに注意を払っていなかったときは、長官は、その請願を否認することができる。注意を払ったとみなされるためには、請願人は、次の行為をしなければならない。

(1) 出願の係属中は、出願日から登録の発出までの間、6 月ごとに請願に係る状態を点検すること

(2) 登録後は、法第 8 条若しくは第 71 条に基づく使用若しくは免責可能な不使用に関する宣誓供述書又は法第 9 条に基づく更新出願の提出から、宣誓供述書又は更新出願が受理された旨の通知を請願人が受領するまでの間、登録の状態を 6 月ごとに点検すること、及び

(3) 状態点検の結果、請願人が提出した書類を庁が受領していないこと、又は庁が指令又は通知を発出したが、請願人がそれを受領していないことが明らかになった場合は、請願人は速やかに是正措置を請求すること

(j) 長官が請願を否認した場合は、請願人は、次の事項を行うことを条件として、再検討を請求することができる。

(1) 請願を否認する決定の郵送日から 2 月以内に請求書を提出すること、及び

(2) § 2.6 に基づく第 2 回目の請願手数料を納付すること

§ 2.148 長官は一定の規則を停止することができる

特別な事情において、正義のために必要であり、他の当事者が損害を受けないときは、長官は、この部の規則の要件であって、法定要件でないものを停止し又はそれについての権利を放棄することができる。

証明書

§ 2.151 証明書

庁は、ある標章に関して登録することができる と決定したときは、出願人が主登録簿又は補助登録簿に登録を受ける権原を有する旨を記載した証明書を発行する。証明書には、出願日、その標章の登録の基礎となった法律、発行日及び登録番号を記載する。標章の複製及び出願書類中の関連資料が、その証明書と共に送付される。法第 8 条及び第 71 条の要件に関する通知が証明書に添付される。

1905年の法律に基づいて登録された標章の公告

§ 2.153 公告要件

1881年又は1905年の法律の規定に基づいて登録された標章の登録人は、登録の発出又は更新の対象期間が満了する前の如何なる時においても、所定の手数料を納付し、宣誓供述書又は§ 2.20に従った宣言書であって、登録に記載されており、取引においてその標章が使用されている商品を指定し、その取引の内容を明示し、また、登録人が1946年の法律の利益を主張する旨のものを提出することができる。

§ 2.154 公報における公告

1946年の法律に基づく利益の主張に関する通知及びその標章の複製は、速やかに公報に公告される。公告された標章は、原登録番号を保持する。

§ 2.155 公告の通知

庁は、登録人に対し、その標章の公告及び法第8条によって要求される宣誓供述書又は宣言書の提出要件についての通知を送付する。

§ 2.156 異議申立の対象とはならない；取消の対象となる

公告された標章は、異議申立の適用対象とはならないが、§ 2.111に指定される取消請願及び法第8条によって要求される宣誓供述書又は宣言書の提出不履行を事由とする取消の対象となる。

旧法に基づいて登録された商標の再登録

§ 2.158 1881年、1905年及び1920年の法律に基づいて登録された標章の再登録

1881年の法律、1905年の法律又は1920年の法律に基づいて登録された商標は、主登録簿(適格である場合)又は補助登録簿の何れかに、1946年の法律に基づいて再登録することができるが、それらに関する規則に従った新規で完全な登録出願が提出されなければならない。また、その出願は、1946年の法律に基づいて提出される他の出願の場合と同じ方式による審査及び手続の適用を受けるものとする。旧図面の使用に関しては、§ 2.26を参照。

第6年中に宣誓供述書又は宣言書を提出しないことを事由とする取消

§ 2.160 登録取消を回避するために必要とされる，継続使用又は免責可能な不使用に関する宣誓供述書又は宣言書

(a) 登録の所有者は，次の期間中に，継続使用又は免責可能な不使用に関する宣誓供述書又は宣言書を提出しなければならず，提出しなかった場合は，その登録は取り消される。

(1)(i) 1946年の法律に基づいて発出された登録に関して，登録日後の第5周年日以後かつ第6周年日以前，又は

(ii) 先の複数の法律に基づいて発出された登録に関して，法第12条(c)に基づく公告日後の第5周年日以後かつ第6周年日以前，及び

(2) 全ての登録に関して，登録日後の各10年期間の終了日前1年以内

(3) 宣誓供述書又は宣言書は，(a)(1)及び(a)(2)に記載された期限の終了後6月の猶予期間内に，法第8条(c)(1)及び§2.6によって要求される猶予期間割増手数料を納付して，提出することができる。

(b) 宣誓供述書又は宣言書に関する要件に関しては，§2.161を参照。

§ 2.161 継続使用又は免責可能な不使用に関する完全な宣誓供述書又は宣言書のための要件

法第8条に基づく完全な宣誓供述書又は宣言書は，次の条件を満たすものでなければならない。

(a) 所有者によって，§2.160(a)に記載される期間内に提出されること

(b) 所有者の代理として署名する権限を正式に付与された者により署名され，かつ，真実宣言(宣誓)がされているか，又は当該人による§2.20に基づく宣言書によって裏付けられており，法第8条に記載される期間内におけるその標章の継続使用又は免責可能な不使用を証明している陳述書を含むこと。真実宣言された陳述書は，§2.160(a)に指定される提出期間の開始以後に作成されなければならない。所有者の代理として署名する権限を正式に付与された者とは，次の者である。

(1) 所有者を拘束する法律上の権限を有する者，又は

(2) その事実についての直接の知識，及び所有者の代理として手続をとるための現実の又は黙示の権限を有する者，又は

(3) §10.1(c)に定義される弁護士であって，所有者から書面又は口頭により現実の又は黙示の委任を受けた者

(c) 登録番号を含むこと

(d)(1) 宣誓供述書又は宣言書の対象とされている商品又はサービスの各類に対して§2.6によって要求される手数料を含んでいること

(2) 宣誓供述書又は宣言書が法第8条(c)(1)に基づく猶予期間中に提出される場合は，§2.6によって要求される各類の延納手数料を含むこと

(3) 複数類の登録に関し，少なくとも1の手数料が提出されたが，その手数料が充当されるべき類が指定されていない場合は，庁は通知を発出し，追加手数料を提出するか又は最初の手数料の充当対象とする類を表示するかの何れかを行うよう要求するものとする。追加手数料は，§2.164の要件が満たされる場合は，提出することができる。所要の手数料が提出さ

れず、かつ、元の手数料が充当されるべき類が指定されない場合は、庁は、その手数料は、最小の番号の類から始まる昇順の類を対象とするものと推定する。

(e)(1) 取引において標章が使用されている商品又はサービスを指定すること及び / 又は § 2.161(f)(2)に基づいて、免責可能な不使用を主張する対象である商品又はサービスを指定すること

(2) 宣誓供述書又は宣言書が登録における全ての商品若しくはサービス、又は全ての類を包含していない場合は、登録から削除される商品又はサービスを指定すること

(f)(1) 登録標章が登録に係る商品又はサービスに付して又は関連して取引において使用されていることを記述すること、又は

(2) 登録標章が登録に係る全ての商品又はサービスに付して又は関連して使用されていない場合は、取引における標章の使用の停止日及び使用の再開が予定されるおおよその日を記載すること、並びにそれらの商品又はサービスに関する不使用が、その不使用を免責する特別な事情によるものであり、標章を放棄する意図によるものでないことを示す事実を詳述すること

(g) § 2.161(f)(2)に基づいて免責可能な不使用を主張する場合を除き、商品又はサービスの各類に対する標章の現行の使用を示す見本を含むこと。見本は、次のとおりでなければならない。

(1) 商品に付して若しくは関連して、又はサービスの販売若しくは広告において、実際に使用されている態様での標章を示すこと。実際に使用されている態様での標章を示す見本についての写真複写その他の複製は受理することができる。ただし、登録証の単なる複製である写真複写は、適切な見本でない。

(2) 平らであり、幅 8.5 インチ(21.6cm)、長さ 11.69 インチ(29.7cm)以下であること。見本がこれらの寸法要件を超えている場合(「かさばった見本」)は、庁は、この規則の要件(すなわち、平らであり、幅 8.5 インチ(21.6cm)、長さ 11.69 インチ(29.7cm)以下)に適合する見本複製を作成し、それを記録に入れるものとする。かさばらない代替物がない場合は、庁は、オーディオ若しくはビデオ・カセット・テープによる記録、CD-ROM 又は他の適切な記憶媒体による見本を受理することができる。

(3) TEAS によって伝送される場合は、.jpg フォーマットによるデジタル画像であること

§ 2.162 登録人に対する通知

登録証が初めて発行されるときは、庁は、法第 8 条に基づく使用又は免責可能な不使用に関する宣誓供述書又は宣言書の提出に関する要求の通知を含める。ただし、宣誓供述書又は宣言書は、前記の通知を受領しない場合でも、法第 8 条によって要求される期間内に提出しなければならない。

§ 2.163 宣誓供述書又は宣言書の受領通知

庁は、宣誓供述書若しくは宣言書が受理可能であるか否かについて、又は拒絶理由についての通知を発出する。

(a) 登録の所有者が宣誓供述書又は宣言書を法第 8 条に記載される期間内に提出した場合は、その不備は訂正することができるが、§ 2.164 の要件が満たされることを条件とする。

(b) 拒絶に対する応答は、庁指令の郵送日から 6 月以内、又は法第 8 条(a)若しくは第 8 条(b)

に記載される提出期間の終了前の内、何れか遅い方までに提出しなければならない。この期間内に応答書が提出されない場合は、登録は取り消される。

§ 2.164 宣誓供述書又は宣言書の不備の訂正

(a) 登録の所有者が宣誓供述書又は宣言書を法第 8 条に記載される期間内に提出する場合は、不備は、次のとおり訂正することができる。

(1) 法第 8 条(a)及び第 8 条(b)に記載される期間内に提出される宣誓供述書又は宣言書に係る不備の訂正

登録の所有者が宣誓供述書又は宣言書を法第 8 条(a)又は第 8 条(b)に記載される該当する期間内に適時に提出する場合は、不備は、提出期間の終了前に不備割増手数料を納付することなく訂正することができる。提出期間終了後は、不備は、法第 8 条(c)(2)及び§ 2.6 によって要求される不備割増手数料を納付して訂正することができる。

(2) 猶予期間中に提出される宣誓供述書又は宣言書における不備の訂正

宣誓供述書又は宣言書が、法第 8 条(c)(1)によって規定される 6 月の猶予期間中に提出される場合は、不備は、猶予期間の満了前に不備割増手数料を納付することなく訂正することができる。猶予期間の満了後は、不備は、法第 8 条(c)(2)及び§ 2.6 によって要求される不備割増手数料を納付して訂正することができる。

(b) 宣誓供述書又は宣言書が法第 8 条に記載される期間内に提出されない場合、又はそれが前記期間内に登録の所有者以外の者によって提出される場合は、登録は取り消される。当該不備は、治癒することができない。

§ 2.165 長官に対する、拒絶についての再審理を求めるための請願

(a) 審査官が別段の指令をする場合を除き、長官に対する請願書の提出前に、宣誓供述書又は宣言書の受理についての審査官の当初の拒絶に対する応答が要求される。審査官の庁指令に対する応答期限については、§ 2.163(b)を参照。

(b) 審査官が宣誓供述書又は宣言書についての拒絶を維持する場合は、その処分 of 再審理を求めて、長官に対する請願を提出することができる。請願は、拒絶を維持する処分の郵送日から 6 月以内に提出しなければならない、提出しない場合は、庁は登録を取り消し、取消通知を発出する。

(c) 審判請求の提出又は裁判所における民事訴訟の開始前に、長官による決定が必要である。

§ 2.166 継続使用又は免責可能な不使用に関する宣誓供述書の、更新出願との結合

法第 8 条に基づく宣誓供述書又は宣言書、及び法第 9 条に基づく更新出願は、1 件の書類に結合することができる。ただし、その書類が法第 8 条及び第 9 条の両方の要件を満たすことを条件とする。

第 15 条に基づく宣誓供述書又は宣言書

§ 2.167 第 15 条に基づく宣誓供述書又は宣言書

法第 15 条によって規定される宣誓供述書又は § 2.20 に従った宣言書であって、主登録簿に登録された標章又は 1881 年若しくは 1905 年の法律に基づいて登録され、法第 12 条(c)(§ 2.153)に基づいて公告された標章に関して不可争性を獲得することを目的とするものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (a) 登録人によって署名されること
- (b) 登録証を、登録証番号及び登録日によって特定すること
- (c) 登録に記載された商品又はサービスであって、標章がその商品又はサービスに付して又は関連して、登録日又は法第 12 条(c)に基づく公告日から連続して 5 年間、取引において使用され、かつ、今なお取引において使用されているものを列記すること
- (d) 登録人の、当該商品若しくはサービスに対する当該標章についての所有権の主張に対し、又は登録人の、その標章を主登録簿に登録し、保持する権利に対し、如何なる不利な最終決定も行われていない旨を明示すること
- (e) 前記の権利に関連する手続であって、特許商標庁又は裁判所に係属しており、最終的に処分されていないものはないことを明示すること
- (f) 登録又は法第 12 条(c)に基づく公告に続く 5 年の連続使用期間満了後 1 年以内に提出されること

登録人には、宣誓供述書又は宣言書の受領について通知が与えられるものとする。

(g) 宣誓供述書又は宣言書が対象とする登録の中の各類に対する所要の手数料を含むこと。該当する時期に手数料が納付されない、又は少なくとも 1 の類を対象とするのに十分でない手数料が納付された場合であっても、宣誓供述書又は宣言書は拒絶されないが、ただし、所要の手数料(§ 2.6 参照)が、不備についての庁による通知に記載された期間内に庁に提出されることを条件とする。登録の中の全ての類を対象とするには不十分な手数料が含まれている場合は、宣誓供述書又は宣言書が関係する特定の類が明示されなければならない。

§ 2.168 第 15 条に基づく宣誓供述書若しくは宣言書の、法第 8 条に基づく宣誓供述書若しくは宣言書又は更新出願との結合

(a) 法第 15 条に基づいて提出される宣誓供述書又は宣言書は、法第 8 条によって要求される宣誓供述書又は宣言書としても使用することができるが、ただし、その宣誓供述書又は宣言書が法第 8 条及び第 15 条両方の要件を満たすことを条件とする。

(b) 法第 15 条に基づいて提出される宣誓供述書又は宣言書は、法第 9 条に基づく登録更新出願と結合することができるが、ただし、第 9 条及び第 15 条両方の要件が満たされていることを条件とする。

訂正，権利の部分放棄，放棄等

§ 2.171 所有権の変更による新たな証明書

(a) 登録された標章の所有権が変更された場合は，譲受人は，新たな登録証が原期間の未経過部分について譲受人の名義で発行されるよう請求することができる。譲渡は，庁において記録されなければならない，また新たな登録証を求める請求には譲受人が署名しなければならない，かつ，§ 2.6(a)(8)によって要求される手数料を添付しなければならない。可能な場合は，原登録証を提出しなければならない。

(b) 登録の所有権が，その商品及び/又はサービスの全部ではなく，一部に関して変更された場合は，登録人は，その登録が2以上の別個の登録に分割されるべき旨の請求を提出することができる。分割によって生じた個々の新たな登録に対して，§ 2.6(a)(8)によって要求される手数料が納付されなければならない，また所有権の変更が庁において記録されなければならない。

§ 2.172 取消のための放棄

登録人による申請があったときは，長官は，登録が取消のために放棄されることを許可することができる。放棄申請書には，登録人が署名しなければならない。登録に2以上の類がある場合は，類の総数には至らないが1又は2以上の類の全体を放棄することができる。1の類における商品又はサービスの全部に至らない削除は，その類に対する登録の補正となる(§ 2.173 参照)。

§ 2.173 登録の補正

(a) 登録人は，登録を補正するための，又は登録における標章の一部を権利放棄するための申請をすることができる。登録人は，補正又は権利の部分放棄を明示した書面による請求を提出しなければならない，また登録が商標審査審判部における当事者系手続に係わっているときは，その請求は，審判部に対する適切な申立の形で提出しなければならない。請求は，登録人によって署名され，かつ，真実宣言がされるか，又は当該人による§ 2.20に基づく宣言書によって裏付けられていなければならない，かつ，所要の手数料が添付されなければならない。補正が標章に関する変更を含んでいる場合は，登録人は，新たな見本であって，商品又はサービスに付して又は関連して使用されている態様での標章を示すもの，及び補正される標章の新たな図面を提出しなければならない。補正後の登録は引き続き，登録可能な事項を含んでいなければならない，また，補正後の標章は，全体として登録可能でなければならない。補正又は権利の部分放棄は，標章の特徴を実質的に変更するものであってはならない。

(b) 登録における商品又はサービスの特定に関する補正は，その特定を限定するもの又はそれ以外に標章の再公告を必要としない形で変更するものを除き，許可されない。権利の部分放棄の取消を求める補正は，許可されない。

(c) 補正又は権利の部分放棄に関する印刷写しは，登録に関する個々の印刷謄本に添付されなければならない。

§ 2.174 庁による錯誤の訂正

登録に関する重大な錯誤であって，合衆国特許商標庁の過失によって生じたものが庁の記録

によって明らかになった場合は、錯誤の事実及びその内容を記載し、長官又は長官が指名した職員によって署名された訂正証明書が無償で発行され、記録されなければならない。訂正証明書の印刷写しは、登録証の個々の印刷謄本に添付されなければならない。その後は、訂正された証明書は、それが最初から訂正された形態で発行されていた場合と同様の効果を有するものとする。長官の裁量によって、庁は無償で、新たな登録証を発行することができる。

§ 2.175 登録人による錯誤の訂正

(a) 登録において錯誤が生じており、その錯誤が登録人の過失によって善意で生じた旨の証明がされたときは、長官は、新たな訂正証明書を発行することができる。所要の手数料の納付があったときは、庁は、長官の裁量によって、新たな証明書を発行することができるが、ただし、訂正が標章の再公告を必要とするような登録上の変更を含まないことを条件とする。

(b) 当該措置を求めるための申請の要件は、次のとおりである。

(1) 次の事項を含むこと

(i) 訂正を求める錯誤の明細

(ii) 錯誤の生じ方についての説明、及び

(iii) 錯誤が善意で生じた旨の弁明

(2) 登録人によって署名され、かつ、真実宣言がされるか、又は § 2.20 に従った宣言書を含むこと、及び

(3) 所要の手数料を添付すること

(c) 訂正証明書の印刷写しは、登録の個々の印刷謄本に添付されなければならない。

§ 2.176 前記諸事項の検討

§ 2.171 から § 2.175 までの事項は、最初に登録後審査官によって検討される。ただし、§ 2.173(a)に指定される、商標審理審判部における当事者系手続に係る登録の補正請求については、この限りでなく、その請求は、審判部によって検討される。登録後審査官の処分が不利なものである場合は、登録人は § 2.146 に基づき、長官にその処分の再審理を請願することができる。登録人が、審査官の不利な処分に対して、その郵送日から 6 月以内に応答しない場合は、その問題は放棄されたとみなされる。

存続期間及び更新

§ 2.181 原登録の存続期間及び更新

(a)(1) 継続使用又は免責可能な不使用についての宣誓供述書又は宣言書の提出を要求する法第8条の規定に従うことを条件として、1989年11月16日前に発出又は更新された登録は、主登録簿又は補助登録簿の何れにおけるものであるかを問わず、発出日又は更新日から20年間引き続き効力を有し、更に10年の期間について更新することができるが、ただし、それ以前に取消又は放棄されているときは、この限りでない。

(2) 継続使用又は免責可能な不使用についての宣誓供述書又は宣言書の提出を要求する法第8条の規定に従うことを条件として、1989年11月16日以後に発出又は更新された登録は、主登録簿又は補助登録簿の何れにおけるものであるかを問わず、発出日又は更新日から10年間引き続き効力を有し、また更に10年の期間について更新することができるが、ただし、それ以前に取消又は放棄されているときは、この限りでない。

(b) 1905年及び1881年の法律に基づいて発出された登録は、その未経過存続期間に関して、引き続き効力を有し、また、1946年の法律に基づく登録の場合と同じ方式によって更新することができる。

(c) 1920年の法律に基づいて発出された登録は、更新することができないが、ただし、更新が外国登録を支持するために必要とされるときは、この限りでなく、その場合は、1946年の法律に基づく登録の場合と同じ方式によって補助登録簿上で更新することができる。

§ 2.182 更新出願の提出期間

更新出願は、その登録の満了日前1年以内に、又は登録満了日後6月の猶予期間内に提出しなければならない。更新出願を当該期間内に提出しない場合は、その登録は満了する。

§ 2.183 完全な更新出願のための要件

完全な更新出願は、次の事項を含まなければならない。

(a) 登録人又は登録人の代理人によって署名された登録の更新を求める請求書

(b) § 2.6によって要求される各類に対する手数料

(c) § 2.6によって要求される各類に対する追加手数料。ただし、更新出願が法第9条(a)に記載される6月の猶予期間の間に提出される場合に限る。

(d) 更新出願の対象が、登録されている全ての商品又はサービスより少ない場合は、更新されるべき特定の商品又はサービスの一覧

(e) 複数の類の登録に対して1の手数料が提出されたが、その手数料を充当する類が明示されていない場合は、庁は通知を出し、追加手数料の提出又は当初の手数を充当する類の明示の何れかを行うよう要求する。追加手数料は、§ 2.185の要件が満たされる場合は、提出することができる。所要の手数料が提出されず、かつ、当初の手数を充当する類が明示されない場合は、庁は、その手数料が最小の番号が付されている類から始め、昇順での類を対象としているものと推定する。

§ 2.184 更新の拒絶

(a) 更新出願が受理できないものである場合は、庁は、拒絶理由を記載した通知を出す。

- (b) 更新拒絶に対する応答は，庁指令の郵送日から 6 月の期間内又は登録の満了日前の内の何れか遅い方までに提出しなければならず，提出しなかったときは，その登録は満了する。
- (c) 更新出願が，法第 9 条(a)に記載されている期間内に提出されない場合は，その登録は満了する。

§ 2.185 更新出願における不備の訂正

(a) 更新出願が法第 9 条(a)に記載される期間内に提出される場合は，不備は，次の方式によって訂正することができる。

(1) 登録満了日前 1 年の期間内に提出される更新出願における不備の訂正

更新出願が登録満了日前 1 年の期間内に提出される場合は，その不備は，登録満了日前に，不備割増手数料を納付することなく，訂正することができる。登録満了日後においては，不備は，法第 9 条(a)及び § 2.6 によって要求される不備割増手数料を納付して訂正することができる。

(2) 猶予期間内に提出される更新出願における不備の訂正

更新出願が 6 月の猶予期間内に提出される場合は，不備は，猶予期間の満了前に，不備割増手数料を納付することなく，訂正することができる。猶予期間満了後においては，不備は，法第 9 条(a)及び § 2.6 によって要求される不備割増手数料を納付して訂正することができる。

(b) 更新出願が，法第 9 条(a)に記載される期間内に提出されない場合は，登録は満了する。この不備は，治癒することができない。

§ 2.186 長官に対する，更新拒絶についての再審理を求める請願

(a) 審査官による更新出願についての当初の拒絶に対する応答は，審査官が別段の指示をする場合を除き，長官に対する請願の提出前に行わなければならない。審査官による庁指令に対する応答期限については，§ 2.184(b)を参照。

(b) 審査官が更新出願の拒絶を維持する場合は，長官に対し，拒絶についての再審理を求める請願を提出することができる。請願は，拒絶を維持する庁指令の郵送日から 6 月以内に提出しなければならず，提出しなかった場合は，その更新出願は放棄されたものとし，また，その登録は満了する。

(c) 長官による決定が，審判請求の提起又は裁判所における民事訴訟の開始の前に必要である。

商標事件に関する一般的情報及び通信

§ 2.188 - § 2.189 [保留]

§ 2.190 合衆国特許商標庁との商標通信の宛先

(a) 商標通信，一般

紙面によって提出される商標関連の全ての書類は，記録のために割当業務課に送付される書類，商標書類の写しを求める請求及び(e)に指定されるマドリッド議定書に基づいて提出される一定の書類を除き，その宛先は，Commissioner for Trademarks, P.O. Box 1451, Alexandria, VA 22313-1451 としなければならない。商標関連の全ての書類は，庁が通信の受付をする時間内に，Trademark Assistance Center, James Madison Building - East Wing, Concourse Level, 600 Dulany Street, Alexandria, Virginia 22314 に手渡すことができる。

(b) 電子商標書類

出願人は，商標書類を，TEAS により <http://www.uspto.gov> に送信することができる。

(c) 商標割当

割当業務課において書類を記録することを求める請求は，庁のウェブサイトを通じ，<http://www.uspto.gov> に提出することができる。割当業務課において記録されるべき紙面書類及び表紙の宛先は，Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the United States Patent and Trademark Office, P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 としなければならない。§ 3.27 参照。

(d) 商標書類の写しを求める請求

商標書類の写しは，庁のウェブサイトを通じ，<http://www.uspto.gov> に注文することができる。商標書類の認証又は無認証の謄本を求める紙面請求の宛先は，Mail Stop Document Services, Director of the United States Patent and Trademark Office, P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 としなければならない。

(e) 国際出願及び登録に関する一定の書類

§ 7.11 に基づく国際出願，§ 7.21 に基づく事後指定，§ 7.14 に基づく不備の通知に対する応答，§ 7.23 及び § 7.24 に基づく国際登録簿における変更の記録を求める請求，§ 7.28 に基づく代替注記の請求，§ 7.31 に基づく変更の請求及び庁のマドリッド処理部門による処分の再審理を求める長官に対する請願書は，郵便によって提出する場合は，Madrid Processing Unit, 600 Dulany Street, MDE-7B87, Alexandria, VA 22314-5793 に郵送しなければならない。

§ 2.191 手続は書面をもって行うべきこと

庁に対する手続は，書面をもって行わなければならない。出願人又はその代理人の庁への出頭は不要である。庁の処分は，専ら書面記録を基礎とする。口頭の約束，合意又は了解と主張されるものは，それについて不同意又は疑義があるときは，注意が払われない。庁は，当事者に対し，可能な限り，TEAS による書類の提出を奨励する。

§ 2.192 手続は礼節をもって行うべきこと

商標出願人，登録人及び商標審理審判部における手続の当事者，並びにその弁護士又は代理

人は、礼節をもってその手続を行うことを要求される。この要求に違反して提示される書類は、長官に提出され、長官の直接命令によって返却される。商標担当審査官その他の職員に関する苦情は、他の書類とは別途の通信によって申し立てなければならない。

§ 2.193 商標通信及び署名要件

(a) 個々のファイルがそれ自体として完全でなければならないので、商標出願、商標登録ファイル又は商標審理審判部における手続に関して提出されるべき全ての書類に係る別々の書面が、当該書類の関係する個々のファイルに対して提供されなければならない。2以上のファイルに関して提出される書類の内容が同一である場合も同様とする。当事者は、庁が副本の提出を要求する場合を除き、通信の副本を提出してはならない。庁は、通信の副本を処分することができる。

(b) 異なる事項が庁の異なる部課で検討されることがあるので、別個の主題、照会又は注文の各々は、異なる主題を扱う通信に回答するに際しての混乱及び遅延を避けるために、別途の書類に含まれなければならない。

(c)(1) ある者の署名を必要とする通信の各々は、次のとおりでなければならない。

(i) 原本であること、すなわち、当該人によって恒久性のあるインクで直接に署名された原署名を有すること、又は

(ii) 原本の写真複写又はファクシミリ送信等(§ 2.195(c))の写しであること。原本の写しを提出する場合は、原本は真正性の証拠として保持しなければならない。真正性に関する疑義が生じた場合は、庁は原本の提出を要求することができる。又は

(iii) 電子的に送信される商標出願が許容又は要求される場合は、提出物に署名する者は、次の何れかをしなければならない。

(A) 電子提出物上の署名欄に、数字及び/又は文字からなる記号を2のフォワード・スラッシュ間に入れること、又は

(B) 真実宣言された陳述書に、長官によって指定された他の電子署名形式を使用して署名すること

(2) 有資格実務家であるか非実務家であるかを問わず、当事者による書類の庁への提示(署名、出願、提出又は後での主張の何れであるかを問わない)は、§ 10.18(b)に基づく証明を構成する。有資格実務家であるか非実務家であるかを問わず、当事者による§ 10.18(b)(2)についての違反は、§ 10.18(c)に基づく制裁の賦課を生じさせることがある。§ 10.18(b)に違反する有資格実務家は、懲戒処分の適用を受けることもある。§ 10.18(d)及び§ 10.23(c)(15)参照。

(d) 制定法によって証明が要求されている書類を提出しなければならない場合は、その証明の写しは、写真複写又はファクシミリ送信を含め、受理することができない。

§ 2.194 商標出願又は登録の特定

(a) 商標出願に関する通信は、出願番号を受領するまでは提出してはならない。

(b)(1) 商標出願に関する書信は、その番号、出願人の名称及び標章を特定しなければならない。

(2) 登録商標に関する書信は、その登録番号、登録人の名称及び標章を特定しなければならない。

§ 2.195 商標通信の受領

(a) 受領日及び速達郵便寄託日

庁において受領される商標通信は、次の場合を除き、受領日を提出日として与えられる。

(1) 庁は、土曜日、日曜日又はコロンビア特別区の連邦休日には通信の提出に対する受付業務を行わない。(a)(2)に基づく、電子的に送信される通信、又は(a)(3)に基づいて、ファクシミリによって送信される通信を除き、如何なる通信も、庁において、土曜日、日曜日又はコロンビア特別区の連邦休日には受領されない。

(2) 電子的に送信される商標関連通信は、庁がその送信を受領した日を提出日として与えられる。

(3) ファクシミリによって送信される通信は、庁においてその完全な通信が受領された日を提出日として与えられるものとする。ただし、受領日が土曜日、日曜日又はコロンビア特別区の連邦休日である場合は、この限りでなく、その場合は、提出日は、土曜日、日曜日又はコロンビア特別区の連邦休日でない翌日とする。

(4) § 2.198 に従って提出される通信は、「速達郵便」としての合衆国郵政公社への寄託日を提出日として与えられるものとする。

(b) 手渡しによる通信

通信は、郵送に加え、庁が通信の受付をしている時間内に、手渡しすることができる。

(c) ファクシミリ送信

(d)に列記される事情の場合を除き、通信は、予納口座への請求の授権を含め、ファクシミリによって送信することができる。当該通信に与えられる受領日は、その完全な通信が庁において受領された日とするが、当該日が土曜日、日曜日又はコロンビア特別区の連邦休日に当たるときは、この限りでない。§ 2.196 参照。適切に処理することができるようにするため、個々の送信部分は、1 の出願、登録又は庁に対する手続に関して提出されるべき通信に限定しなければならない。出願番号、登録番号又は手続番号を、送信人の表示の一部としてファクシミリのカバーシートに記載しなければならない。

(d) 次の事情に関しては、ファクシミリ送信は許可されず、また提出された場合は、受領日は与えられないものとする。

(1) 標章の登録出願

(2) § 2.51, § 2.52, § 2.72 又は § 2.173 に基づいて提出される図面

(3) 商標審理審判部に提出される通信。ただし、査定系審判請求通知を除く。

(4) 商標法第 7 条(e)に基づく、登録に関する取消又は補正の請求、及び商標法第 7 条(e)に基づく、取消又は補正のために放棄される登録証、並びに

(5) § 7.11, § 7.21, § 7.14, § 7.23, § 7.24 又は § 7.31 に基づいて提出される、マドリッド関連通信

(e) 合衆国郵政公社における業務の中断

合衆国郵政公社における業務の中断又は緊急事態であって、長官によってそれに当たると指定されたものが生じた場合は、庁は、次に該当する通信は、ある特定の日に庁に提出されたものとみなす。

(1) 指定された業務の中断又は緊急事態の終了後速やかに提出されること、及び

(2) その通信は、合衆国郵政公社における指定された業務中断又は緊急事態がなかったならば前記特定の日に提出されていたであろう旨を示す陳述が添付されること

§ 2.196 手続をするための期間：土曜日，日曜日又は連邦休日に当たる期間満了

この部において期間が日をもって定められている場合は，暦日が意図されている。手続をし又は庁に手数料を納付することに関して，制定法によって又はこの部に基づく規則によって定められる日又は最終日が土曜日，日曜日又はコロンビア特別区の連邦休日に当たる場合は，土曜日，日曜日又は連邦休日でない翌日に，手続をし又は手数料を納付することができる。

§ 2.197 郵送又は送信の証明書

(a) (a) (2)に記載される場合を除き，所定の期間内に庁に提出することを要求される通信は，本条に記載する手続が守られている場合は，適時に提出されたものとみなされる。他の全ての目的に関しては，実際の受領日を使用される。

(1) 通信は，次の条件が満たされている場合は，適時に提出されたものとみなす。

(i) その通信が，所定の期間の満了前に郵送又は送信され，

(A) § 2.190 に定められるとおりに名宛され，かつ，合衆国郵政公社に第 1 種郵便としての十分な送料を添えて寄託されるか，又は

(B) § 2.195(c)に従って，ファクシミリによって庁に送信され，かつ

(ii) その通信が，通信の個々の部分に関し，寄託又は送信の日を記載する証明書を含むこと。証明書に署名する者は，その通信が表示された日付以前に郵送又は送信されることを期待する合理的根拠を有さなければならない。

(2) (a) (1)に記載した手続は，次の事項には適用しない。

(i) 15 U.S.C. 1051 又は 1126 に基づく 標章登録出願，及び

(ii) § 7.11，§ 7.21，§ 7.14，§ 7.23，§ 7.24 又は § 7.31 に基づいて提出されるマドリッド関連通信

(b) 通信が(a)に従って郵送又は送信されることによって適時に提出されたとみなされるが，庁において受領されず，かつ，出願が放棄され，登録が取り消され若しくは満了し，又は手続が却下，終結させられ，若しくは権利を損なって決定される場合において，通信を送付した当事者が次の行為をしたときは，その通信は，適時であるとみなされる。

(1) 通信に係る先の郵送又は送信に関して，庁がその通信に関する受領の証拠を有さないことを知ってから 2 月以内に，庁に通知をすること

(2) 先に郵送又は送信した通信及び証明書に関する追加の写しを提供すること，及び

(3) 本人の知識を基にして，又は長官が納得するように，先の適時の郵送又は送信を証明する陳述を含めること。通信がファクシミリ送信によって送付された場合は，陳述書を裏付けるために，送信を証する送信装置のレポートの写しを使用することができる。

(c) 庁は，通信が適時に提出されたか否かを決定するために追加証拠を要求することができる。

§ 2.198 「速達郵便」による通信の提出

(a) (1) (a) (1) (i) から (vii) までに列記する書類を除き，合衆国郵政公社 (USPS) の「名宛人宛て速達郵便局」業務によって配達され，庁が受領する通信は，USPS への寄託日に庁に提出されたとみなす。この速達郵便手続は，次の事項には適用しない。

(i) 標章登録出願

(ii) 法第 1 条(c)に基づく，使用を主張するための補正

(iii) 法第 1 条(d)に基づく使用陳述

(iv) 法第 1 条(d)に基づく使用陳述に係る提出期間の延長を求める請求

(v) 法第 8 条に基づく、継続使用に関する宣誓供述書

(vi) 法第 9 条に基づく更新請求、及び

(vii) 宛先を変更又は訂正するための請求

(2) USPS への寄託日は、「速達郵便」郵送票又は USPS の他の公式記録上の「受付日」によって証明される。USPS への寄託日を決定することができない場合は、その通信は、提出日として庁における受領日が与えられる。

(b) 通信は USPS の職員に直接に寄託し、通信を寄託する者が「受付日」が明示された「速達郵便」郵送票の判読可能な写しを確実に受領するようにしなければならない。USPS の職員との間で間接的な処理(例えば、「速達郵便」投函箱への寄託等)をする者は、要望する「受付日」が明示された「速達郵便」郵送票を受領しない危険を負ってそのような処理をすることとなる。通信を構成する書類又は手数料は、紙面上に「速達郵便」郵送票の番号も含まなければならない。(c)、(d)及び(e)参照。

(c) 庁によって受領され、USPS の「名宛人宛て速達郵便局」業務によって配達された、本条に基づく通信を提出した者は、庁によってその通信に与えられた提出日と「速達郵便」郵送票又は USPS の他の公式記録によって証明される寄託日との間に不一致があることを証明することができるときは、長官に対し、その通信に「速達郵便」郵送票又は USPS の他の公式記録上の「受付日」を提出日として与えるよう請願することができるが、ただし、次の条件が満たされなければならない。

(1) 庁が USPS 寄託日以外の提出日を与えたか又は与える予定であることを当該人が知った後 2 月以内に請願書を提出すること

(2) 「速達郵便」郵送票の番号が、元の郵送の前に、通信を構成する書類又は手数料の紙面上に記載されていたこと、及び

(3) 請願が、「受付日」を示す「速達郵便」郵送票、及び USPS が寄託日を示すものとして依拠する他の公式記録の真正の写しを含むこと

(d) 庁によって受領され、USPS の「名宛人宛て速達郵便局」業務によって配達された、本条に基づく通信を提出した者は、「受付日」が「速達郵便」郵送票又は他の公式記録上に、USPS によって誤って記録されていたか又は書き落とされていたことを証明することができるときは、長官に対し、その通信が USPS に寄託されたと証明される日を提出日として与えるよう請願することができるが、ただし、次の条件が満たされなければならない。

(1) 庁が USPS による不正確な記録に基づく提出日を与えたか又は与える予定であることを当該人が知った後 2 月以内に請願書を提出すること

(2) 「速達郵便」郵送票の番号を、元の郵送の前に、通信を構成する書類又は手数料の紙面上に記載していたこと、及び

(3) 請願が、その通信が要求する提出日の最終予定集荷前に「名宛人宛て速達郵便局」業務に寄託されたことを、長官が納得するように立証する証明を含むこと。本項による証明は、USPS からの証拠又はその通信の USPS の「名宛人宛て速達郵便局」業務への寄託後 1 就業日内に生じた証拠によって確証されなければならない。

(e) 通信が、§ 2.190 により庁へ適切に宛先され、USPS の「名宛人宛て速達郵便局」業務に係る十分な郵送料を添えて寄託されたが、庁によって受領されない場合は、その通信を郵送

した当事者は、長官に対し、その通信は USPS への寄託日に庁に提出されたとみなすよう請願することができるが、ただし、次の条件を満たさなければならない。

(1) 庁がその通信の受領の証拠を有していないことを当該人が知った後 2 月以内に請願書を提出すること

(2) 「速達郵便」郵送票の番号を、元の郵送の前に、書類又は手数料の紙面上に記載していたこと

(3) 請願が次の書類を含むこと。「速達郵便」郵送票の番号を紙面上に記載している、元の寄託書類又は手数料の写し、返送を受けた葉書受領書、「受付日」を記載している「速達郵便」郵送票の写し、USPS が寄託日を証明するために依拠する他の公式記録の写し、及び請求する提出日が「速達郵便」郵送票又は他の公式記録に USPS によって記録されている「受付日」と異なる場合は、(d)(3)に従った証明であって、その通信が、請求する提出日の最終予定集荷前に「名宛人宛て速達郵便局」業務に寄託されたことを示すもの、及び

(4) 請願が、長官が納得することができるように、通信の原寄託を証明する陳述、並びに通信の写し、「速達郵便」郵送票の写し、返送された葉書領収書及び USPS によって記載された他の公式記録の写しは、郵送された元の通信、「速達郵便」郵送票、返送を受けた葉書領収書及び USPS によって記載された公式記録の原本に関する真正の写しである旨の陳述を含むこと

(f) 庁は、通信が、問題とされている日に USPS に「速達郵便」として寄託されたか否かを決定するために、追加証拠を要求することができる。

§ 2.199 [保留]

特許商標庁の商標記録及びファイル

§ 2.200 譲渡記録は公衆の閲覧に供される

(a)(1) 特許及び商標に関する個別の譲渡記録が庁において維持される。(1955年1月1日以後に記録されている譲渡に係る)商標出願及び登録に関する譲渡記録は、庁において公衆の閲覧に供され、それらの譲渡記録の写しは、請求及び§ 2.6に記載されている手数料の納付によって取得することができる。

(2) 1955年1月1日前に記録された全ての商標譲渡記録は、国立公文書館(NARA)によって維持される。その記録は、公衆の閲覧に供される。それらの譲渡記録の認証謄本及び無認証謄本は、請求及びNARAによって要求される手数料を納付することによって、NARAによって提供される。

(b) 譲渡その他の書類の写しを求める注文は、その譲渡又は書類が記録されているリール及びフレーム番号を特定しなければならない。書類が、正しいリール及びフレーム番号を指定することなく、表示される場合は、その譲渡についての調査をするために消費される時間に対して、§ 2.6(b)(10)に記載されている特別料金が課せられる。

§ 2.201 謄本及び認証謄本

(a) 庁の管轄下であり、かつ、公衆の閲覧に供される商標登録及び商標記録又は商標書類の無認証謄本は、§ 2.6によって要求される該当する手数料の納付があったときは、それに対する権原を有する何人に対しても、庁によって提供されるものとする。

(b) 庁の管轄下であり、かつ、公衆の閲覧に供される商標登録及び商標記録又は商標書類の認証謄本は、§ 2.6によって要求される該当する手数料の納付があったときは、庁の印章によって認証され、また、長官によって若しくは長官が授権した庁の職員により証明される長官の名称によって、証明されるものとする。

§ 2.202 - § 2.205 [保留]

商標事件に関する手数料及び金銭の納付

§ 2.206 商標手数料は前納すること

(a) 庁に納付されるべき商標手数料及び料金は、前納すること、すなわち、手数料又は料金の納付を必要とする庁の行為を請求する時点で納付することを要求される。

(b) 庁に納付される全ての手数は、個別の商標出願又は登録ファイル又は商標手続の各々に関して細目を付し、手数料の納付目的が明らかになるようにしなければならない。庁は、本項によって要求されるとおりに細目を付されていない手数料を返却することができる。

§ 2.207 納付方法

(a) 商標事件に関して要求される金銭の納付の全ては、庁を経由して納付される国際商標出願及び登録の手数料を含め、合衆国ドルによって、及び、銀行小切手若しくは支払保証小切手、財務省中期証券、連邦免許銀行券又は合衆国郵政公社郵便為替の形式で行われなければならない。他の形式で送付された場合は、庁は、回収が行われるまで、貸方記入を遅らせるか又は取り消すことができる。小切手及び郵便為替の受取人は、合衆国特許商標庁長官としなければならない。(Commissioner of Patents and Trademarks を受取人とする小切手は、引き続き受理するものとする)。外国からの納付は、所要の手数料全額に対して、合衆国において支払われるべきものであり、直ちに流通可能なものでなければならない。郵便によって庁に送付される金銭についての危険は送付者が負うものとし、また、金銭を同封する書信は、合衆国郵政公社の書留としなければならない。

(b) 商標手数料に関して必要とされる金銭は、予納口座の補充のためのものを除き、クレジットカードによっても納付することができる。クレジットカードによる手数料の納付は、そのクレジットカードに請求されるべき金額及び請求の処理のために必要な他の情報を明示しなければならない、かつ、手数料の徴収を条件とする。庁は、手数料をクレジットカードに請求するための包括的授權を受理しないものとする。クレジットカード情報が、クレジットカードによる手数料の納付のために庁が提供する様式以外の様式又は書類によって提供される場合は、クレジットカード番号が公知となった場合、庁は責任を負わないものとする。

§ 2.208 予納口座

(a) 納付すべき手数料の納付、記録の写し又は庁によって提供される役務の発注をする上での弁護士及び一般公衆の便宜のために、予納口座開設手数料(§ 2.6(b)(13))を納付して、庁に予納口座を開設することが可能である。納付すべき手数料の納付又は庁によって提供される役務の発注のために、最低\$ 1,000 の予納が要求される。庁は毎月末に、予納口座計算書を発行するものとする。計算書を受領したときは直ちに送金をし、その口座宛てに請求される項目又は業務の金額を負担し、それにより、その口座を設定された通常の預託額に戻すようにしなければならない。全ての手数料、写し又は要求する役務を負担するに足りる金額が常に預託されていなければならない。十分な資金のない口座への請求は受理されないものとする。月末残高が\$ 1,000 未満であった各月に対しては、手数料(§ 2.6(b)(13))が課せられるものとする。

(b) 個別の出願に関し、その出願の係属期間全体、又は提出する特定の書類の何れかに関し、全ての手数料につき又は一定の手数料に限り、十分な資金を有する予納口座に請求するため

の包括的授權書を提出することができる。手数料を予納口座宛てに請求することについての授權は、口座にその手数料を負担するのに十分な資金がない場合は、手数料を請求することについてのその授權が、請求される特定の手数料について効力を発生する日における手数料の納付とはみなさない。

(c) 予納口座所有者は、庁に支払を提出することによって、予納口座を補充することができる。予納口座を補充するための支払は、(c)(1)、(c)(2)、(c)(3)又は(c)(4)に記載する方法の何れかによって提出しなければならない。

(1) 予納口座を補充するための支払は、Federal Reserve Fedwire Systemによる電子送金によって提出することができる。その場合は、予納口座所有者の銀行又は金融機関に、次の情報を提出しなければならない。

(i) 銀行の名称、すなわち、Treas NYC(Treasury New York City)

(ii) 銀行経路コード、すなわち、021030004

(iii) 合衆国特許商標庁の財務省における口座番号 13100001、及び

(iv) 予納口座所有者の会社名及び予納口座番号

(2) 予納口座を補充するための支払は、庁のインターネット・ウェブサイト(<http://www.uspto.gov>)による電子資金送金によって提出することができる。

(3) 予納口座を補充するための支払は、USPSの郵便によって提出することができる。その場合の宛先は、Director of the United States Patent and Trademark Office, P.O. Box 70541, Chicago, Illinois 60673である。

(4) 予納口座を補充するための支払は、民間配達郵便又は持参することによって提出することができる。その場合の宛先は Director of the United States Patent and Trademark Office, Attn: Deposit Accounts, 2051 Jamieson Avenue, Suite 300, Arlington, Virginia 22314である。

§ 2.209 払戻

(a) 長官は、錯誤により又は要求される手数料を超えて納付された手数料を払い戻すことができる。手数料納付後の目的の変更、例えば、当事者が、手数料が納付済みである商標出願、審判請求又はその他の商標についての提出の取下を希望するときなどのものは、当事者に当該手数料に関する払戻を受ける権原を与えるものではない。庁は\$ 25以下の払戻は、明示して請求される場合を除き、行わないものとし、また、当該金額については納付者に通知しないものとする。手数料を納付する又は払戻を請求する当事者が、電子送金(31 U.S.C. 3332 and 31 CFR part 208)による払戻をするための銀行情報を提供しないか、又は庁に対し、払戻は予納口座に振り込むよう指示しないときは、長官は払戻をするために、そのような情報を要求するか、又は支払証書上の銀行情報を使用することができる。クレジットカードによって納付された手数料の払戻は、クレジットカードにより、当該手数料の請求宛先であったクレジットカード口座に振り込まれるものとする。

(b) 払戻請求は、本項に別段の定めがあるときを除き、手数料が納付された日から2年以内に提出しなければならない。庁が、授權書(§ 2.208(b))に明示されている金額以外の金額を予納口座に請求した場合は、当該請求に基づく払戻の請求は、当該請求を記載した予納口座計算書の日付から2年以内に提出しなければならない。また、予納口座計算書の写しを含んでいなければならない。本項に記載されている期間は延長することができない。